
札幌市における
市町村官民データ活用に関する調査研究業務

報 告 書

目 次

I	業務の概要	1
1	業務の目的	1
2	業務の内容	1
II	最新の技術動向に係る調査	3
1	ICTの普及動向	3
2	技術開発に係る国の方針及び計画	5
III	国の取組に係る調査	10
1	国の取組に係る調査	10
2	国へのヒアリング調査	16
IV	国内他自治体の事例調査	21
1	都道府県版「官民データ活用推進計画」の策定状況	21
2	自治体版「官民データ活用推進計画」の策定状況	24
3	他自治体における「官民データ活用推進計画」の策定事例	25
V	ICTの活用に関する市民アンケート調査	39
1	アンケート調査の概要	39
2	アンケート集計結果	41
3	過去に実施されたアンケート調査結果との比較	65
VI	市内関係機関へのヒアリング調査	84
1	ヒアリング調査の概要	84
2	ヒアリング結果の総括	85
VII	札幌市におけるICT活用の現状と課題の分析	89
1	イノベーション・プロジェクトの進捗状況	89
2	オープンデータの推進状況	92
3	民間の動き	94
4	札幌市におけるICT活用に係る課題	96
VIII	市町村計画策定の検討に向けた諸条件の整理及び分析	97
1	札幌市ICT活用戦略の改定及び官民データ活用推進計画の策定要否の検討に資する 情報整理	97
2	札幌市ICT活用戦略の改定及び官民データ活用推進計画の策定要否に係る提言	98
3	計画の策定手法についての提言	99
4	計画策定時に留意すべき事項	102
5	計画の構成案	104
	資料編	111

I 業務の概要

1. 業務の目的

我が国では、情報通信技術（ICT）の目覚ましい発展に対応し、それらを基盤とした官民データの適正かつ効果的な活用を推進するための基本理念等を定めた「官民データ活用推進基本法」が平成 28 年 12 月に成立した。

基本法は、各地域における官民データ活用の推進を目的として、都道府県に対して「都道府県官民データ活用推進計画」の策定を義務付けるとともに、市町村に対しては「市町村官民データ活用推進計画」の策定を努力義務として規定している。

一方、札幌市では、都市課題の解決に向けた ICT 活用の基本方針として「札幌市 ICT 活用戦略」を平成 28 年度に策定し、平成 29 年度から平成 31 年度までの具体的な事業を掲載しているが、平成 32 年度以降の事業についてはあらためて検討するものとしていることから、現在、ICT 戦略の改定に向けた検討を進めているところである。

市町村計画に求められる記載事項は ICT 戦略の掲載内容とも密接に関連することから、市町村計画の要否や策定する場合の掲載内容に係る検討は、最新の技術動向や社会情勢、国及び他自治体の取組など様々な情報を踏まえた上で、市町村計画と ICT 戦略の関係性について勘案しながら、ICT 戦略の改定検討と同時に行う必要がある。

本業務は、ICT を基盤としたデータ活用を取り巻く種々の要因について基礎的な調査を行った上で、市町村計画策定のメリットや必要性和、ICT 戦略の改定との関係性等について、総合的に検討を行うものである。

2. 業務の内容

(1) 最新の技術動向に係る調査

国内外を問わず、行政機関・企業等における ICT 活用・研究等について調査を行い、今後社会実装が期待される先端技術や既に成果を生み出している技術など、最新の ICT 動向について情報を整理する。

(2) 国の取組に係る調査

市町村の官民データ活用推進計画及び ICT 戦略の双方に関連する国の計画・ロードマップ・有識者会議の検討内容など、主要な ICT 関連の動向について調査を行う。

(3) 国内他自治体の事例調査

既に官民データ活用推進計画を策定済みの自治体のうち、既存の ICT 関連計画を有する自治体を選定し、それらの自治体における既存計画との関係性（既存計画を改定することで官民データ活用推進計画に位置付けたのか、別個の計画として官民データ活用推進計画を策定したのかなど）や計画の記載事項・掲載施策、策定に至るまでの検討内容について調査を行う。

(4) 市民へのアンケート調査

市民 1,500 人を対象にアンケートを実施し、ICT 活用に対する市民の意識やツール・サービスの利用状況などについて調査する。

(5) 市内関係機関へのヒアリング調査

市内に拠点を置く大学等の学術機関・ICT 関連事業者・データ活用によるイノベーションが見込める分野の事業者等より、ICT・データ活用に係る意見・助言を得るため、ヒアリング調査を実施する。

(6) 札幌市における ICT 活用の現状と課題の分析

上記(1)～(5)の調査内容や ICT 活用戦略策定時の状況・課題感等を踏まえ、札幌市を取り巻く社会環境及び札幌市における直近の ICT・データ活用状況や課題等を分析・再整理する。

(7) 市町村計画策定の検討に向けた諸条件の整理及び分析

上記(1)～(6)の調査検討内容や各種資料の内容などを踏まえ、札幌市において市町村計画を策定した場合に生じるメリットや社会的効果、市民生活や企業活動等への影響など、市町村計画策定の要否等を検討する上で考慮すべき諸条件について整理・分析する。

また、市町村計画を策定する場合には、ICT 活用戦略を改定し市町村計画に位置付けるべきか、別個に新たな計画を作成すべきかなど、市町村計画と ICT 活用戦略の関係性についても整理・提言し、本市の市町村計画として掲載すべき事項や章立てなどを示す骨子案を併せて提示する。

II 最新の技術動向に係る調査

1. ICT の普及動向

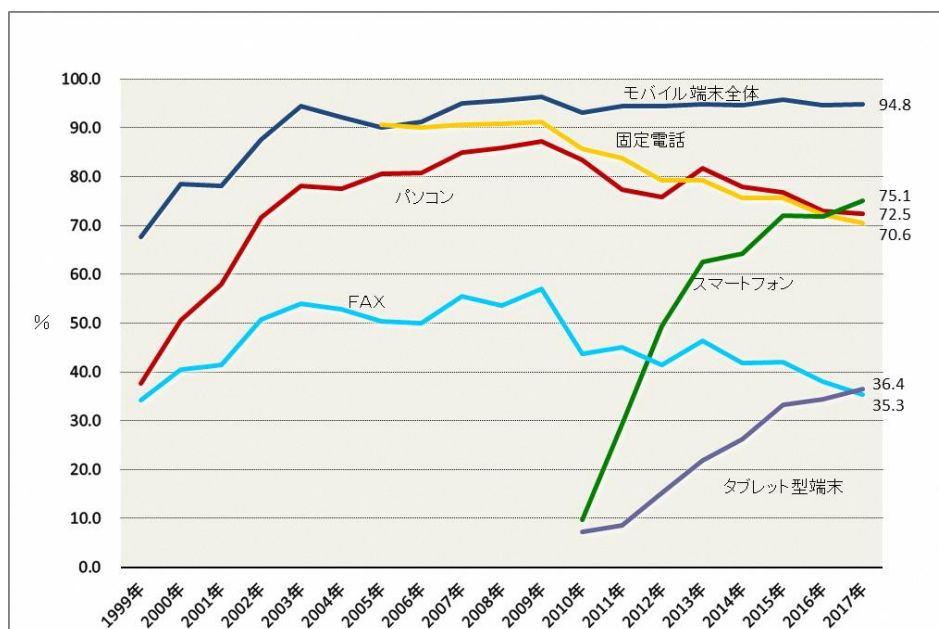
(1) 情報通信機器の普及動向

2017年の情報通信端末の世帯保有状況を見ると、「モバイル端末全体」が94.8%にのぼり、ほぼ全ての世帯がいずれかのモバイル端末を保有している。

さらに、「モバイル端末全体」の内数である「スマートフォン」の保有率が75.1%と、前年より3.3ポイント上昇し、初めて「パソコン」の保有率（72.5%）を上回った。

スマートフォンを中心とするモバイル端末の急速な普及を受け、従来以上に「モバイルファースト」を基本としたICT政策の推進が求められている。

図表 II-1-1 情報通信機器の世帯保有率の推移



注) 「モバイル端末全体」には、携帯電話・PHSと、2009～12年までは携帯情報端末（PDA）、2010年以降はスマートフォンを含む。

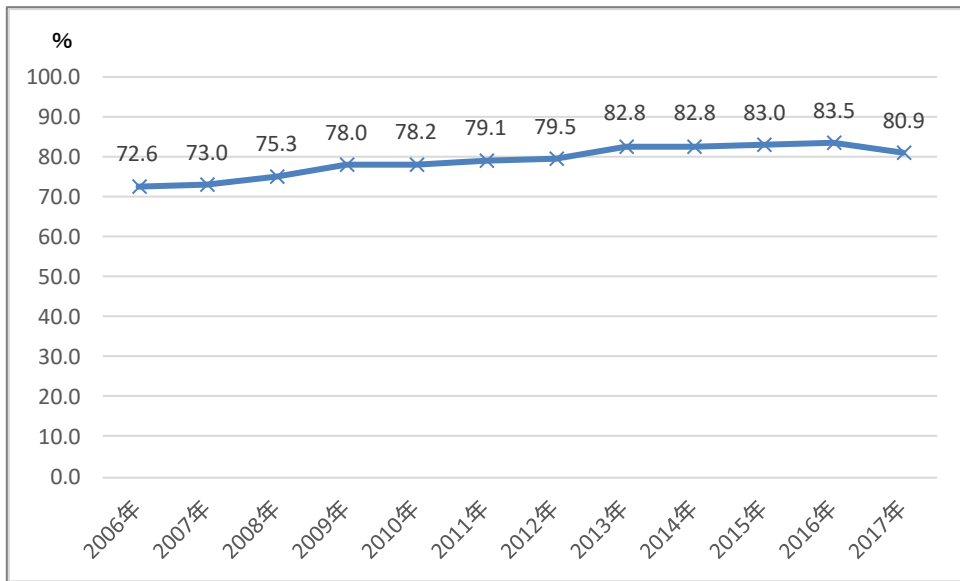
出典) 総務省「通信利用動向調査」

(2) インターネットの利用状況及びインターネット利用端末の種類

2017年のインターネット利用率（個人）は、80.9%と高率であり、また、利用端末別のインターネット利用率は、「スマートフォン」が59.7%で最も多く、「パソコン」（52.5%）を初めて上回った。

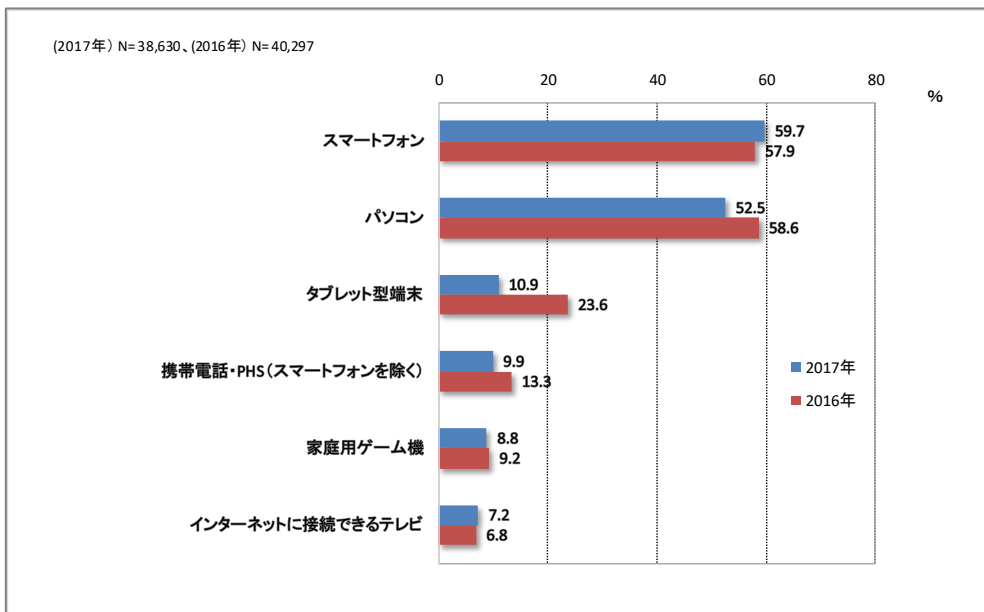
スマートフォンを使ってのインターネット利用が定着しており、スマートフォン利用者の利便性向上を意識した情報の提供やアプリケーションの提供が求められている。

図表Ⅱ-1-2 インターネット利用率（個人）の推移



注) 2017年調査では、高齢者層の回答者が増加したことによる回答傾向の変化等があったことから、
 経年比較に際しては注意が必要
 出典) 総務省「通信利用動向調査」

図表Ⅱ-1-3 インターネット利用端末の種類



注) 当該端末を用いて過去1年間にインターネットを利用したことがある人の比率
 出典) 総務省「通信利用動向調査」

2. 技術開発に係る国の方針及び計画

(1) Society5.0 と未来投資戦略

Society5.0は、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として提示されたもので、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）を意味する。

狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すものである。

Society 5.0で実現する社会は、IoT（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難の解決が期待されている。

人工知能（AI）により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術を活用し、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されるほか、社会の変革（イノベーション）を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合あえる社会、一人一人が快適で活躍できる社会の到来が想定されている。

図表Ⅱ-2-1 Society5.0が想定する社会のイメージ



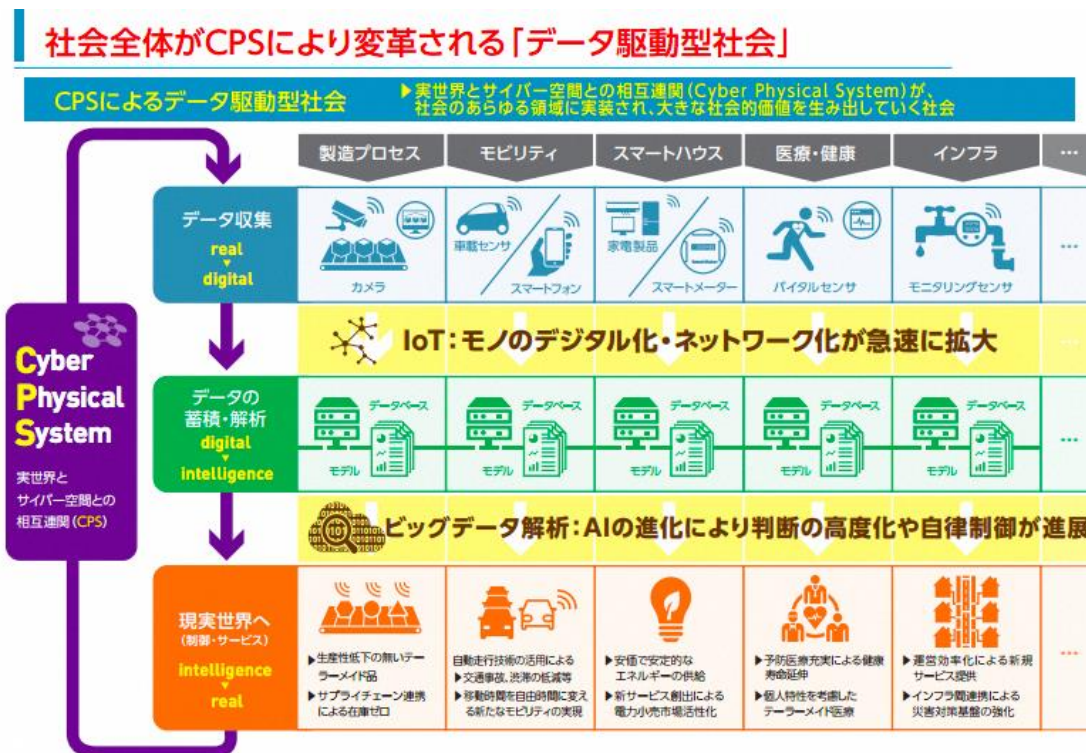
出典）内閣府「第5期科学技術基本計画」

一方、「未来投資戦略」は、平成29年6月から実施されている国の成長戦略であり、「Society5.0」の実現を目指すことが位置けられている。

現在推進中の「未来投資戦略 2018—「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革—」では、「Society5.0」の実現に向けて、日本の成長戦略を牽引するフラッグシッププロジェクトとして、「次世代モビリティ・システムの構築プロジェクト」、「次世代ヘルスケア・システムの構築プロジェクト」等が位置付けられ、さらに、データ利活用基盤や人材・イノベーション基盤など、デ

ータ駆動型社会の共通インフラの整備と、大胆な規制・制度改革や「Society5.0」に適合した新たなルールの構築が位置付けられている。

図表Ⅱ-2-2 データ駆動型社会のイメージ



出典) 経済産業省「情報経済小委員会 中間取りまとめ報告書」(平成 27 年 5 月)

(2) AI (人工知能) 技術戦略及び実行計画

国は、今後の社会における AI (人工知能) の重要性の高まりを受けて人工知能技術戦略会議を設置し、2017 年 3 月に人工知能技術戦略及びその産業化ロードマップを取りまとめ、「生産性」、「健康、医療・介護」、「空間の移動」、「情報セキュリティ」の重点分野を中核に、官民連携により、AI 技術の研究開発から社会実装まで取り組む戦略を定めた。

2017 年 12 月には、人工知能技術戦略会議の司令塔機能の強化を図り、2018 年 3 月には、人工知能技術戦略で定めた「研究開発」、「人材育成」、「産学官が有するデータ及びツール群の環境整備」、「ベンチャー支援」、「AI 技術の開発」に係る取組をより具体化・強化する観点から、各取組の目標と達成時期を示した人工知能技術戦略実行計画を策定した。

(3) 地域 IoT 実装推進ロードマップ

総務省では、IoT 等の本格的な実用化の時代を迎え、これまでの実証等の成果の横展開を強力かつ迅速に推進するため、平成 28 年 9 月から「地域 IoT 実装推進タスクフォース」を開催し、この中で、「地域 IoT 実装推進ロードマップ」を公開している(最新版は平成 30 年 4 月改訂版)。

同ロードマップは、2020 年を目標とし、教育、医療、子育て、防災、産業等、身近な生活に係る分野及び IoT 基盤について、実証及び実装フェーズの取組内容を示している。

図表 II-2-3 地域 IoT 実装の「分野別モデル」



出典：総務省「地域 IoT 実装推進ロードマップ」

図表 II-2-4 IoT 分野の市場予測

利用シーン	IoTへのニーズ	ソリューション例	2025年経済効果 (単位：兆円)
ウェアラブル	疾病のモニタリング、管理や健康増進	<ul style="list-style-type: none"> 患者や高齢者のバイタル等管理、治療オプションの最適化 医療機関/診察管理（遠隔治療、サプライチェーン最適化等） 創薬や診断支援等の研究活動 	20.4-190.8
家	エネルギーマネジメント、安全やセキュリティ、家事自動化、機器の利用に応じたデザイン	<ul style="list-style-type: none"> 宅内の配線、ネットワークアクセス、HEMS等の管理 家庭の安全&火災警報、高齢者/子供等の見守り 宅内の温度/照明調節、電化製品/エンタメ関連の自動運転 	24.0-42.0
小売り	自動会計、配置最適化、スマートCRM、店舗内個人化プロモーション、在庫ロス防止	<ul style="list-style-type: none"> サプライチェーンの可視化、顧客&製品情報の収集、在庫管理の改善、エネルギー消費の低減、資産とセキュリティの追跡を可能とするネットワークシステム及びデバイスの提供 	49.2-139.2
オフィス	組織の再設計と労働者モニタリング、拡張現実トレーニング、エネルギーモニタリング、ビルセキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> 自動監視、制御（HVAC、照明、防災&防犯、入退出管理等） オフィス関連機器（コピー機、プリンタ、FAX、PBXの遠隔監視、IT/データセンター、イントラの機器類）の監視・管理 	8.4-18.0
工場	オペレーション最適化、予測的メンテナンス、在庫最適化、健康と安全	<ul style="list-style-type: none"> インフラ/サプライチェーン管理、製造工程管理、稼働パフォーマンス管理、配送管理、バージョン管理、位置分析等 	145.2-444.0
作業現場	オペレーション最適化、機器メンテナンス、健康と安全、IoTを活用したR&D	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー源となる資源（石油、ガス等）の探掘、運搬等に係る管理の高度化 鉱業、灌漑、農林業等における資源の自動化 	19.2-111.6
車	状態に基づくメンテナンス、割引保険	<ul style="list-style-type: none"> 自動車、トラック、トレーラー等の管理（車両テレマティクス、ナビゲーション、車両診断、盗難車両救出、サプライチェーン統合等、追跡システム、モバイル通信等） 	25.2-88.8
都市	公共の安全と健康、交通コントロール、資源管理	<ul style="list-style-type: none"> 電力需給管理（発電設備、再生可能エネルギー、メータ等） 旅客情報サービス、道路課金システム、駐車システム、渋滞課金システム等主に都市部における交通システム管理の高度化 公共インフラ：氾濫原、水処理プラント、気候関連等の環境モニタリング等 飛行機、船舶、コンテナ等非車両を対象とした輸送管理 追跡システム：人（孤独な労働者、仮出所者）、動物、配送、郵便、食（生産者⇒消費者）、手荷物等のトレーシング 監視：CCTV、高速カメラ、軍事関係のセキュリティ、レーダー/衛星等 	111.6-199.2
建物外	配送ルート計画、自動運転車、ナビゲーション		67.2-102.0

出典：McKinsey Global Institute analysis “THE INTERNET OF THINGS: MAPPING THE VALUE BEYOND THE HYPE 2015

(4)「未来をつかむ TECH 戦略」(総務省)における未来の生活シーンの提示

IoT、AI、ロボットなどの ICT は、新たな付加価値を生み出したり業務を効率化したりすることで生産性を向上させるとともに、子ども・お年寄り・障がい者など、あらゆる国民の生活に変革をもたらす「切り札」として期待が寄せられている。

こうした認識の下、総務省では、2030 年～2040 年頃の未来社会を展望しつつ、そこから逆算する形で、IoT・AI・ロボット等のイノベーションの社会実装や、年齢・性別・障がいの程度等を超えて、誰もがその能力を発揮し、豊かな生活を享受できる社会の実現に向けて取り組むべき情報通信政策の在り方を検討し、「未来をつかむ TECH 戦略」としてとりまとめた。

この中で、「人づくり」、「地域づくり」、「産業づくり」の観点から、それぞれ 2030 年代に実現したい未来の姿について、以下のとおり具体的な生活シーンも描写する形で展望し、そこからのバックキャストによる政策パッケージを提言している。

図表Ⅱ-2-5 「未来をつかむ TECH 戦略」(総務省)における未来の生活シーン





出典) 総務省「未来をつかむ TECH 戦略」

(5) キャッシュレス社会に向けた動向

日本はキャッシュレス決済の比率が海外に比べて低く、2015年は18.4%にとどまり、韓国(89.1%)、中国(60.0%)等のアジア諸国、カナダ(55.4%)、イギリス(54.9%)、オーストラリア(51.0%)等、諸外国に比べて大きく遅れている。

国はこうした状況を受け、「未来投資戦略2017」において、今後10年間でキャッシュレス決済の比率を4割程度に引き上げる目標を掲げ、大阪万博の開催決定後は、その達成期限を2025年に前倒しすることとした。

2018年には、改正銀行法、改正割賦販売法が施行されたことで、キャッシュレス決済の環境整備が進み、厚生労働省では2019年度にデジタルマネーによる給与支払を認める方向で調整が進められている。

一方、スマートフォンを活用した決済システムが各社から提供されており、多様なサービスとメリットを打ち出して各社が顧客の囲い込みを行っている。

キャッシュレス化の普及は、2020年の東京オリンピックに向けて、急展開していくものと考えられる。

図表Ⅱ-2-6 支払サービスにおける新たなスキームの可能性

分類	プレイヤーのアプローチ	顧客接点	主要サービス
自社顧客基盤を活用した支払い	・プラスチックカード不要の支払サービス ・支払情報の活用サービス	・支払アプリを活用した顧客とのコミュニケーションの実現	Origami Pay 楽天ペイ アップル・ペイ
加盟店に特化した支払い	・中小店舗の売上管理IT化 ・中小店舗の非現金支払(低料率、低導入コスト)	・低コストな端末提供 ・中小店舗の支払システムのIT化実現	スクウェア AirPAY Coiney
独自支払いネットワークの構築(非カードブランド支払)	・支払センターを経由しない低価格通信インフラの活用	・SNSなど独自のネットワークを活用	LINE Pay Pay PAL
独自インハウス支払いネットワーク構築	・ブランド・フィー、チャージからの解放	・支払前の購買(物品、サービス)のゲートウェイや金融商品の接点としても成立	AliPay WeChat Pay

出典) 経済産業省「キャッシュレス・ビジョン」(2018年4月)

Ⅲ 国の取組に係る調査

1. 国の取組に係る調査

市町村の官民データ活用推進計画及び ICT 戦略の双方に関連する国の計画・ロードマップ・有識者会議の検討内容など、主要な ICT 関連の動向について調査を行う。

(1) 官民データ活用推進基本法

平成 28 年 12 月、官民データ利活用のための環境を総合的かつ効率的に整備することを目的とした「官民データ活用推進基本法」が成立した。

同法では、「オープンデータ」を法律として位置付けただけでなく、行政手続の原則オンライン化やマイナンバーカードの普及・活用、さらには、AI（人工知能）や IoT（インターネット・オブ・シングス）を法律ではじめて定義するなど、幅広い内容となっている。

このうち、「オープンデータ」に関しては、国や自治体、その他事業者等が保有する「官民データ」について、個人の権利利益、国の安全などが害されないようにしつつ、インターネットなどを通じて容易に利用できる措置を講ずると規定されている。

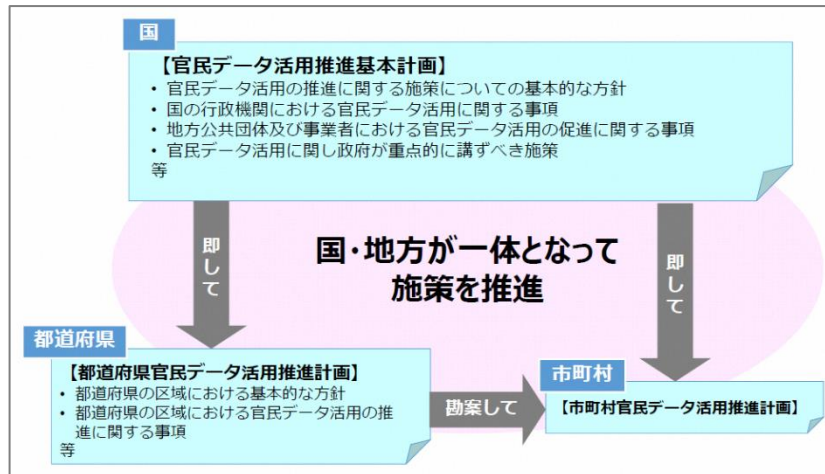
また、同法では、都道府県に対し、「都道府県官民データ活用推進計画」の策定が義務付けられる一方、市町村（特別区を含む）に対しては、「市町村官民データ活用推進計画」の策定が努力義務とされており、それらを受けて、同年 10 月 10 日に地方公共団体において官民データ活用推進計画を策定するための手引が公開された。

図Ⅲ-1-1 官民データ活用推進基本法の概要

<p>目的 インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データの適正かつ効果的な活用（「官民データ活用」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置することにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与する。（1条）</p>	
<p>第1章 総則</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「官民データ」とは、電磁的記録（※1）に記録された情報（※2）であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり管理され、利用され、又は提供されるものをいう。（2条） ※1 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。 ※2 国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すこととなるおそれがあるものを除く。 ◆基本理念 <ul style="list-style-type: none"> ① IT基本法等による施策と相まって、情報の円滑な流通の確保を図る（3条1項） ② 自立的で個性豊かな地域社会の形成、新事業の創出、国際競争力の強化等を図り、活力ある日本社会の実現に寄与（3条2項） ③ 官民データ活用により得られた情報を根拠とする施策の企画及び立案により、効果的かつ効率的な行政の推進に資する（3条3項） ④ 官民データ活用の推進に当たって、 <ul style="list-style-type: none"> ・安全性及び信頼性の確保、国民の権利利益、国の安全等が害されないようにすること（3条4項） ・国民の利便性の向上に資する分野及び当該分野以外の行政分野での情報通信技術の更なる活用（3条5項） ・国民の権利利益を保護しつつ、官民データの適正な活用を図るための基盤整備（3条6項） ・多様な主体の連携を確保するため、規格の整備、互換性の確保等の基盤整備（3条7項） ・AI、IoT、クラウド等の先端技術の活用（3条8項） ◆国、地方公共団体及び事業者の責務（4条～6条） ◆法制上の措置等（7条） 	<p>第2章 官民データ活用推進基本計画等</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆政府による官民データ活用推進基本計画の策定（8条） ◆都道府県による都道府県官民データ活用推進計画の策定（9条1項） ◆市町村による市町村官民データ活用推進計画の策定（努力義務）（9条3項） <p>第3章 基本的施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆行政手続に係るオンライン利用の原則化・民間事業者等の手続に係るオンライン利用の促進（10条） ◆国・地方公共団体・事業者による自ら保有する官民データの活用の推進等、関連する制度の見直し（コンテンツ流通円滑化を含む）（11条） ◆官民データの円滑な流通を促進するため、データ流通における個人の関与の仕組みの構築等（12条） ◆地理的な制約、年齢その他の要因に基づく情報通信技術の利用機会又は活用に係る格差の是正（14条） ◆情報システムに係る規格の整備、互換性の確保、業務の見直し、官民の情報システムの連携を図るための基盤の整備（サービスプラットフォーム）（15条） ◆国及び地方公共団体の施策の整合性の確保（19条） ◆その他、マイナンバーカードの利用（13条）、研究開発の推進等（16条）、人材の育成及び確保（17条）、教育及び学習振興、普及啓発等（18条） <p>第4章 官民データ活用推進戦略会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆IT戦略本部の下に官民データ活用推進戦略会議を設置（20条） ◆官民データ活用推進戦略会議の組織（議長は内閣総理大臣）（22、23条） ◆計画の案の策定及び計画に基づく施策の実施等に関する体制の整備（議長による重点分野の指定、関係行政機関の長に対する勧告等）（20条～28条） ◆地方公共団体への協力（27条） <p>附則</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆施行期日は公布日（附則1項） ◆本法の円滑な施行に資するための、国による地方公共団体に対する協力（附則2項）

出典：内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室資料「官民データ活用推進基本法について」

図Ⅲ-1-2 官民データ活用推進計画と都道府県及び市町村計画との関係



出典：内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室資料「官民データ活用推進基本法について」

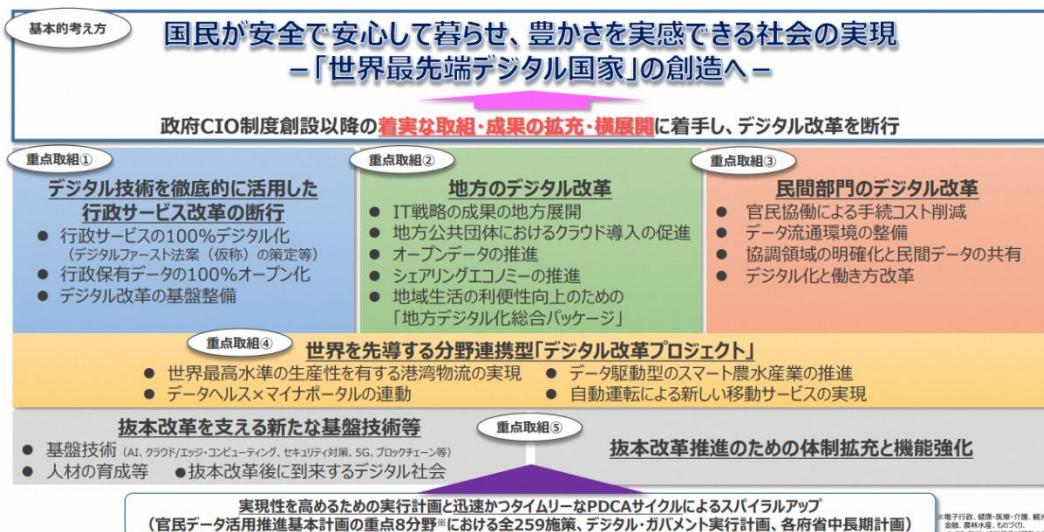
(2) 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画

官民データ活用推進基本法の成立を受け、2017（平成29）年5月には同法及び「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」に基づく取組を具体化するものとして、「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成29年5月30日閣議決定）が策定され、その後、同計画はその名称を「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」に改められた。

同計画は、「国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会の実現」に向け、世界最先端デジタル国家の創造を図ることを目的としている。

その実現に向け、重点的に取り組むものとして、「デジタル技術を徹底的に活用した行政サービス改革の断行」、「地方のデジタル改革」、「民間部門のデジタル改革」、「世界を先導する分野連携型「デジタル改革プロジェクト」、 「抜本改革を支える新たな基盤技術等」、「抜本改革推進のための体制拡充と機能強化」が位置づけられている。

図Ⅲ-1-3 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画の概要



出典：内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室資料「世界最先端デジタル国家」に向けて」

(3) デジタル・ガバメント実行計画

世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画の重点分野の一つである「電子行政分野」に係る取組として、2017（平成 29）年 5 月に「デジタル・ガバメント推進方針」が策定され、同方針では、本格的に国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政の在り方そのものをデジタル前提で見直すデジタル・ガバメントの実現を目指すこととされている。

この方針の具現化を目的として、「デジタル・ガバメント実行計画」が策定され、同計画は、官民データ活用推進基本法及び「デジタル・ガバメント推進方針」に示された方向性を具体化し、実行することによって、安心、安全かつ公平、公正で豊かな社会を実現することとしている。

図Ⅲ-1-4 デジタル・ガバメント実行計画の概要

項目	内容
目指す社会像	①必要なサービスが、時間と場所を問わず、最適な形で受けられる社会 ②官民を問わずデータやサービスが有機的に連携し、新たなイノベーションを創発する社会
目指す社会像を実現するために必要となるデジタル・ガバメント	①利用者中心の行政サービス ・利用者にとって、行政サービスが、「すぐ使えて」、「簡単で」、「便利」である。 ・利用者にとって、行政のあらゆるサービスが最初から最後までデジタルで完結される。 （行政サービスの 100%デジタル化） ②行政サービス、行政データ連携の推進 ・行政サービスや行政データの連携に関する各種標準やシステム基盤が整備され、民間サービス等と行政サービス及び行政データの連携が行われている。 ・行政サービス及び行政データが、設計段階から、他の機関や他のサービスとの連携を意識して構築されている。

図Ⅲ-1-5 デジタル・ガバメントで注目される技術と技術領域

機械学習(人工知能) <ul style="list-style-type: none"> ・コールセンター ・将来予測 ・自動手続 	ビッグデータ (データ解析) <ul style="list-style-type: none"> ・政策立案 ・将来予測 	IoT <ul style="list-style-type: none"> ・スマートシティ ・公用車搭載のセンサー ・インフラ・メンテナンス 	ロボティクス(ドローン、自動運転) <ul style="list-style-type: none"> ・各種作業 ・公共交通
製造技術 <ul style="list-style-type: none"> ・3Dプリンターによるメンテナンス ・3Dモデル・シミュレーション 	ナノテクノロジー <ul style="list-style-type: none"> ・センサー・ネットワーク ・超小型デバイス 	Everything as a service <ul style="list-style-type: none"> ・外部サービスの積極的な活用 ・内部システムのサービス化 	クラウド <ul style="list-style-type: none"> ・あらゆるサービス基盤にクラウドを活用 ・安全性の向上 ・民間クラウド認証
Fintech <ul style="list-style-type: none"> ・公金収受のネットینگ ・電子マネー 	モバイル <ul style="list-style-type: none"> ・住民サービス ・脱PCサービス ・どこでもサービス ・ウェアラブル 	ソーシャルネットワーク <ul style="list-style-type: none"> ・住民の声の収集 ・広報 	AR、VR <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画 ・観光
ブロックチェーン <ul style="list-style-type: none"> ・情報管理 	インタオペラビリティ <ul style="list-style-type: none"> ・連携、組み合わせの容易化 	セキュリティ <ul style="list-style-type: none"> ・侵入等の防止 ・個人情報保護 	リスク管理 <ul style="list-style-type: none"> ・防災 ・犯罪予防

出典：IT 総合戦略本部「第 24 回新戦略推進専門調査会電子行政分科会」資料（2017. 6）

(4) マイナンバーカードの用途拡大に向けた動き

政府は平成31年2月15日の閣議で、マイナンバーカードを健康保険証として使えるようにすることを盛り込んだ健康保険法などの改正案を決定した。現在、利用が低調なマイナンバーカードの利便性を高めて普及を促すとともに、受診時の本人確認を確実にし、医療保険の不正利用を防ぐことを目的としたもので、2021年3月からの施行を目指すとしている。

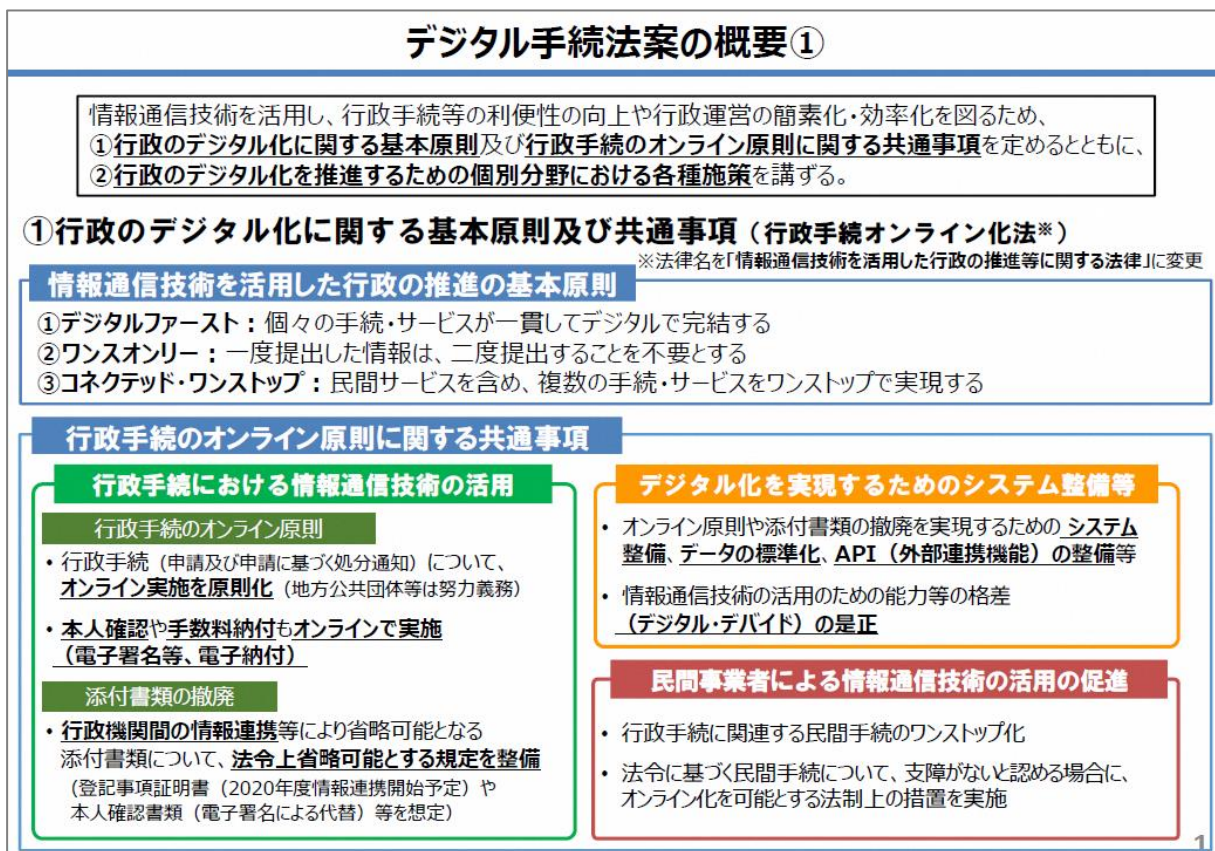
医療機関の窓口を設置する専用機器でマイナンバーカードの裏側のICチップを読み込む仕組みであり、専用機器は、保険診療の支払い審査を行う「社会保険診療報酬支払基金」等に接続され、同基金がカードの所持者の健康保険証の情報を送信し、医療機関が保険資格を確認できるようになる見通しである。

(5) デジタル手続法案

国は、平成31年2月、ICTを活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図ることを目的とした「デジタル手続法案」を取りまとめた。

同法案は、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続のオンライン原則に関する「共通事項」を定めるとともに、行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずることとしている。

図Ⅲ-1-6 デジタル手続法案の概要



出典）内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室資料「デジタル手続法案について」

デジタル手続法案の概要②

②行政のデジタル化を推進するための個別施策（住民基本台帳法、公的個人認証法、マイナンバー法）

本人確認情報の保存及び提供の範囲の拡大（住民基本台帳法）

- 国外転出者の本人確認情報の公証（戸籍の附票の記載事項の追加・記載された本人確認情報の保存・提供）
- 本人確認情報の長期かつ確実な保存及び公証（住民票等の除票を除票簿として保存・安全確保措置等）
- 本人確認情報の提供を受けられる事務の追加（酒類製造免許に関する事務等を追加）
→ 情報通信技術を活用した個人の識別・認証を将来にわたり、国内外問わず実現
(オンライン手続・本人確認の実現、添付書類の省略の前提)

公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードの利用者・利用方法の拡大（公的個人認証法、マイナンバー法）

- 国外転出者による公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードの利用
→ 国外転出者による公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードを活用したオンライン手続・本人確認の実現
- 個人番号カードへの移行拡大（通知カードの廃止）
- 利用者証明用電子証明書の利用方法の拡大（暗証番号入力を要しない方式）

個人番号利用事務及び情報連携対象の拡大（マイナンバー法）

- 罹災証明書の交付事務等の個人番号利用事務への追加
- 社会保障分野の事務の処理のために、情報連携の対象の事務や情報を追加
→ 行政手続における関係書類の提出の省略、行政事務の効率化

出典）内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室資料「デジタル手続法案について」

(6) 2020 年に向けた社会全体の ICT 化アクションプラン（総務省）

総務省は、2020 年東京大会後の持続的成長を見据え、「2020 年に向けた社会全体の ICT 化推進に関する懇談会」においてアクションプランを策定し、他の関係主体と連携しながらその実行に向けた検討を行っている。

同アクションプランでは、無料公衆無線 LAN 環境の整備、「言葉の壁」をなくす多言語音声翻訳システムの高度化、日本の魅力を海外に発信する放送コンテンツの海外展開、4K・8K やデジタルサイネージの推進、第 5 世代移動通信システムの実現、オープンデータ等の利活用、サイバーセキュリティ対策等、各個別分野における具体的な目標、取組内容、スケジュールを明確化している。あわせて、これらの分野に横串をさす「都市サービスの高度化」、「高度映像配信」等の横断的分野における利便性向上を実感できるサービスを提示している。

図Ⅲ-1-8 2020 年に向けた社会全体の ICT 化アクションプラン（総務省）



出典) 総務省「2020 年に向けた社会全体の ICT 化アクションプラン」

2. 国へのヒアリング調査

(1) 概要

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室及び総務省北海道総合通信局に対し、官民データ活用推進に係る最新動向の把握や、札幌市の ICT 政策検討に対する助言を受けることを目的に、ヒアリング調査を行った。

(2) 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室へのヒアリング調査

① ヒアリングの実施要領

国の ICT 政策の所管部門である内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室推進計画に対し、次の通りヒアリングを実施した。

図Ⅲ-2-1 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室へのヒアリング実施要領

項目	内容
ヒアリング先	内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室 企画官 浦上 哲朗氏 他 2 名
ヒアリング項目	1. 官民データ活用推進に係る最新情報 2. 自治体版 官民データ活用推進計画の策定について 3. 札幌市に対するアドバイス 4. その他

② ヒアリング内容

a) 官民データ活用推進に係る最新情報について

- ・今国会に「デジタル手続法案」を提出する。この法案の内容について十分に確認・理解されたい。
- ・市町村における官民データ活用計画の策定は努力義務としているが、義務は義務であり、札幌市のような指定都市は、計画策定について義務とされている都道府県と規模能力を同じくするのであるから、計画策定を率先して行うことを期待している。
- ・各自治体の取組内容について、事例集を作って公表しているので参照されたい。

b) 自治体版 官民データ活用推進計画の策定について

- ・官民データの活用は、市の情報担当部門だけでできるものではない。市の他の部署と一緒に取り組む必要があるし、民間をしっかりと巻き込むことも重要。そのことを念頭に、計画を策定してほしい。
- ・情報担当部門は、設定した KPI の進捗管理・フォローアップをしっかりと行うことも心がけてほしい。市の情報担当部門に相当するのは、国では IT 室。IT 室は四半期に一度、各省から IT 戦略・官民データ基本計画に位置付けられた事業の進捗管理・フォローアップを行っている。
- ・計画策定の手引は改定をする予定があるので最新版を参照してほしい。

c) 札幌市に対するアドバイス

- ・手引で示した章立てや5つの柱については、参考にしてもらいたいが、各地方自治体で工夫をしてもらってよい。札幌市にとって最適で、実効性のある計画となることを期待している。
- ・現在、総務省では2040年に人口減少による労働制約から自治体の採用も例外なくできなくなる等、業務は増えるのにそれを支える人員が足りないことが既に予測されている（2040年問題）。今のうちからそれを見通してデータやICTを活用し、行政の効率化や職員の働き方の改革をしていくことが必要。特に、効率化を図ることで、どれだけのコストが削減できるのかを可視化して市民に示し、理解を得ていくことが重要。
- ・さいたま市は、保育所利用調整業務にAIを活用し、人手では1,500時間かかっていた業務を数秒で行えるようになった。その結果、職員の負担軽減や、本来自治体職員でないとできないような他の業務への人材の配分が可能となった。今の40代が定年を迎える時に、後輩たちに対して、行政サービスを持続可能な形で提供できる自治体を残すことができるか、が問われている。
- ・スマートシティの取組みも多くの社会問題の解決に資するだろう。他方、職員自身がICTや官民データを活用できていないのに、どうして民間にまでデジタル化を波及させることができるだろうか。市役所自身がデジタル化を固めることが重要。市の業務をテクノロジーによって効率化し、その結果として良質な市民サービスが提供できることに加えて、それをきっかけに、地域全体のデジタル化を進めていくのだ、という意識を進めてほしい。
- ・大事なことは、誰が何に困っているのか、ということ。その解決のために、ICTや官民データの活用がある。札幌市でいえば、一番は、「除雪」ではないか。ICTデータの活用によって質の高い行政サービスを提供することに加え、「データの活用によってコストがこれだけ削減できた」という実績を可視化して、市民にしっかり訴えていくことで理解を得る取組も非常に重要である。「ICTの活用＝投資」という考えの下で、投資によるコスト削減効果を計測し、しっかり見せていくという、見せ方、伝え方を工夫する必要があるだろう。
- ・財政部門のメンタリティとして、「投資」という視点がないことが多い。一方、システムの査定は財政部門でも難しい。情報担当部局がしっかりシステム経費の査定を行いながら、財政部門の信頼を得る必要もある。データ活用やICT活用の推進に理解を得られるよう努力することが必要。
- ・同時に、自治体が保有する官民データをオープンにし、オープンデータをもとに、地域の課題を解決するため、Code forのような民間の取組、シビックテックの動きと連動することも官民データの活用として有用。札幌市にそのようなITリテラシーの高い企業はあるか。そことコラボレーションすることも考えられる。
- ・データ及びICTの活用は行政横断的なものなので、庁内の推進体制が非常に重要。とりまとめ部局であるまちづくり政策局ICT戦略推進担当部と原課とではICT推進に対する温度差があると思うので、庁内横断的な推進組織づくりと、そこにどんな権限や役割を与えるかが極めて重要。その際には、首長のリーダーシップが極めて重要。その上で、スモールサクセスを積み重ね、他部局に示すことで、取組の輪をひろげていってほしい。

(3) 総務省北海道総合通信局へのヒアリング調査

① ヒアリングの実施要領

北海道における情報通信行政の推進主体である総務省北海道総合通信局に対し、次の通りヒアリングを実施した。

図Ⅲ-2-2 総務省北海道総合通信局へのヒアリング実施要領

項目	内容
ヒアリング先	総務省北海道総合通信局情報通信部情報通信振興課 課長補佐 小笠原 康一郎氏 同 普及促進担当チーフ 企画監理官 奥野 典子氏
ヒアリング項目	1. ICT 関連施策に関する最新情報 2. 札幌市に対するアドバイス 3. 個別事項

② ヒアリング内容

a) ICT 関連施策に係る最新動向

- ・H31 年度の新規事業として、「革新的ビッグデータ処理技術導入推進事業」を実施する予定。行政事務の効率化を目的に、AI や RPA (Robotic Process Automation) を導入し、データを活用した効果的な業務運営やデータ処理の高度化による業務の効率化により、地方の人材不足を補い、地域課題の解決・住民サービスの向上を図る。

b) 札幌市の ICT 関連施策について

- ・ICT による課題の解決と、ICT による価値の創造という二つの側面がある。新たな戦略を考える際には、いまどのような課題に直面しているかを整理し、それに ICT をどう活用できるかを考える必要がある。
- ・一方、札幌は創造都市宣言をしているので、ICT を使ってどんな魅力的なモノやコトを作っていけるかにも期待が大きい。チカホや大通公園など、魅力的な空間を ICT でどう魅力化できるか。
- ・札幌は観光都市であり、スポーツ振興にも力を入れている。都市イメージの良いまちなので、ICT の活用によってそれらの価値が上がるような取組が期待される。
- ・新たなツールがたくさん出てきているので、市民の趣味や活動への ICT 利用なども進めていければ良いのではないか。
- ・先日の夜の地震の際には、チカホを朝まで開放し、充電対応も行ってた。チカホの利用とあわせ、防災アプリによる的確な情報提供や誘導があれば、市民や来訪者がその利便性を体感でき、ICT の活用に対する理解も進むだろう。

c) 個別事項

ア) オープンデータについての情報提供、アドバイス

- ・オープンデータの取組はまだこれからであるが、そうした中でも札幌市は着実に進めている。オープンデータの推進において、道内における札幌市の存在は規模と情報量で別格なので、札幌市のオープンデータ推進には期待が大きい。
- ・札幌市のオープンデータサイトを見ると、リアルタイム情報なども公開されており、進展している状況が伺える。市民に役立つデータを地道に提供し続け、そうした事例を重ねていくことで利用が広まると思う。
- ・札幌市建設局みどりの推進部が、公園行政に ArcGIS を活用して公園の機能分担業務を行い、業務に要する時間を劇的に短縮したという事例を目にした。現場をもつ部局がこうした対応をしているのは素晴らしい事例だと思う。総務省では現在、「EBPM（証拠に基づく政策立案）に関する有識者との意見交換会」を開催しているが、GIS は合理的根拠に基づく政策の立案ツールであり、EBPM を進めるための有効な道具といえる。
- ・プラットフォーム検討会の中では、自走化に向けたマネタイズが課題となっているが、解決策を見出し、継続できる仕組みを考えてほしい。
- ・プログラミング教育が必修化されるが、2022 年には地理科目が必修科目となる。これにともない、地図と地理情報システムの活用も 1 つの柱となり、オープンデータを活用した GIS 利用が進むと思われる。こうした動きを意識し、データの公開を進めてほしい。
- ・小学校の社会科教育の中で、データを活用して自分のまちを調べる授業を行っている事例もあり、子どもたちは大人の想像を超えた発見や気づきを得ている例もあるという。次世代の人材を育成する意味においても重要な取組みだと思うので、そうした授業を支援するようなデータの提供も重要ではないか。
- ・自治体の ICT 推進やオープンデータを扱う人材の育成に向け、「総務省 ICT スキル総合習得プログラム」や「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック Ver1.0」を提供している。こうしたツールを積極的に活用し、人づくりを進めつつ、オープンデータを推進してほしい。

イ) マイナンバーカードの活用についての情報提供、アドバイス

- ・札幌市のマイナンバーカードの交付率は H30 年 12 月時点で 10.5%だが、交付枚数は 20 万枚を超えている。率で見ると 1 割でも、20 万人を超える人がカードを保有しているという事実はしっかり評価すべきではないか。
- ・カードの普及はカードの用途の拡大にもなって進むのは当然であるが、まず、とにかくカードを普及させてしまうという方法もあるだろう。例えば、成人式の会場で写真を撮ってあげて、その場でカードを交付するといった手法なども良いのではないか。
- ・総務省でも、地域力創造グループの取組として、「マイナンバーカードを活用した住民総活躍・地域の消費拡大サイクル構築プロジェクト」を推進中である。これは、マイナンバーカードを活用し、様々な利用者カードを一枚にするとともに、各地方公共団体のボランティアポイントなどをクラウド化することに併せ、クレジットカードなどのポイントやマイレージを地域経済応援ポイントとして合算する仕組みを全国各地に導入・展開し、住民の公益的活動の支援と地域の消費拡大につなげることを目的としたものである。H30 年度は、システムの機能強化及び消費拡大サイクルの全国展開と、低コストで確実なセキュリティを確保するため、ブロッ

クチェーン技術等の導入に関する調査研究を行っている。こうした事業の成果が生かされれば良いと考えている。

IV 国内他自治体の事例調査

1. 都道府県版「官民データ活用推進計画」の策定状況

(1) 概況

各都道府県には「官民データ活用推進計画」の策定が義務付けられている。

平成31年1月時点における策定状況は5都道県にとどまるが、国が2020年（平成32年）までを「オープンデータ集中取組期間」と位置付けている関係上、複数の府県が平成30年度中の策定に向け、現在策定中にあると想定される。

図IV-1-1 官民データ活用推進計画策定済都道府県一覧（H31.1.1現在）

都道府県名	計画名	策定・位置付年月
北海道	北海道ICT利活用推進計画	H30.3
東京都	東京都ICT戦略	H30.10
静岡県	静岡県高度情報化基本計画（ICT戦略2018）・官民データ活用推進計画	H30.3
滋賀県	滋賀県ICT推進戦略	H30.3
徳島県	とくしま新未来データ活用推進戦略	H30.3

出典) Web サイト「政府 CIO ポータル」

(2) 北海道 ICT 利活用推進計画

① 計画の概要

北海道は、平成30年3月に「北海道 ICT 利活用推進計画」を策定し、同計画を北海道版の「官民データ活用推進計画」と位置づけている。

北海道 ICT 利活用推進計画は、「北海道総合計画」（H28～37年度）における特定分野別計画（情報関連部門）であり、H30～33年度の4ヶ年計画である（次期のICT利活用推進計画の対象期間はH34～37年度となり、最終年度のH37年度は「北海道総合計画」の終了年次と同じになる）。

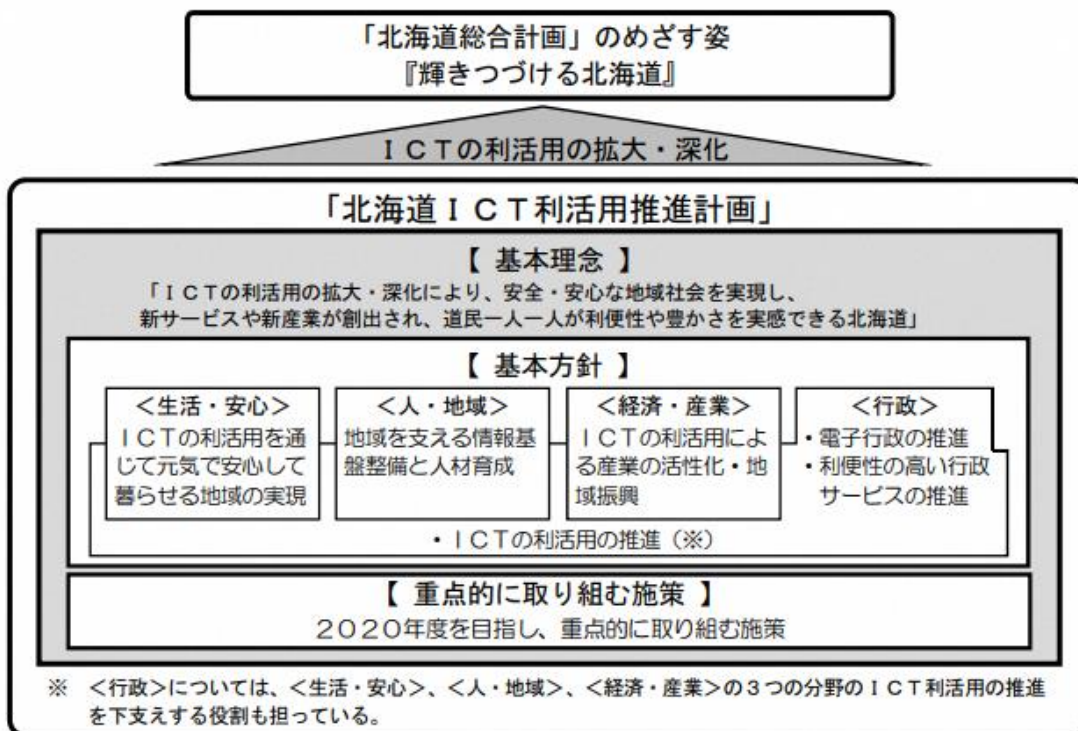
北海道 ICT 利活用推進計画は、「ICTの利活用の拡大・深化により、安全・安心な地域社会を実現し、新サービスや新産業が創出され、道民一人ひとりが利便性や豊かさを実感できる北海道」を基本理念とし、「生活・安心」、「人・地域」、「経済・産業」の3分野に加え、ICT全般の利活用の推進と電子行政の構築を担う「行政」を加えた4分野を基本方針の柱とし、ICTの利活用の拡大・深化に向けた取組を推進することとしている。

この方針に沿って重点的に取り組む施策としては、「IoT、オープンデータ・ビッグデータ、AI等の活用推進」、「テレワークの推進」、「マイナンバー制度の円滑な運用等」、「情報通信基盤の維持・整備」、「サイバーセキュリティ対策の推進」、「人材育成・普及啓発（プログラミング教育、セキュリティ人材）」の6施策であり、これらは、国がデータ活用推進計画の手引の中で示した個別政策の5本柱との共通点が多い。

道は同計画の推進にあたり、「国、市町村、産業界などと連携・協働し、北海道全体でビジョン

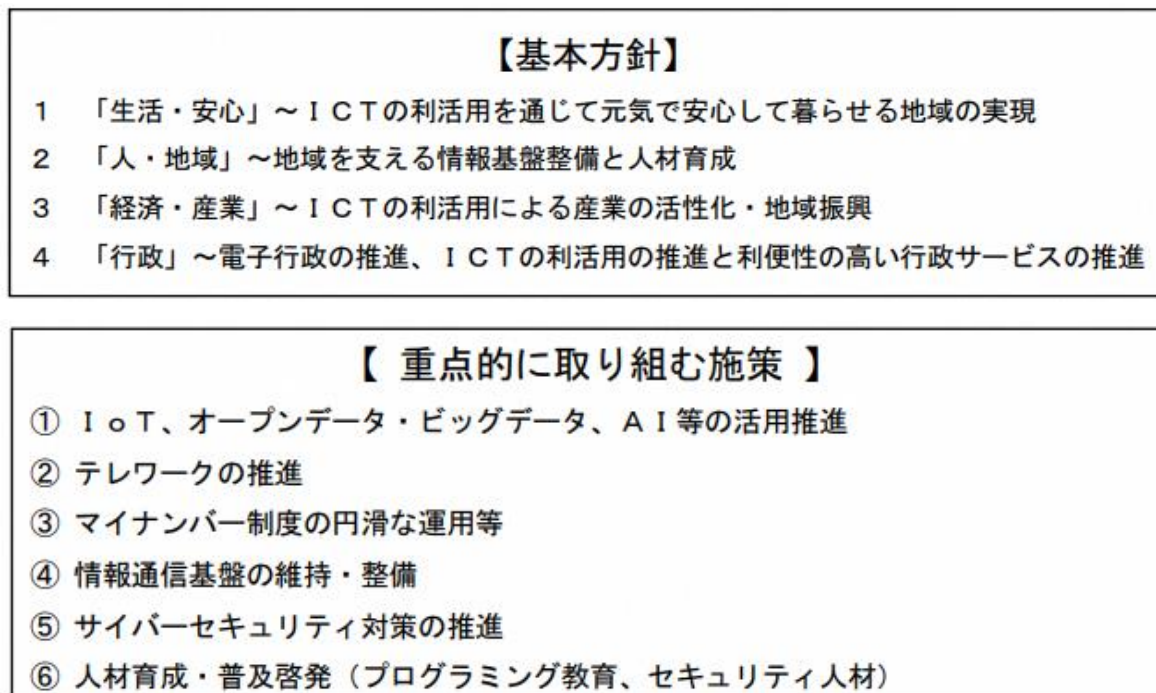
の実現を図る」としており、計画の進捗状況を毎年度把握し、点検・評価を行うこととしている。

図IV-1-2 北海道 ICT 利活用推進計画の概要



出典) 北海道「北海道 ICT 利活用推進計画」

図IV-1-3 北海道 ICT 利活用推進計画の基本方針と重点施策



出典) 北海道「北海道 ICT 利活用推進計画」

② 計画策定の手法と札幌市へのアドバイス（ヒアリング結果より）

北海道 ICT 利活用推進計画の策定プロセスや、札幌市が官民データ活用推進計画を策定する場合の助言を仰ぐため、次の通り、策定担当者にヒアリングを行い、情報を得た。

図IV-1-4 「北海道 ICT 利活用推進計画」策定担当部門へのヒアリング実施要領

項目	内容
ヒアリング対象	北海道総合政策部情統計局情報政策課 IoT 推進グループ
ヒアリング項目	・北海道 ICT 利活用推進計画の内容について ・札幌市に対するアドバイス（ICT 活用戦略の改定、官民データ活用推進計画の策定について）

a) 北海道 ICT 利活用推進計画の策定手法について

- ・計画を策定するにあたっては、国が示した「都道府県官民データ活用推進計画の手引」を参照したが、構成や表現が手引と完全に一致しているわけではない。ただし、表現は違っても、手引が示している項目に漏れがないかのチェックは行った。
- ・国からは、「北海道 ICT 利活用推進計画」を「北海道官民データ利活用推進計画」として位置付けることを計画の本文中に明記するよう要請があったので、そのように対応した（計画本文 P2 2. 本計画の性格の(3)都道府県官民データ活用推進計画 の項に『「官民データ活用推進基本法」に基づく都道府県官民データ活用推進計画として位置付ける。」と記載）
- ・計画の策定後、国からの指導や要請等は特に受けていない。
- ・「重点的に取り組む施策」についての数値目標を設定しているが、中には国の数値目標に縛られているものもある。例えば、「オープンデータ取組済の市町村数」については、国が設定した目標値が 100%なので、道としても 179 団体（市町村）を目標値にする必要があった（現在は 7 団体）。

b) 札幌市に対するアドバイス

- ・札幌市 ICT 活用戦略を見たが、非常によく検討され、取りまとめられているという印象。
- ・札幌市の現戦略の改定にあわせて、官民データ活用推進計画を作成するのは効率的だと考える。
- ・内容については、現在の戦略の構成を大きく変えなくても官民データ活用推進計画としての内容を満たすのではないかと。道の計画との整合性も取れると思われる。
- ・道の計画では、「重点的に取り組む施策」についての数値目標を設定している。多くは自治体数や団体数で目標値を示しているが、中には、人口普及率や企業立地件数等で目標値を示しているものもあるので、札幌市が計画を策定する際には、道の数値目標との整合性について意識してほしい。

2. 自治体版「官民データ活用推進計画」の策定状況

国内の自治体（市区町村）のうち、「官民データ活用推進計画」を策定している団体は平成31年1月時点で26団体である。

計画策定のパターンは、「既存の情報化推進計画を見直して、官民データ活用推進計画として整理」、「既存の情報化推進計画を、官民データ活用推進計画として正式化」、「既存の情報化推進計画とは別に、官民データ活用推進計画を新規策定」、「既存の情報化推進計画が存在しないため、官民データ活用推進計画を新規策定」の4パターンに大別され、パターン別の内訳は次の通りである。

図IV-2-1 官民データ活用推進計画策定済市町村一覧（H31.1.1現在）

策定パターン	自治体名	計画名	策定・位置付年月
既存の情報化推進計画を見直して、官民データ活用推進計画として整理	秋田県 横手市	第2次横手市情報化計画	H30.3
	福島県 郡山市	郡山市デジタル市役所推進計画2018~21	H30.3
	茨城県 日立市	日立市情報化推進指針	H30.2
	東京都 港区	港区情報化計画	H30.3
	東京都 新宿区	新宿区情報化戦略計画	H30.3
	東京都 世田谷区	世田谷区情報化事業計画	H30.3
	福井県 福井市	福井市ICT利活用推進計画	H30.4
	長野県 茅野市	茅野市ICT活用戦略	H30.4
	静岡県 焼津市	焼津市情報化推進計画【第二版】	H30.7
	三重県 松阪市	松阪市情報化推進計画2018	H30.3
	大阪府 大阪市	大阪市ICT戦略 第2版	H30.3
	大阪府 豊中市	豊中市情報化計画	H30.3
	大阪府 枚方市	第2次枚方市情報化計画	H30.4
	大阪府 茨木市	次なる茨木のためのICTビジョン	H30.2
	鹿児島県 鹿児島市	第四次鹿児島市地域情報化計画	H30.3
既存の情報化推進計画を、官民データ活用推進計画として正式化	北海道 釧路町	釧路町情報化計画	H30.4
	秋田県 鹿角市	第2次鹿角市地域情報化計画	H30.4
	福島県 会津若松市	第6次会津若松市地域情報化基本計画	H30.10
既存の情報化推進計画とは別に、官民データ活用推進計画を新規策定	北海道 下川町	下川町官民データ活用推進計画	H30.7
	秋田県 湯沢市	湯沢市官民データ活用推進計画	H30.7
	神奈川県 横浜市	横浜市官民データ活用推進計画	H30.5
	静岡県 裾野市	裾野市官民データ活用推進計画	H30.11
既存の情報化推進計画が存在しないため、官民データ活用推進計画を新規策定	鹿児島県 日置市	日置市官民データ活用推進計画	H30.8
	北海道 森町	森町情報化推進計画	H30.5
	奈良県 大和郡山市	大和郡山市官民データ活用推進計画	H30.3
	奈良県 橿原市	橿原市官民データ活用推進計画	H30.6

出典) Web サイト「政府 CIO ポータル」

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室へのヒアリングによると、市町村版「官民データ活用推進計画」の策定は各市町村の努力義務とされている中で、全国 26 市町村が策定済である現状は、「想定以上」との見解である。

3. 他自治体における「官民データ活用推進計画」の策定事例

(1) 事例調査の手法

① 調査対象とする都市の選定方針

「官民データ活用計画」策定の先行事例として、他自治体の中から複数の事例を取り上げ、資料に基づき、各自治体の具体的な計画の構成、内容、策定手法等を整理する。

なお、事例に取り上げる自治体の選定にあたっては、下記の方針によることとした。

図IV-3-1 参考事例として調査する自治体の選定方針

項目	内容
人口規模要件	人口規模が札幌市に近い都市を優先して選定
策定手法要件	4 パターンの策定手法のうち、「既存の情報化推進計画を見直して、官民データ活用推進計画として整理」、「既存の情報化推進計画を、官民データ活用推進計画として正式化」、「既存の情報化推進計画とは別に、官民データ活用推進計画を新規策定」の 3 パターンに該当する都市を 1 都市ずつ選定
オープンデータ要件	オープンデータに係る取組が積極的な自治体を選定

② 調査対象に選定した都市の概要

上記の選定方針に基づき、大阪市、横浜市、会津若松市の 3 市を選定して事例調査を実施することとした。

図IV-3-2 事例調査対象自治体の概要

都市名	計画名	策定年月	策定パターン
大阪市	大阪市 ICT 戦略 第 2 版	H30.3	既存の情報化推進計画を見直して、官民データ活用推進計画として整理
横浜市	横浜市官民データ活用推進計画	H30.10	既存の情報化推進計画とは別に、官民データ活用推進計画を新規策定
会津若松市	第 6 次会津若松市地域情報化基本計画	H30.5	既存の情報化推進計画を、官民データ活用推進計画として正式化

(2) 大阪市の事例

① 概要

大阪市は、平成 30 年 3 月に「大阪市 ICT 戦略 第 2 版」を策定し、これを同市の官民データ活用推進計画に位置づけた。同戦略の第 1 版は平成 28 年 3 月に策定・公表されていることから、僅か 2 ヶ年で戦略を改定したことになる。

② 戦略を改定した理由

戦略第 2 版の全文によると、戦略を改定した背景として、下記の点が明記されている。

図IV-3-3 「大阪市 ICT 戦略 第 2 版」における「はじめに」の記載（抜粋）

<p>「大阪市 ICT 戦略」にかかる取組み開始から 3 年が経過するなか、</p> <ul style="list-style-type: none">・平成 28 年 12 月に、「官民データ活用推進基本法」が公布・施行されるなど、ICT を積極的に活用し成長を促す環境がより一層整いつつある。・基本法は、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、地方自治体に対し、官民データ活用の推進に関する計画策定を求めている。・IoT、人工知能、ビッグデータ等の技術が発達し、様々な商品やサービスとして提供される等「ICT でできること」が増加している。・提供されるサービスの変化に伴い、①安全・安心な生活への期待、②人の豊かさの尺度（価値観）の変容、③所有から共有への考え方等、個人のニーズや考え方が多様化している。・このような技術発展に対応するには国内のみならず、発展が著しい海外都市とも連携を行い、知見を共有していく必要があり、平成 29 年 6 月には、ニューヨーク市が提唱する IoT ガイドラインにアジアの都市として初めて参画した。 <p>こうした状況を踏まえ、「大阪市 ICT 戦略」を改訂し、基本法が求める“大阪市官民データ活用推進基本計画”として位置づけ、様々な施策において国等との連携を図るデータ利活用の環境を整備するとともに、様々な都市等と連携を強化し、知見を共有しながら、技術発展や社会ニーズの変容に速やかに対応していくことで、最先端 ICT 都市の実現に向けた取組みをより強力に推進していく。</p>

出典) 大阪市「大阪市 ICT 戦略 第 2 版」

上記のとおり、大阪市では、「官民データ活用推進基本法」が施行され、市町村に官民データ活用推進計画の策定が（努力義務として）要請されていることや、ICTに係る技術進歩、サービスの多様化が進展し、「ICT でできること」が増加していることを受けて、短期間で戦略を見直すことになったと考えられる。

さらに、「大阪市 ICT 戦略 第 2 版」の本文中には、「4. 取組を進めるうえで明らかになってきた主な課題と対応」という節が設けられており、そこでは、(1) データ利活用への期待の高まりと情報管理、(2) 情報システムの形態変化への対応、(3) ICT 活用における人材育成、(4) 新たな脅威や最新の ICT 技術・サービスへの情報セキュリティ対策 の 4 項目が位置づけられており、これらも戦略改定の大きな要因であったと考えられる。

図IV-3-4 「大阪市 ICT 戦略 第2版」における
「取組を進めるうえで明らかになってきた主な課題と対応」の記載内容

項目	内容
データ利活用への期待の高まりと 情報管理	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンデータについては、機械判読性が低いものが多く、民間等での活用の活性化へはつながりにくい状況にあるため、今後は、利便性の向上を図る。 ・基礎自治体における行政データには、個人情報が含まれるものが多く、相当の配慮を要したことから、利便性だけでなく厳格な情報管理を行いながら進める。
情報システムの形態変化への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システムを維持管理していくには、業務や制度への深い理解と情報システムにかかる高度な専門知識が必要となり、現状の仕組みでは困難な状況が生じてきていることから、新たな仕組みを構築する。 ・必要経費の削減や職員の事務負担の軽減などの効果が期待される業務・システムの標準化やクラウド利用の推進についても、引き続き検討を進める。
ICT 活用における人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラミングを指導できる人材の確保が困難であることから、多数存在する ICT 領域で先端技術を持つ民間企業や研究機関、大学等との連携等について検討する。 ・職員の全体的な知識レベルの向上を図るとともに、ICT 戦略室職員や各所属で特にシステムを担当している等、ICT との関わりの多い職員への人材育成を強化する。
新たな脅威や最新の ICT 技術・サービスへの情報セキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての ICT 施策に対して当初からセキュリティ対策を組み込む「セキュリティ・バイ・デザイン」を基本として、情報セキュリティに「攻め」の観点を追加し、これらの脅威に対応する。

出典) 大阪市「大阪市 ICT 戦略 第2版」

③ 大阪市 ICT 戦略 第 2 版」の構成及び第 1 版との比較

「大阪市 ICT 戦略 第 2 版」は、これを大阪市官民データ活用推進計画に位置付けることを想定して策定されたものであるため、その内容構成を確認するとともに、同戦略第 1 版のそれと比較検討することで、改定にあたり、どの部分を強く意識したかが把握できる。

そこで、以下に、第 2 版と第 1 版の内容構成を比較したものを記す。

図Ⅳ-3-5 「大阪市 ICT 戦略 第 2 版」と第 1 版の構成の比較

	「大阪市ICT戦略 第2版」の構成	「大阪市ICT戦略 第1版」の構成
1	はじめに	1 はじめに
2	改定概要と基本姿勢 (1) 改定概要 (2) 基本姿勢	2 これまでの取組と評価 (1) これまでの取組み (2) 評価
3	これまでの取組み (1) ICT戦略 (2) アクションプラン (3) 推進体制	3 背景と課題 ・モバイル機器の普及 ・クラウドサービスの導入・オープンデータの取組み ・マイナンバーの導入 ・サイバー攻撃の脅威 ・システムの増加 ・今後求められる人材
4	取組を進めるうえで明らかになってきた主な課題と対応 (1) データ利活用への期待の高まりと情報管理 (2) 情報システムの形態変化への対応 (3) ICT 活用における人材育成 (4) 新たな脅威や最新のICT 技術・サービスへの情報セキュリティ対策	4 めざす姿 (1) 便利・快適で、安全・安心できる都市生活の実現 (2) イノベーションを創出し、活力と魅力のある大阪の実現 (3) 市民サービスの向上と効率的・効果的な行政運営の実現 (4) 将来を担うこどもの個性と才能を伸ばし、はぐくむ大阪の実現 (5) コミュニティ形成と市民協働の促進による新しい公共の実現
5	めざす姿 (1) 便利・快適で、安全・安心できる都市生活の実現 (2) 新しい公共の実現 (3) こどもを育む大阪の実現 (4) イノベーションを創出する都市の実現 (5) 効率的・効果的な行政運営の実現 (6) 情報セキュリティが確保された行政運営の実現	5 戦略の基本方針 ■ICTの徹底活用（5つの柱） ・情報インフラの活用（Wi-Fi、IoT等） ・積極的なデータ活用の促進（オープンデータ、ビッグデータ） ・最新情報環境への積雪な対応（モバイル・ファースト） ・施策における徹底活用（教育ICT、防災、市民協働の促進） ・効果的・効率的な行政運営 ■ICTの適正利用（2つの柱） ICT 経費の抑制、システムの安全性・信頼性の向上
6	戦略の取組方針 (1) ICT とインフラ・行政サービスの融合（スマートシティ） (2) データ活用社会の実現（データドリブン） (3) 民間・他都市等との連携（オープンイノベーション） (4) ICT 活用力の向上（ICT リテラシー） (5) 災害・犯罪等への対応力向上（レジリエンス）	6 ICTの徹底活用 (1) 情報インフラの活用（Wi-Fi、IoT 等） (2) 積極的なデータ活用の促進（オープンデータ、ビッグデータ） (3) 最新情報環境への適切な対応（モバイル・ファースト） (4) 施策における徹底活用 (5) 効果的・効率的な行政運営
7	推進に向けて (1) 推進体制 (2) 推進方法 (3) 戦略の更新について	7 ICTの適正利用 (1) ICT 経費の抑制 (2) システムの安全性・信頼性の向上
		8 推進に向けて ・PDCAについて ・推進体制について ・戦略の更新について

出典) 大阪市「大阪市 ICT 戦略」「大阪市 ICT 戦略第 2 版」

上記を比較すると、第 2 版（上記左表）では、「4. 取組を進めるうえで明らかになってきた主な課題と対応」の節が新たに追加され、第 1 版策定後から今日に至るまでの変化を明示し、その対応策を謳っている。

さらに、「5. めざす姿」の節では、第 1 版には記載のなかった「(6) 情報セキュリティが確保された行政運営の実現」が追加されている。これは、特に官民データ活用推進計画の構成を意識したものと考えられる。

「6. 戦略の取組方針」の節は、「4. 取組を進めるうえで明らかになってきた主な課題と対応」の内容に沿って、5つの取組方針を見直したうえで、それぞれ「スマートシティ」、「データドリブン」、「オープンイノベーション」、「ICT リテラシー」、「レジリエンス」といった表現が付加されている。これらも、最近の環境変化と今後の方向を踏まえて再検討されたものと考えられる。

④「大阪市 ICT 戦略 第2版」の構成と「策定の手引」の構成との比較

「大阪市 ICT 戦略 第2版」と、国が示した「市町村官民データ活用推進計画策定の手引」の構成を比較してみると、次の通りである。

図IV-3-6 「大阪市 ICT 戦略 第2版」と「市町村官民データ活用推進計画策定の手引」の構成内容の比較

「大阪市ICT戦略 第2版」の構成		「市町村官民データ活用推進計画策定の手引き」が示した構成													
1	はじめに	1	〇〇市の現状及び課題												
2	改定概要と基本姿勢 (1) 改定概要 (2) 基本姿勢	2	〇〇市官民データ活用推進計画の目的												
3	これまでの取組み (1) ICT戦略 (2) アクションプラン (3) 推進体制	3	〇〇市官民データ活用推進計画の位置付け												
4	取組を進めるうえで明らかになってきた主な課題と対応 (1) データ利活用への期待の高まりと情報管理 (2) 情報システムの形態変化への対応 (3) ICT 活用における人材育成 (4) 新たな脅威や最新のICT 技術・サービスへの情報セキュリティ対策	4	〇〇市官民データ活用推進計画の基本的な方針												
5	めざす姿 (1) 便利・快適で、安全・安心できる都市生活の実現 (2) 新しい公共の実現 (3) こどもを育む大阪の実現 (4) イノベーションを創出する都市の実現 (5) 効率的・効果的な行政運営の実現 (6) 情報セキュリティが確保された行政運営の実現	5	官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針												
6	戦略の取組方針 (1) ICT とインフラ・行政サービスの融合（スマートシティ） ア 手続きにおける情報通信技術の利用 イ 主要な情報システムの管理体制の強化 ウ AIの活用 エ IoTの活用 オ 職員の働き方改革 (2) データ活用社会の実現（データドリブン） 官民データの容易な利用 ①オープンデータ ②データ利活用の推進 (3) 民間・他都市等との連携（オープンイノベーション） 官民データの容易な利用 (4) ICT 活用力の向上（ICT リテラシー） ア 行政事務の効率化に向けたICT活用への支援 イ 職員のICT活用力向上 ウ ICTを活用した教育の推進 (5) 災害・犯罪等への対応力向上（レジリエンス） ア 防災 イ 安全・安心 ウ 情報セキュリティ	6	官民データ活用の推進に係る個別施策												
7	推進に向けて (1) 推進体制 (2) 推進方法 (3) 戦略の更新について	7	セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">「市町村官民データ活用推進計画策定の手引き」が示した基本的な方針に係る5つの柱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>手続きにおける情報通信技術の利用等</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>官民データの容易な利用等</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>個人番号カードの普及及び活用</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>利用の機会等の格差の是正</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等</td> </tr> </tbody> </table>		「市町村官民データ活用推進計画策定の手引き」が示した基本的な方針に係る5つの柱		1	手続きにおける情報通信技術の利用等	2	官民データの容易な利用等	3	個人番号カードの普及及び活用	4	利用の機会等の格差の是正	5	情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等
「市町村官民データ活用推進計画策定の手引き」が示した基本的な方針に係る5つの柱															
1	手続きにおける情報通信技術の利用等														
2	官民データの容易な利用等														
3	個人番号カードの普及及び活用														
4	利用の機会等の格差の是正														
5	情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等														

出典) 大阪市「大阪市 ICT 戦略第2版」
内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室「市町村官民データ活用推進計画策定の手引」

上記によると、「大阪市 ICT 戦略 第2版」の構成は、「市町村官民データ活用推進計画策定の手引」が示した構成内容とほぼ合致している。特に、「6. 戦略の取組方針」のうち、「(2) データ活用社会の実現（データドリブン）」と「(3) 民間・他都市等との連携（オープンイノベーション）」については、手引が「5つの柱」の中で示している「官民データの容易な利用」という表現を明記しており、手引の内容を強く意識したことが伺える。

⑤ 大阪市 ICT 戦略アクションプラン

「大阪市 ICT 戦略 第 2 版」の下には、その実行計画となる「大阪市 ICT 戦略アクションプラン」(2018～2020 年度)が位置づけられている。

同プランは、戦略の中の「6. 戦略の取組方針」に位置付けられた 5 つの取組方針(「スマートシティ」、「データドリブン」、「オープンイノベーション」、「ICT リテラシー」、「レジリエンス」)を具現化するための実行計画を立案したもので、KPI の設定、展開スケジュールの設定、必要に応じて見直しを行うことが明記されている。

「大阪市 ICT 戦略第 2 版」は、大阪市官民データ活用推進計画を兼ねることを意識して策定されたものであるが、その内容は、国が示した計画策定方針や策定手引の内容に極めて忠実なものとなっている。

(3) 横浜市の事例

① 概要

横浜市における ICT 活用施策は、平成 22 年度に策定された「横浜市情報化の基本方針」に基づいて推進されている。

同方針は、2025 年（平成 37 年）頃までの長期的な方向性（情報化ビジョン）を示したもので、この方向性を踏まえ、それを実現するための「行動計画」（4 年間の計画）がその下に位置付けられている。これまでに、「平成 22～25 年度行動計画」と「平成 26～29 年度行動計画」が策定され、各々の計画の成果と進捗状況を「振り返り」という形で整理し、公表している。

一方、平成 28 年 12 月に官民データ活用推進基本法が制定されたことを受け、横浜市では、平成 29 年 3 月、全国の市町村で初めて、議員提案により「官民データ活用推進基本条例」を成立させた。

同条例は、その第 3 条において、官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画となる「横浜市官民データ活用推進計画」を定めることを謳っており、この規定に基づき、平成 30 年 5 月、「横浜市官民データ活用推進計画」が策定・公表された。

② 横浜市情報化の基本方針

横浜市情報化の基本方針は、平成 22 年度に公表された。

同方針は、「情報化ビジョン」と「行動計画」の 2 部構成となっており、「情報化ビジョン」では 2025 年頃を想定し、「地球や人にやさしくアイデアあふれる情報社会」を目標に掲げ、それに向けた 4 つの柱（「安全で安心できる豊かな市民生活」、「コスト削減と信頼される行政運営」、「活力ある都市横浜」、「地球にやさしい環境」）を設定している。

図IV-3-7 「横浜市情報化の基本方針」の概要



出典) 横浜市「横浜市情報化の基本方針」

一方、第 2 部の「行動計画」は、4 ヶ年の計画であり、「実行施策」（計画策定時から 4 年間で実際に取り組む施策）と「必要施策」（計画策定時に具現化されていないが、今後取組が必要と考えられる施策）を各々位置付け、目標値とスケジュールを示したもので、これまで 2 期 8 年にわたる行動計画が策定され、実行及び成果の振り返りが行われている。

③ 横浜市官民データ活用推進基本条例

「横浜市官民データ活用推進基本条例」は官民データ活用推進基本法の制定を受け、議員提案により、平成 29 年 3 月に制定されたものである。同基本条例の第 3 条では、「横浜市官民データ活用推進計画」の策定が謳われ、同第 3 項では、基本施策の立案にあたって勘案すべき 6 項目が謳われている。この 6 項目は、国が「市町村官民データ活用推進計画策定の手引」の中で示した「基本的な方針に係る 5 つの柱」の内容に、「(6) 官民データ活用に関する教育、学習の振興及び普及啓発」の一項目を追加したものである。

これにより、横浜市が教育、学習の振興及び普及啓発に力点を置いていることが伺える。

図IV-3-8 「横浜市官民データ活用推進基本条例」(平成 29 年 3 月 28 日施行)

第 1 条(目的)

第 2 条(定義)

第 3 条(横浜市官民データ活用推進計画)

市は、法第 9 条第 3 項の規定に基づく官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画(以下「横浜市官民データ活用推進計画」という。)を定めなければならない。

2 横浜市官民データ活用推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 市域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針
- (2) 市域における官民データ活用の推進に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市域における官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項

3 前項第 2 号に掲げる事項は、法第 3 章の基本的施策のうち、市において特に関連する次の各号に掲げる施策について、法第 8 条第 1 項の官民データ活用推進基本計画等を勘案して定めるものとする。

- (1) 地方公共団体に係る手続における情報通信の技術の利用
- (2) 地方公共団体が保有する官民データの容易な利用
- (3) 個人番号カードの普及及び活用
- (4) 情報通信技術の利用の機会等の格差の是正
- (5) 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保

(6) 官民データ活用に関する教育、学習の振興及び普及啓発

4 横浜市官民データ活用推進計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 市長は、横浜市官民データ活用推進計画の案を作成したときは、市会に報告しなければならない。

6 市は、横浜市官民データ活用推進計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

7 前 2 項の規定は、横浜市官民データ活用推進計画の変更について準用する。

第 4 条(推進体制の整備等)

第 5 条(協働による官民データ活用の推進)

第 6 条(官民データ活用に関する調査及び研究)

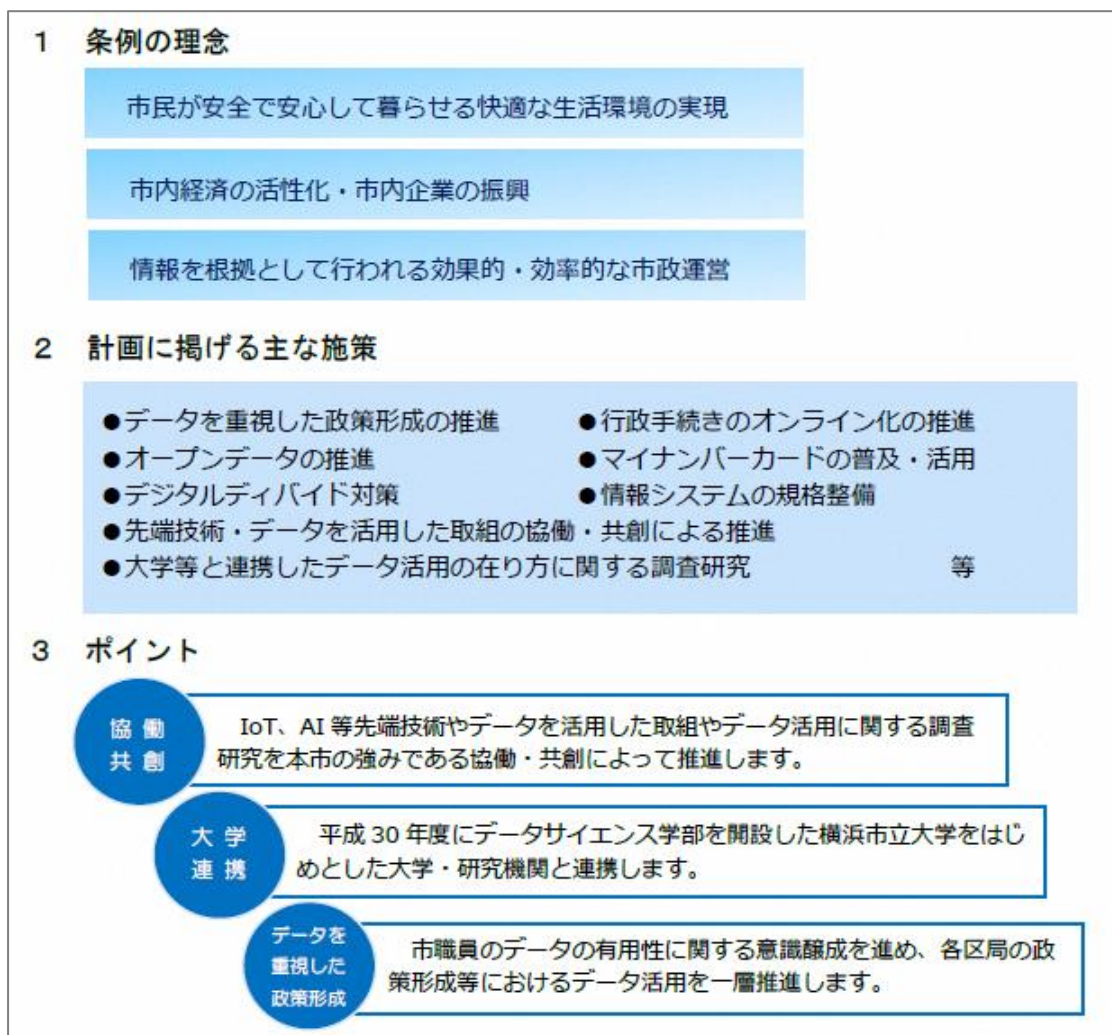
出典) 横浜市「横浜市官民データ活用推進基本条例」

④ 横浜市官民データ活用推進計画

「横浜市官民データ活用推進計画」（計画期間：平成 30～33 年度）は、「官民データ活用推進基本法」及び「横浜市官民データ活用推進基本条例」の制定を受け、平成 30 年 5 月に策定された計画で、官民データ活用の推進に関する施策や推進体制に関する基本的事項を定めたものである。

「横浜市官民データ活用推進計画」のポイントは下記の通りである。

図IV-3-9 「横浜市官民データ活用推進計画」のポイント

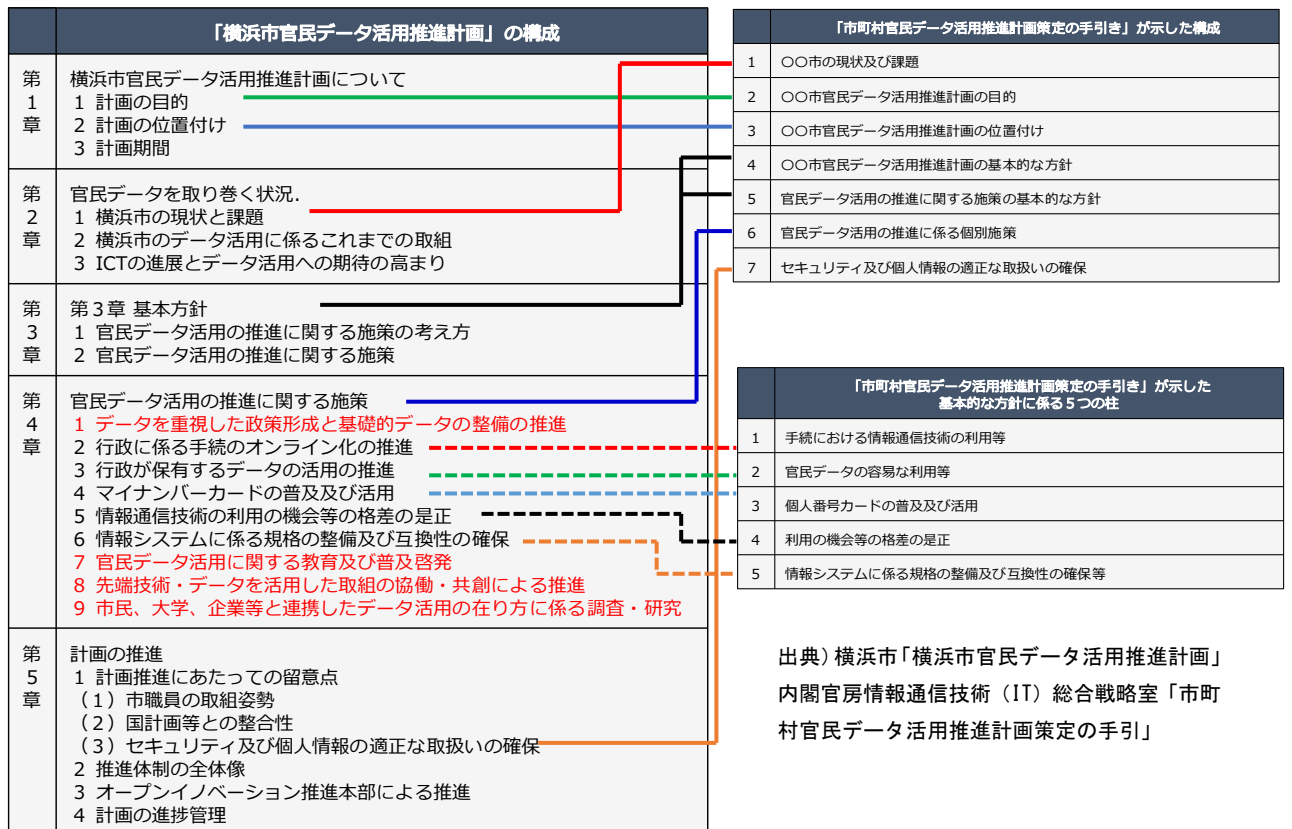


出典) 横浜市「横浜市官民データ活用推進計画」

⑤ 横浜市官民データ活用推進計画の構成と「策定の手引」の構成との比較

横浜市官民データ活用推進計画は、次の通り 5 章で構成されており、これを国が提示している「市町村官民データ活用推進計画策定の手引」に示された計画の構成及び基本的な方針に係る 5 つの柱との対応関係を整理すると下図の通りであり、手引との対応関係が明確にわかるような構成となっている。

図IV-3-10 「横浜市官民データ活用推進計画」の構成と「策定の手引」の構成



上記の通り、横浜市官民データ活用推進計画の構成は、国が示した「市町村官民データ活用推進計画策定の手引」の構成と、表現も含めて合致するものが多く、わかりやすい形で整合が図られている。

一方、横浜市官民データ活用推進計画の「第4章 官民データ活用の推進に関する施策」には9つの項目が謳われているが、これは、「市町村官民データ活用推進計画策定の手引」が示した「基本的な方針に係る5つの柱」を包含し、さらに独自に4項目が追加されている。

具体的には、「1 データを重視した政策形成と基礎的データの整備の推進」、「7 官民データ活用に関する教育及び普及啓発」、「8 先端技術・データを活用した取組の協働・共創による推進」、「9 市民、大学、企業等と連携したデータ活用の在り方に係る調査・研究」の4項目であり、これらの施策は横浜市が力点を置いて推進するものであり、独自性が表れた施策といえる。

なお、同計画の「第4章 官民データ活用の推進に関する施策」については、評価目標（数値の記載は無し）とスケジュールが記載されている。

⑥ 「横浜市情報化の基本方針」の新実行計画としての「横浜市官民データ活用推進計画」

「横浜市情報化の基本方針」の下では、これまで2期にわたって「実行計画」（4ヶ年間）が策定されてきた。直近の実行計画は、平成26～29年度を事業期間とするものであるが、この度策定された「横浜市官民データ活用推進計画」が平成30年度以降の新実行計画となる。

従来、実行計画は基本方針の第2部という位置付けであることから、「横浜市情報化の基本方針」と「横浜市官民データ活用推進計画」は一体のものとみるべきであるが、国の分類によると、「横浜市官民データ活用推進計画」は、策定パターンの3（既存の情報化推進計画とは別に、官民データ活用推進計画を新規策定）に該当するものとして公表されている。

したがって、分類上はこのような形だとしても、実際には一体的な方針及び計画である点には注意が必要である。

(4) 会津若松市の事例

① 概要

会津若松市は、平成 29 年 3 月に「第 6 次会津若松市地域情報化基本計画」を策定し、平成 30 年 10 月に同計画を官民データ活用推進法に基づく同市の「官民データ活用推進計画」として位置付けている。位置付けにともなう内容の見直しは行われておらず、現行の内容そのものを「官民データ活用推進計画」とする形態である。

② 「第 6 次会津若松市地域情報化基本計画」の構成と「策定の手引」の構成との比較

図IV-3-11 「第 6 次会津若松市地域情報化基本計画」と「市町村官民データ活用推進計画策定の手引」の構成内容の比較

「第 6 次会津若松市地域情報化基本計画」の構成		「市町村官民データ活用推進計画策定の手引」が示した構成	
1	計画の策定にあたって 第 1 節 計画策定の背景 第 2 節 地域情報化の課題 (1) ICTを活用した社会へ向けて (2) 急速に発展するICT社会への対応 (3) 新たな課題（ネットリテラシー、サイバーセキュリティ）への対応	1	〇〇市の現状及び課題
2	基本方針 第 1 節 基本目標 第 2 節 計画のテーマ ～ICTを活用した豊かなまちづくりを目指して～ 第 3 章 計画期間 平成29年度から平成31年度までの3カ年 第 4 節 計画の位置付け 第 5 節 計画のイメージ	2	〇〇市官民データ活用推進計画の目的
3	地域情報化推進プログラム（基本施策） 第 1 節 施策体系 (1) 市民と行政とのコミュニケーションの推進【コミュニケーション】 (2) 安心・安全・便利なまちづくり【生活】 (3) 行政サービスの最適化と利便性向上【行政・サービス】 (4) 地域活力の維持・発展【産業・経済】 (5) ICT人材の育成及び情報リテラシー向上【教育・人材育成】 第 2 節 施策内容 (1) 市民と行政とのコミュニケーションの推進【コミュニケーション】 ① 市政情報の発信 ② ICTを活用したコミュニケーションの推進 (2) 安心・安全・便利なまちづくり【生活】 ① より便利な暮らしのための情報連携基盤強化 ② 災害・減災へ向けた取組 (3) 行政サービスの最適化と利便性向上【行政・サービス】 ① ICTを活用した窓口サービスの拡充 ② 業務の高度化及びシステムの最適化 ③ 情報セキュリティ対策の強化 (4) 地域活力の維持・発展【産業・経済】 ① ICT産業の振興 ② 既存産業へのICT利活用 ③ オープンデータ・ビッグデータ利活用 (5) ICT人材の育成及び情報リテラシー向上【教育・人材育成】 ① ICTを体感する機会の創出 ② ICTを活用できる知識を持つ人材の育成	3	〇〇市官民データ活用推進計画の位置付け
4	計画の推進に向けて 第 1 節 推進方策 第 2 節 推進体制 ・市長を本部長とする「会津若松市情報化推進本部」が総合的に推進 ・副市長をCIOとする「情報化統括推進委員会」及び「情報セキュリティ委員会」、「庁内情報化推進会議」を活用し、情報化政策の継続的な最適化に関する庁内横断的な調整を行いつつ推進 ・様々なICT利活用を調査・研究するため、庁内職員で構成する「検討チーム」を設置。 第 3 節 施策の実施スケジュール	4	〇〇市官民データ活用推進計画の基本的な方針
		5	官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針
		6	官民データ活用の推進に係る個別施策
		7	セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

出典) 会津若松市「第 6 次会津若松市地域情報化計画」
 内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室「市町村官民データ活用推進計画策定の手引」

「第 6 次会津若松市地域情報化基本計画」の構成は左表の通りであり、これを国が示した「市町村官民データ活用推進計画策定の手引」の構成と比較すると、両者の構成はほぼ同一である。

但し、「第 6 次会津若松市地域情報化基本計画」には、大阪市における「ICT 戦略アクションプラン」と同様のプランが存在せず、KPI による進捗管理も行われていない。

③ 「第6次会津若松市地域情報化基本計画」の構成と「策定の手引」の5柱の構成との比較

「第6次会津若松市地域情報化基本計画」のうち、特に「地域情報化推進プログラム(基本施策)」の内容と「市町村官民データ活用推進計画策定の手引」が「個別施策の5つの柱」として提示している内容を比較すると、第6次計画は5つの柱の内容を包含していることが伺える。

図IV-3-12 「第6次会津若松市地域情報化基本計画」の「地域情報化推進プログラム(基本施策)」と「市町村官民データ活用推進計画策定の手引」の「個別施策の5つの柱」の内容の比較

分野	施策名	主な取組
I 【市民と行政とのコミュニケーションの推進】 ICTを活用し自主自立のまちをつくるため、市民と行政が協働で実現するまちづくり	1 市政情報の発信	ICTを活用した市政情報の積極的な発信 市外在住者の方へ向けた情報発信の拡充
	2 ICTを活用したコミュニケーションの推進	公共連絡網システム「あいべあ」の運用・管理の継続 市民からの情報収集及びニーズ等の分析に向けたデータ活用への検討
II 【安心・安全・便利なまちづくり】 多様な手段により、情報を的確に伝える基盤の熟成	1 より便利な暮らしのための情報連携基盤強化	健康、福祉、保健等の業務システムの連携の拡充 超高速ブロードバンド未整備地区における通信環境の整備促進
	2 災害・減災へ向けた取組	公共連絡網システム「あいべあ」を利用したメール配信サービスの継続 GPS端末を搭載した除雪車両の運行管理
III 【行政サービスの最適化と利便性向上】 今後の情報社会に向けた行政サービスの向上、基盤の構築	1 ICTを活用した窓口サービスの拡充	コンビニ交付、ゆびナビ等のサービスメニューの拡大 マイナンバーカードを使用したサービスの拡充
	2 業務の高度化及びシステムの最適化	オープンスタンダードの採用及び普及促進 庁内における各種システム導入の標準化
	3 情報セキュリティ対策の強化	情報セキュリティチェック・研修の実施 情報セキュリティ監査の実施
IV 【地域活力の維持・発展】 産学官が連携し会津の活性化を目指す地域社会の形成	1 ICT産業の振興	アナリティクス産業やICT関連産業の集積 ICTを活用した産学官民の連携体制の継続・発展
	2 既存産業へのICT利活用	既存産業でのICT利活用の普及拡大 農業分野におけるICT利活用による効果検証及び普及拡大
	3 オープンデータ・ビッグデータ利活用	オープンデータ等の公開によるアプリ・サービス等の創出支援 市が公開するオープンデータ等の拡充及び利活用に向けた普及促進
V 【ICT人材の育成及び情報リテラシー向上】 だれもがICTの利便性を享受できる社会の実現	1 ICTを体感する機会の創出	スマートフォンやタブレット端末などのモバイル機器のセミナー開催 教育機関でのICT教育の推進
	2 ICTを活用できる知識を持つ人材の育成	職員研修による人材の育成、情報リテラシー向上 情報化人材を育成する体制の充実と活動機会の創出

「市町村官民データ活用推進計画策定の手引き」が示した基本的な方針に係る5つの柱	
1	手続における情報通信技術の利用等
2	官民データの容易な利用等
3	個人番号カードの普及及び活用
4	利用の機会等の格差の是正
5	情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等

出典) 会津若松市「第6次会津若松市地域情報化計画」

内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室「市町村官民データ活用推進計画策定の手引」

会津若松市は、平成 29 年 3 月策定の「第 6 次会津若松市地域情報化基本計画」の内容に変更を加えることなく、平成 30 年 10 月にこれを同市の「市町村官民データ活用推進計画」として位置付けたが、上記の通り、構成と内容は、「市町村官民データ活用推進計画の手引」の項目を包含しており、位置付けにあたって特段の問題はなかったと考えられる。

但し、「第 6 次会津若松市地域情報化基本計画」には KPI（数値目標）が設定されておらず、検証可能な目標設定となっていない点には注意が必要といえる。

V ICTの活用に関する市民アンケート調査

1. アンケート調査の概要

(1) アンケート調査の目的

ICTの活用状況や今後の活用意向、札幌市の情報化政策に対する意見等の把握を目的とする。

(2) アンケート調査の実施手法

平成30年12月28日現在、札幌市内在住の満18歳以上の男女1,500人を住民基本台帳から等間隔無作為抽出法により抽出し、アンケート調査票を郵送配布し、郵送にて回答を得た。

(3) 実施期間 平成31年1月23日から2月12日

(4) アンケート回収状況

アンケートの回収状況は以下の通りである。

図表 V-1-1 アンケート票発送・回収状況

区分	件数	回収率
発送数	1,500	—
回収数	673	44.9%
うち有効	671	—
うち無効（白票）	2	—

(5) アンケート質問項目

下記の項目について質問し、回答を得た。

図表 V-1-2 アンケート調査項目

1. インターネットの利用状況

- ・利用有無、利用頻度、利用機器、利用回線、利用サービス
- ・インターネットを利用しない理由、今後の利用意向、利用する場合のサービス

2. SNSの利用状況

- ・利用有無、利用サービス、利用頻度
- ・利用しない理由、利用していたが利用をやめた理由

3. オープンデータについて

- ・オープンデータの認知・利用有無、利用目的、公開を希望するデータの種類

4. マイナンバーカードについて

- ・カードの所有有無、所有していない理由、カード保有を促す要因

5. キャッシュレス決済について

- ・利用有無、利用頻度、利用目的、利用手法

・利用しない理由

6. 札幌市の情報化施策の認知状況

7. 札幌市の情報化施策について

・便利・評価できる施策の内容、力を入れてほしい施策の内容

8. 札幌市の行政情報の入手手段

・入手手段、ホームページから入手する情報の内容

・今後ホームページでの情報提供で力を入れてほしい内容、現在のホームページに対する感想

9. 行政サービスのオンライン化について

・オンライン化の推進に対する意向とその理由、オンライン化を希望するサービスの内容

10. 札幌市に期待する ICT 活用の分野

11. 札幌市が情報化施策を進める上で注意すべき点

12. 回答者の属性

・性別、年齢、住居、世帯、職業

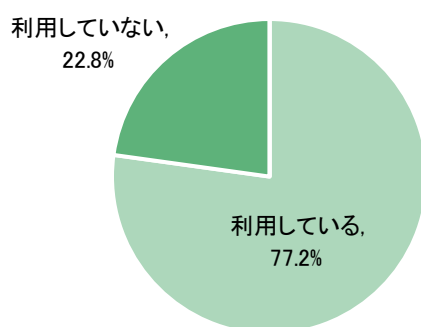
2. アンケート集計結果

1 ICT（情報通信技術）の活用について

問1 インターネット利用の有無

現在、インターネットを利用しているかについては、「利用している」が 77.2%、「利用していない」が 22.8%となっている。

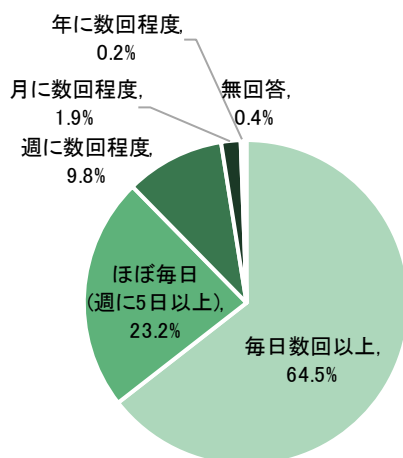
図表 V-2-1 インターネット利用の有無 (N=671)



問1の1 インターネットの利用頻度

インターネットを「利用している」と回答した 518 名に、どの程度の頻度でインターネットを利用しているかたずねたところ、「毎日数回以上」が 64.5%と最も多く、次いで「ほぼ毎日（週に5日以上）」が 23.2%、「週に数回程度」が 9.8%となっている。

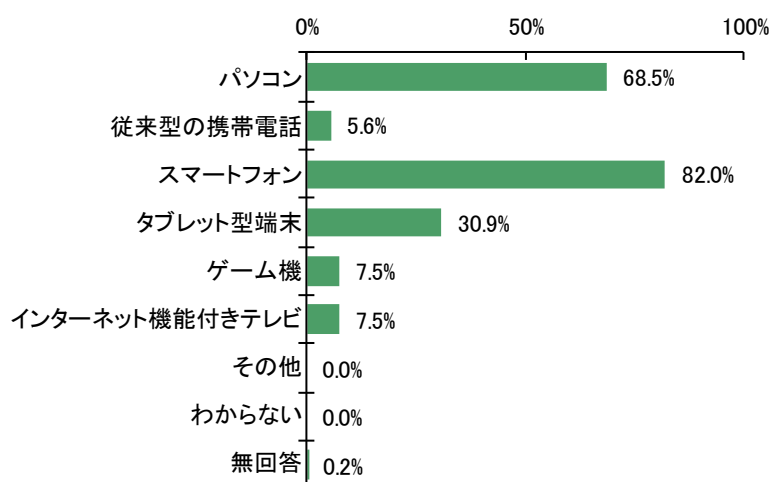
図表 V-2-2 インターネットの利用頻度 (N=518)



問1の2 インターネットを利用している機器

インターネットを「利用している」と回答した 518 名に、どのような機器でインターネットを利用しているかをたずねたところ、「スマートフォン」が 82.0%と最も多く、次いで「パソコン」が 68.5%、「タブレット型端末」が 30.9%となっている。

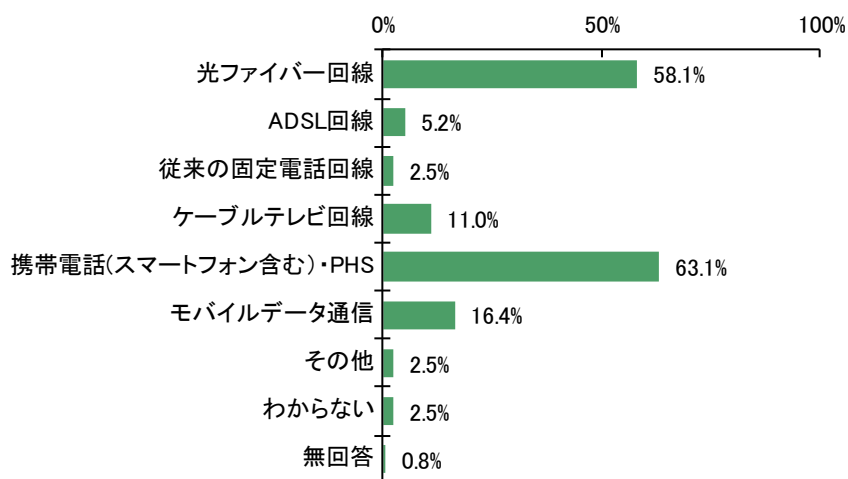
図表 V-2-3 インターネットを利用している機器（複数回答、N=518）



問1の3 インターネット接続に使用している回線

インターネットを「利用している」と回答した 518 名に、どのような回線を使用してインターネットに接続しているかをたずねたところ、「携帯電話（スマートフォン含む）・PHS」が 63.1%と最も多く、次いで「光ファイバー回線」が 58.1%、「モバイルデータ通信」が 16.4%となっている。

図表 V-2-4 インターネット接続に使用している回線（複数回答、N=518）



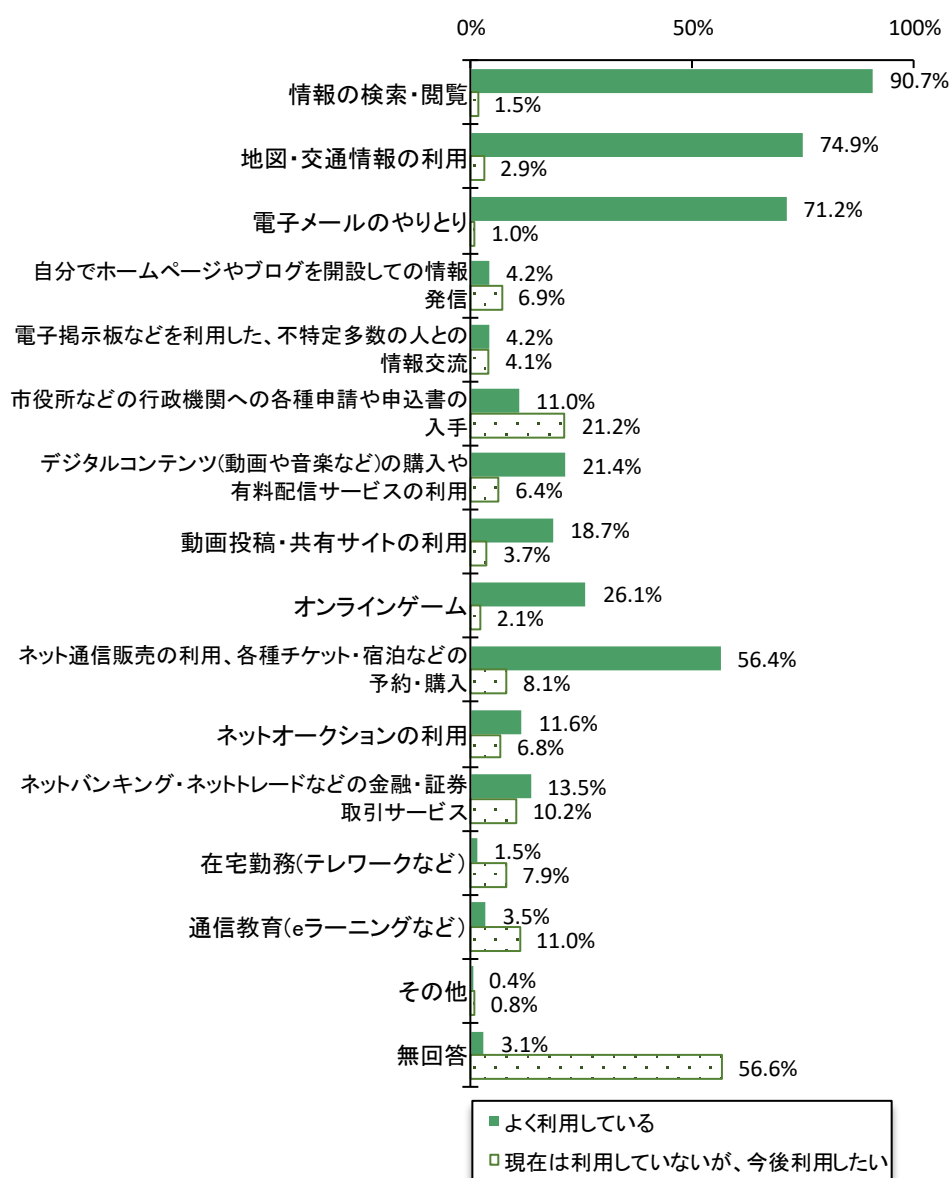
問1の4 インターネットサービスの利用状況

インターネットを「利用している」と回答した 518 名に、SNS 以外のインターネットサービスの利用状況についてたずねた。

「よく利用している」サービスについては、「情報の検索・閲覧」が 90.7%と最も多く、次いで「地図・交通情報の利用」が 74.9%、「電子メールのやりとり」が 71.2%となっている。

「現在は利用していないが、今後利用したい」サービスについては、「市役所などの行政機関への各種申請や申込書の入手」が 21.2%、「通信教育 (eラーニングなど)」が 11.0%、「ネットバンキング・ネットトレードなどの金融・証券取引サービス」が 10.2%となっている。

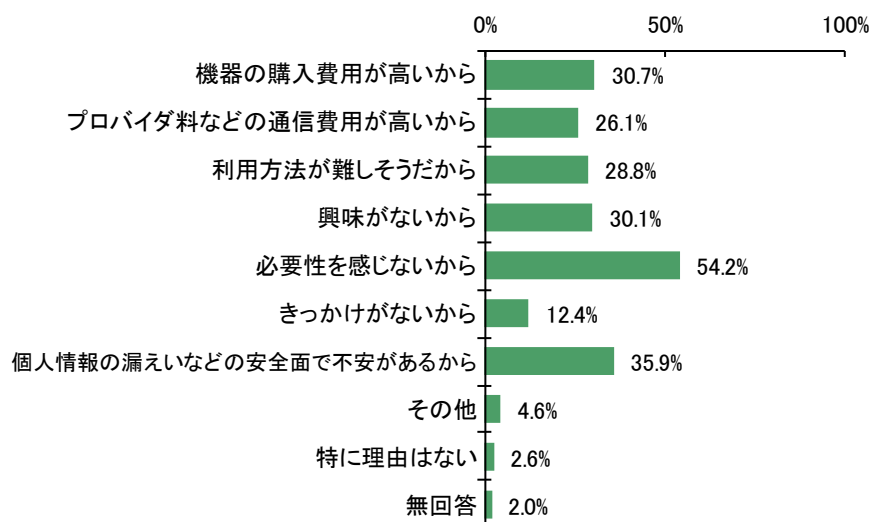
図表 V-2-5 インターネットサービスの利用状況 (5 つまで選択、N= 518)



問1の5 インターネットを利用しない理由

インターネットを「利用していない」と回答した153名に、インターネットを利用しない理由をたずねたところ、「必要性を感じないから」が54.2%と最も多く、次いで「個人情報の漏えいなど安全面で不安があるから」が35.9%、「機器の購入費用が高いから」が30.7%、「興味がないから」が30.1%となっている。

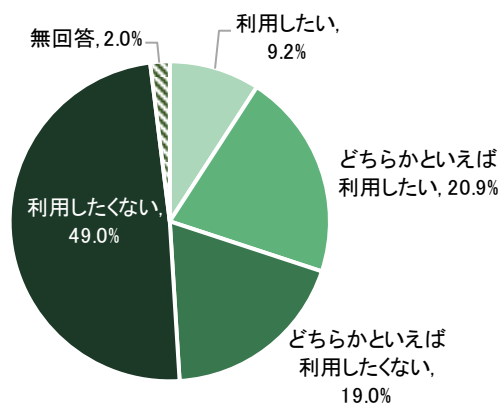
図表 V-2-6 インターネットを利用しない理由（複数回答、N=153）



問1の6 インターネットを利用しない理由が解消された場合の利用意向

インターネットを「利用していない」と回答した153名に、利用しない理由が解消された場合の利用の意向についてたずねたところ、「利用したくない」が49.0%と最も多く、次いで「どちらかといえば利用したい」が20.9%となっている。

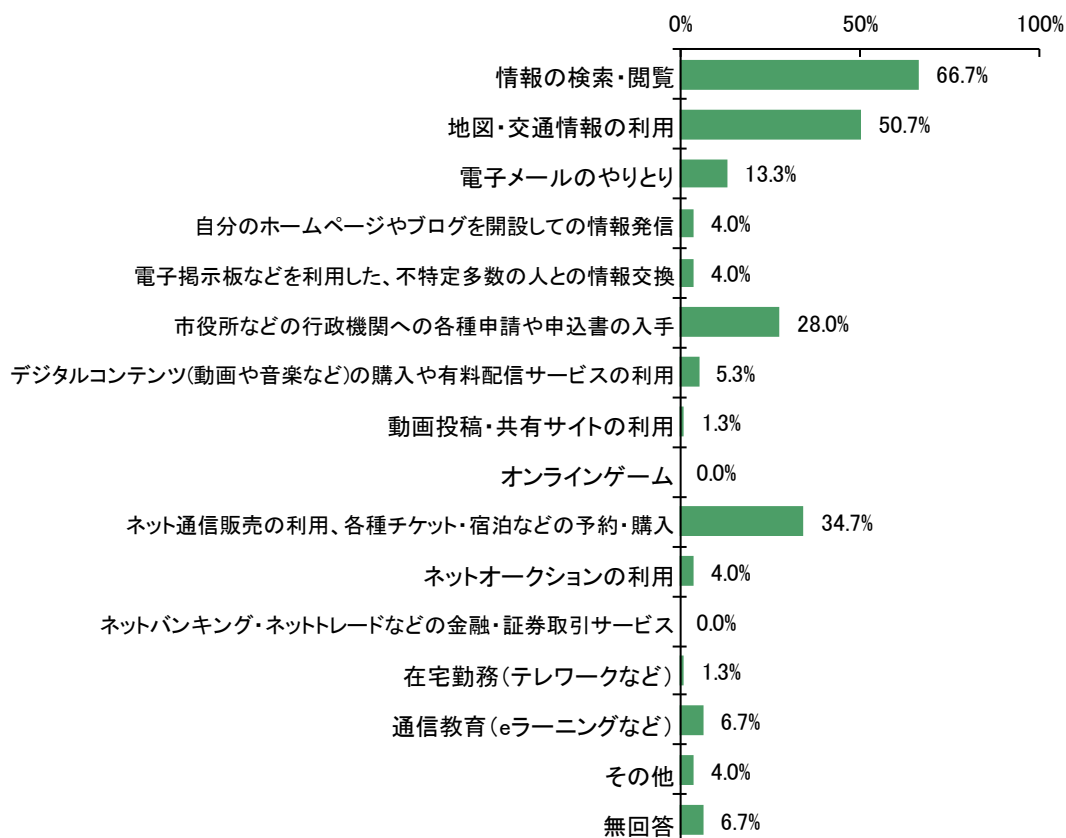
図表 V-2-7 インターネットを利用しない理由が解消された場合の利用意向（N=153）



問1の7 利用したいインターネットサービス

問1の6でインターネットを「利用したい」「どちらかといえば利用したい」「どちらかといえば利用したくない」と回答した75名に、利用したいインターネットサービスをたずねたところ、「情報の検索・閲覧」が66.7%と最も多く、次いで「地図・交通情報の利用」が50.7%、「ネット通信販売の利用、各種チケット・宿泊などの予約・購入」が34.7%となっている。

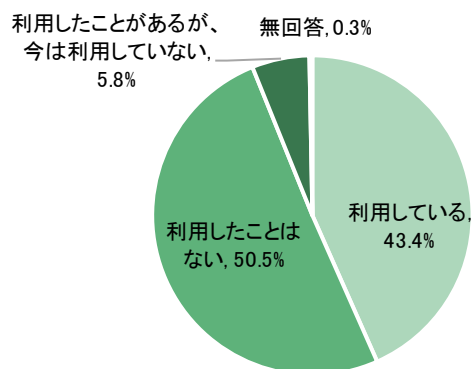
図表 V-2-8 利用したいインターネットサービス（3つまで選択、N=75）



問2 SNS利用の有無

現在、SNSを利用しているかについては、「利用している」が43.4%、「利用したことはない」が50.5%となっている。

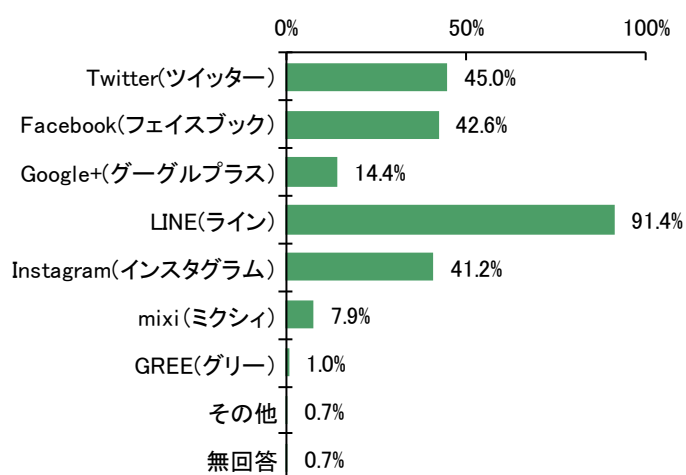
図表 V-2-9 SNS利用の有無 (N=671)



問2の1 利用しているSNSの種類

SNSを「利用している」と回答した291名に、どのような種類のSNSを利用しているかをたずねたところ、「LINE(ライン)」が91.4%と最も多く、9割を超えている。次いで、「Twitter(ツイッター)」が45.0%、「Facebook(フェイスブック)」が42.6%となっている。

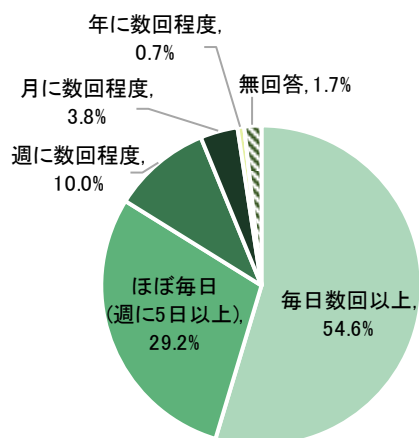
図表 V-2-10 利用しているSNSの種類 (複数回答、N=291)



問2の2 SNSの利用頻度

SNSを「利用している」と回答した291名に、どのくらいの頻度でSNSを利用しているかをたずねたところ、「毎日数回以上」が54.6%と最も多く、次いで「ほぼ毎日（週に5日以上）」が29.2%となっている。

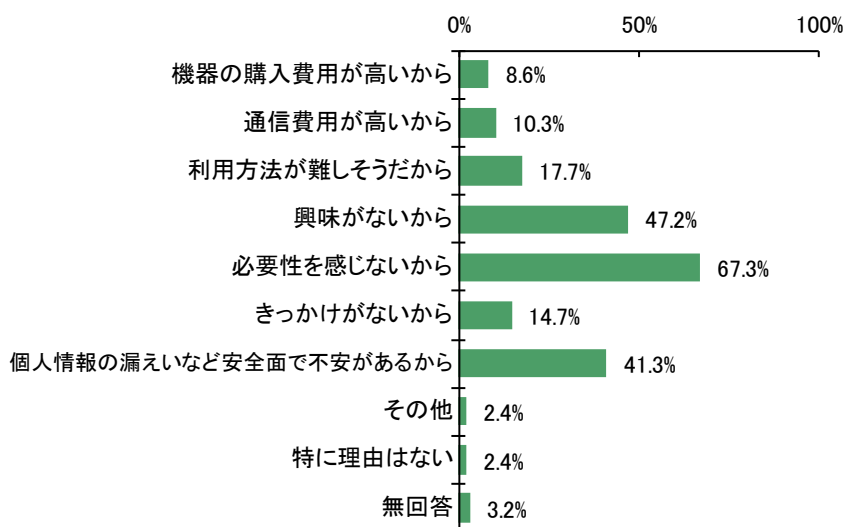
図表 V-2-11 SNSの利用頻度 (N=291)



問2の3 SNSを利用しない理由

SNSを「利用していない」と回答した339名に、利用しない理由をたずねたところ、「必要性を感じないから」が67.3%と最も多く、次いで「興味がないから」が47.2%、「個人情報の漏えいなど安全面で不安があるから」が41.3%となっている。

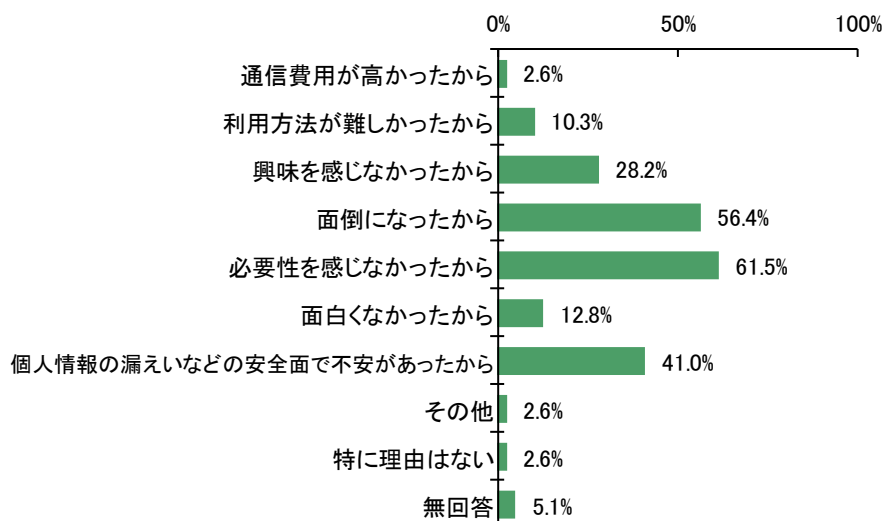
図表 V-2-12 SNSを利用しない理由 (複数回答、N=339)



問2の4 SNSを利用しなくなった理由

SNSを「利用したことがあるが、今は利用していない」と回答した39名に、利用しなくなった理由をたずねたところ、「必要性を感じなかったから」が61.5%と最も多く、次いで「面倒になったから」が56.4%、「個人情報の漏えいなど安全面で不安があったから」が41.0%となっている。

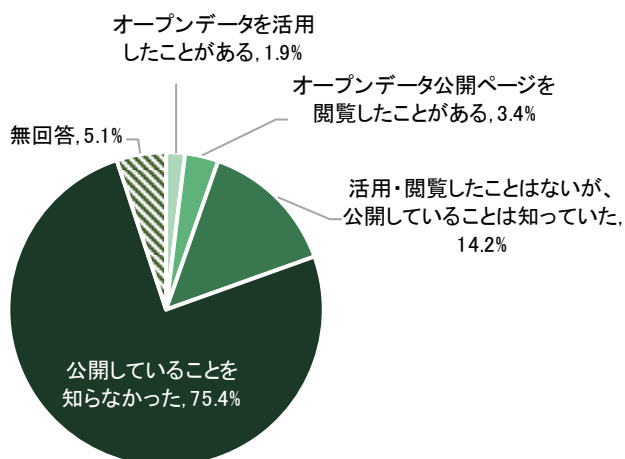
図表 V-2-13 SNSを利用しなくなった理由（複数回答、N=39）



問3 札幌市オープンデータの閲覧・活用について

札幌市が公開しているオープンデータについて、閲覧または活用したことがあるかをたずねたところ、「公開していることを知らなかった」が75.4%と最も多く、次いで「活用・閲覧したことはないが、公開していることは知っていた」が14.2%となっている。

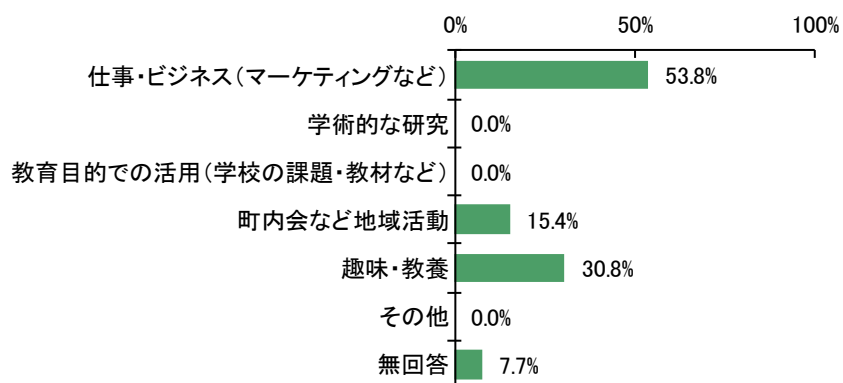
図表 V-2-14 札幌市オープンデータの閲覧・活用について（N=671）



問3の1 活用したオープンデータの内容

「オープンデータを活用したことがある」と回答した13名に、どのようなことにオープンデータを活用したかをたずねたところ、「仕事・ビジネス（マーケティングなど）」が53.8%と最も多く、次いで「趣味・教養」が30.8%となっている。

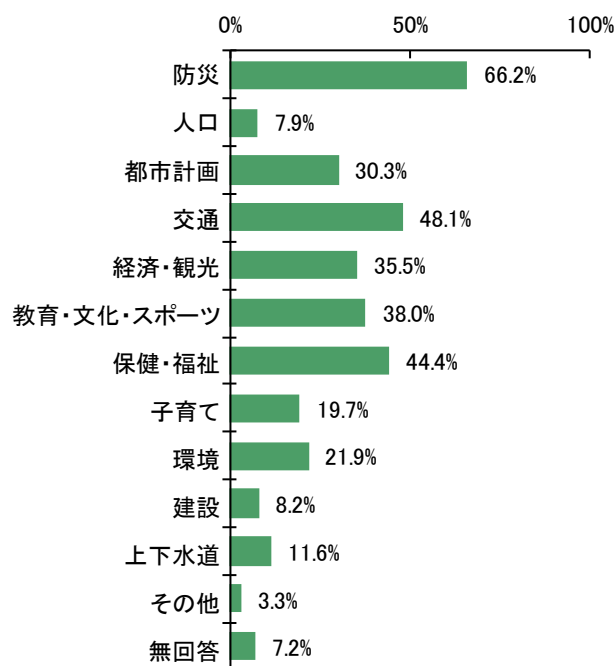
図表 V-2-15 活用したオープンデータの内容（複数回答、N=13）



問3の2 活用してみたいオープンデータ

どのような分野のデータが公開されれば活用してみたいかをたずねたところ、「防災」が66.2%と最も多く、次いで「交通」が48.1%、「保健・福祉」が44.4%となっている。

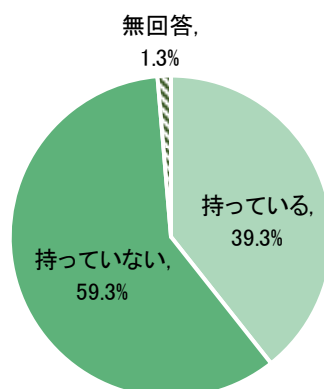
図表 V-2-16 活用してみたいオープンデータ（複数回答、N=671）



問4 マイナンバーカード所有の有無

マイナンバーカードの所有については、「持っていない」が 59.3%、「持っている」が 39.3% となっている。

図表 V-2-17 マイナンバーカード所有の有無 (N=671)



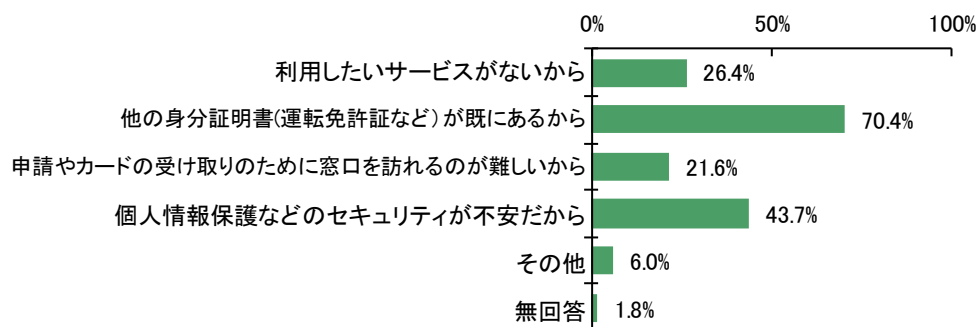
※札幌市におけるマイナンバーカード交付率が 10%程度であることから、マイナンバーカードと通知カード等を誤認して回答した回答者がいる可能性がある。

(参考) 札幌市のマイナンバーカード交付率 (平成 31 年 1 月 31 日時点) : 10.81%

問4の1 マイナンバーカードの交付を受けていない理由

マイナンバーカードを「持っていない」と回答した 398 名に、マイナンバーカードの交付を受けていない理由をたずねたところ、「他の身分証明書(運転免許証など)が既にあるから」が 70.4%と最も多く、次いで「個人情報保護などのセキュリティが不安だから」が 43.7%、「利用したいサービスがないから」が 26.4%となっている。

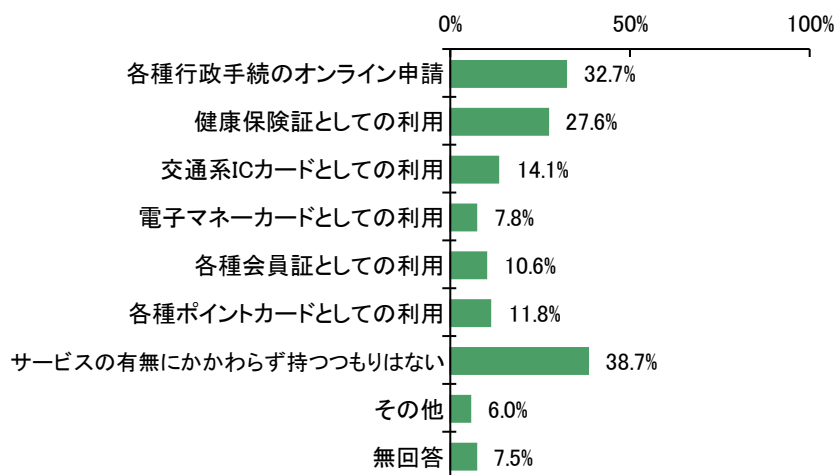
図表 V-2-18 マイナンバーカードの交付を受けていない理由 (複数回答、N=398)



問4の2 マイナンバーカードに希望するサービス

マイナンバーカードを「持っていない」と回答した 398 名に、どのようなサービスがあればマイナンバーカードを持ちたいと思うかをたずねたところ、「サービスの有無にかかわらず持つつもりはない」が 38.7%と最も多く、次いで「各種行政手続のオンライン申請」が 32.7%、「健康保険証としての利用」が 27.6%となっている。

図表 V-2-19 マイナンバーカードに希望するサービス（複数回答、N=398）

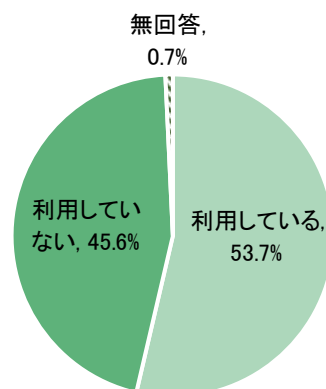


問5 キャッシュレス決済利用の有無

キャッシュレス決済を利用しているかについては、「利用している」が 53.7%、「利用していない」が 45.6%となっている。

※地下鉄やJR、バスなどの公共交通機関における支払いは「キャッシュレス決済」に含めないものとする。

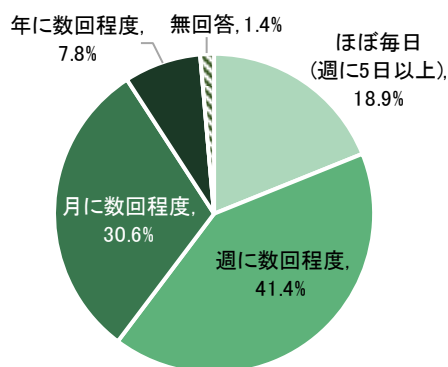
図表 V-2-20 キャッシュレス決済利用の有無（N=671）



問5の1 キャッシュレス決済の利用頻度

キャッシュレス決済を「利用している」と回答した 360 名に、どのくらいの頻度で利用しているかをたずねたところ、「週に数回程度」が 41.4%と最も多く、次いで「月に数回程度」が 30.6%、「ほぼ毎日（週に5日以上）」が 18.9%となっている。

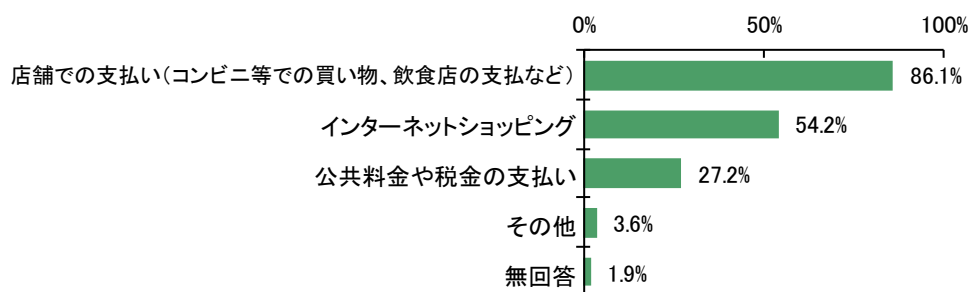
図表 V-2-21 キャッシュレス決済の利用頻度 (N=360)



問5の2 キャッシュレス決済の利用内容

キャッシュレス決済を「利用している」と回答した 360 名に、どのような支払いにキャッシュレスを利用しているかをたずねたところ、「店舗での支払い（コンビニ等での買い物、飲食店での支払など）」が 86.1%と最も多く、次いで「インターネットショッピング」が 54.2%、「公共料金や税金の支払い」が 27.2%となっている。

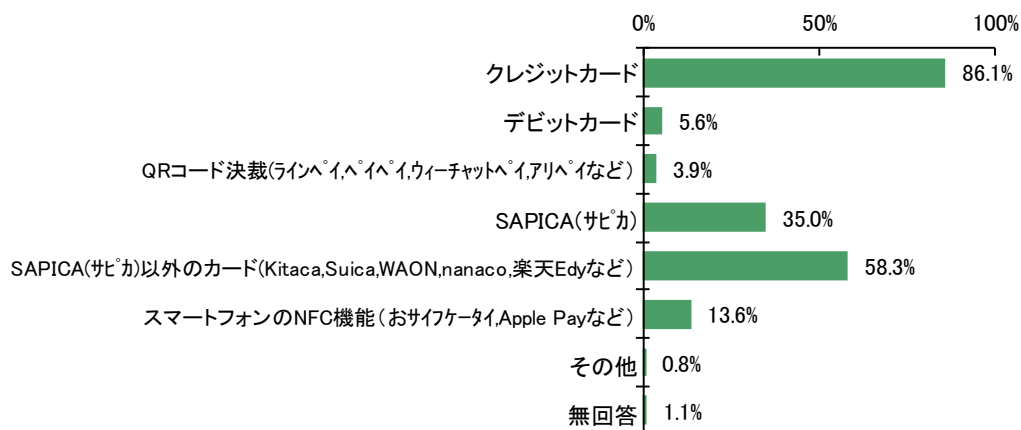
図表 V-2-22 キャッシュレス決済の利用内容 (複数回答、N=360)



問5の3 キャッシュレス決済の利用方法

キャッシュレス決済を「利用している」と回答した 360 名に、どのような方法でキャッシュレスを利用しているかをたずねたところ、「クレジットカード」が 86.1%と最も多く、次いで「SAPICA(サピカ)以外のカード(Kitaca,Suica,WAON,nanaco,楽天 Edy など)」が 58.3%、「SAPICA(サピカ)」が 35.0%となっている。

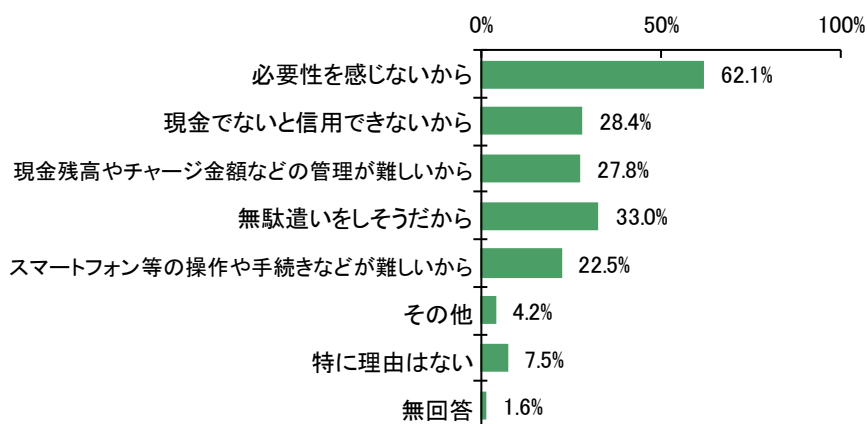
図表 V-2-23 キャッシュレス決済の利用方法（複数回答、N=360）



問5の4 キャッシュレス決済を利用しない理由

キャッシュレス決済を「利用していない」と回答した 306 名に、キャッシュレス決済を利用しない理由をたずねたところ、「必要性を感じないから」が 62.1%と最も多く、次いで「無駄遣いをしそうだから」が 33.0%、「現金でないと信用できないから」が 28.4%となっている。

図表 V-2-24 キャッシュレス決済を利用しない理由（複数回答、N=306）



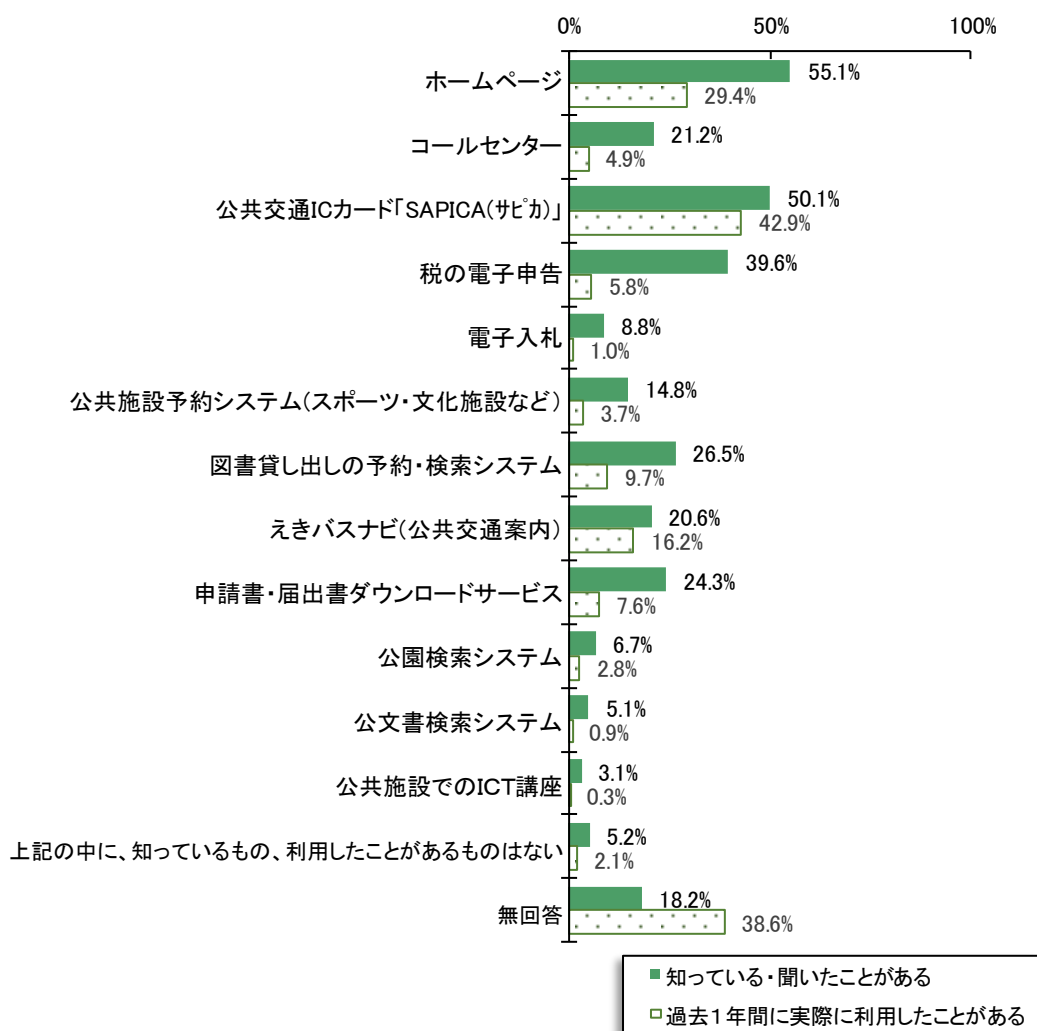
問6 札幌市の情報化施策の認知度と利用状況

札幌市が実施している情報化の取組のうち、「あなたが知っているもの・聞いたことがあるもの」、そのうち「あなたが過去1年間に実際に利用したことがあるもの」についてたずねた。

「知っている・聞いたことがある」については、「ホームページ」が55.1%と最も多く、次いで「公共交通ICカード『SAPICA(サピカ)』」が50.1%、「税の電子申告」が39.6%となっている。

「過去1年間に利用したことがあるもの」については、「公共交通ICカード『SAPICA(サピカ)』」が42.9%と最も多く、次いで「ホームページ」が29.4%、「えきバスナビ(公共交通案内)」が16.2%となっている。

図表 V-2-25 札幌市情報化施策の認知度と利用状況（複数回答、N=671）



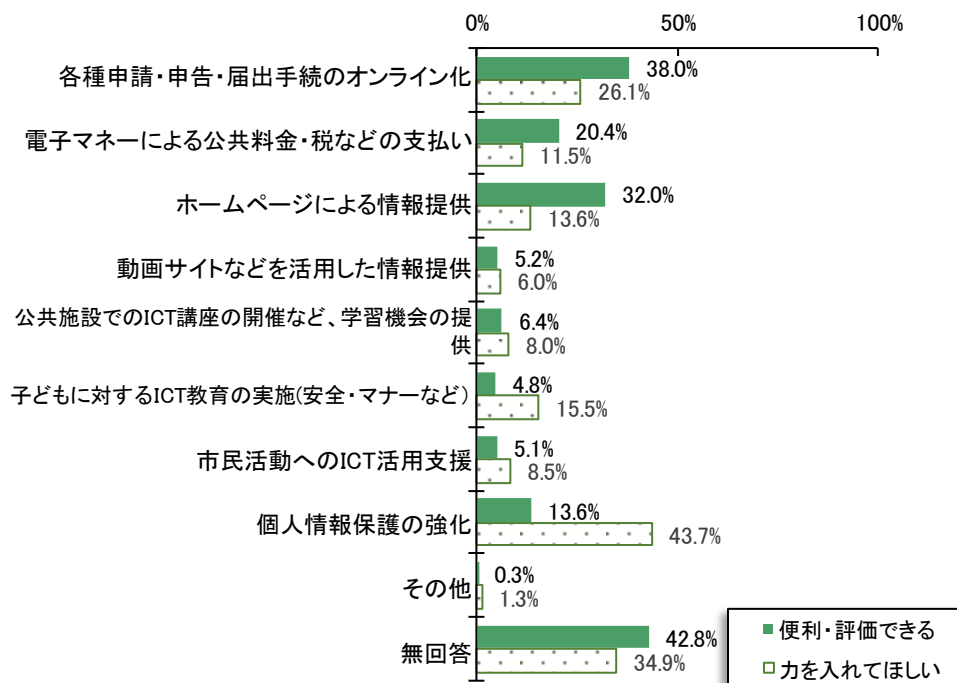
問7 札幌市の情報化施策についての評価と強化してほしいもの

札幌市が実施している情報化の取組のうち、「あなたが『便利』あるいは『評価できる』と感じるもの」と「今後、あなたが札幌市に力を入れてほしいと感じるもの」についてたずねた。

「便利・評価できる」については、「各種申請・申告・届出手段のオンライン化」が38.0%と最も多く、次いで「ホームページによる情報提供」が32.0%、「電子マネーによる公共料金・税などの支払い」が20.4%となっている。

「力を入れてほしいもの」については、「個人情報保護の強化」が43.7%、「各種申請・申告・届出手段のオンライン化」が26.1%、「子どもに対するICT教育の実施（安全・マナーなど）」が15.5%となっている。

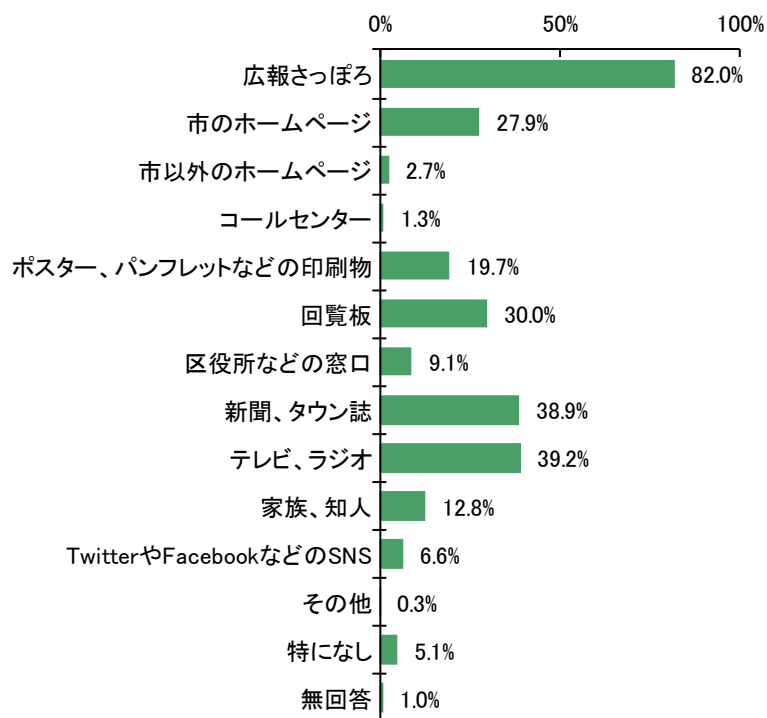
図表 V-2-26 札幌市情報化施策についての評価と強化してほしいもの（3つまで選択、N=671）



問8 札幌市の行政情報の入手方法

札幌市の行政情報を主にどこで入手しているかについては、「広報さっぽろ」が82.0%と最も多く、次いで「テレビ、ラジオ」が39.2%、「新聞、タウン誌」が38.9%となっている。

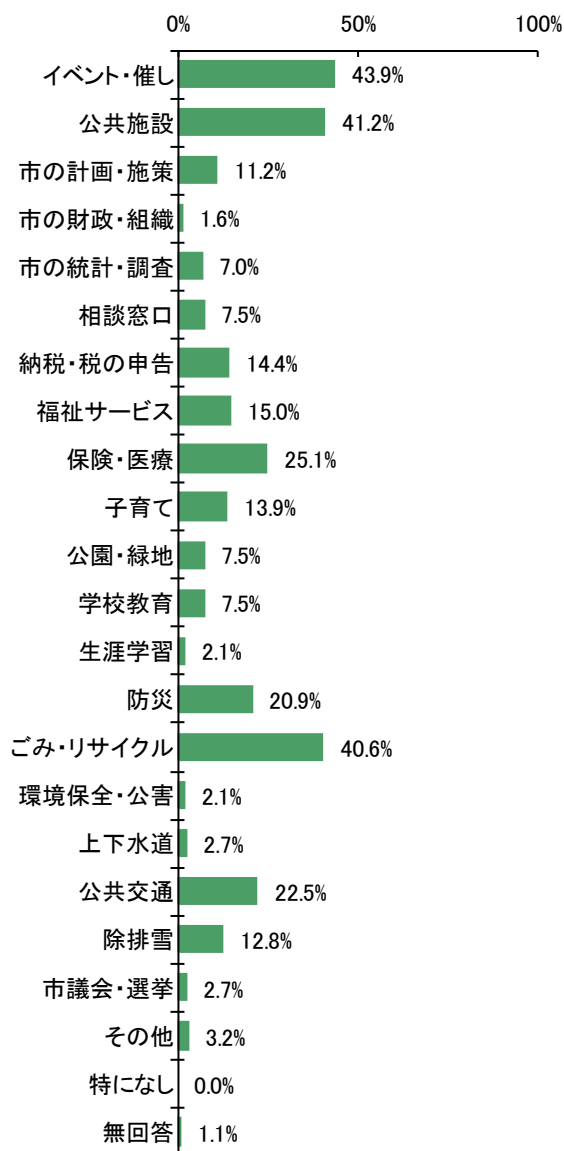
図表 V-2-27 札幌市行政情報の入手方法（複数回答、N=671）



問8の1 札幌市のホームページから入手する情報

札幌市の行政情報を市のホームページから入手していると回答した187名に、札幌市のホームページからどのような情報を入手しているかをたずねたところ、「イベント・催し」が43.9%と最も多く、次いで「公共施設」が41.2%、「ごみ・リサイクル」が40.6%となっている。

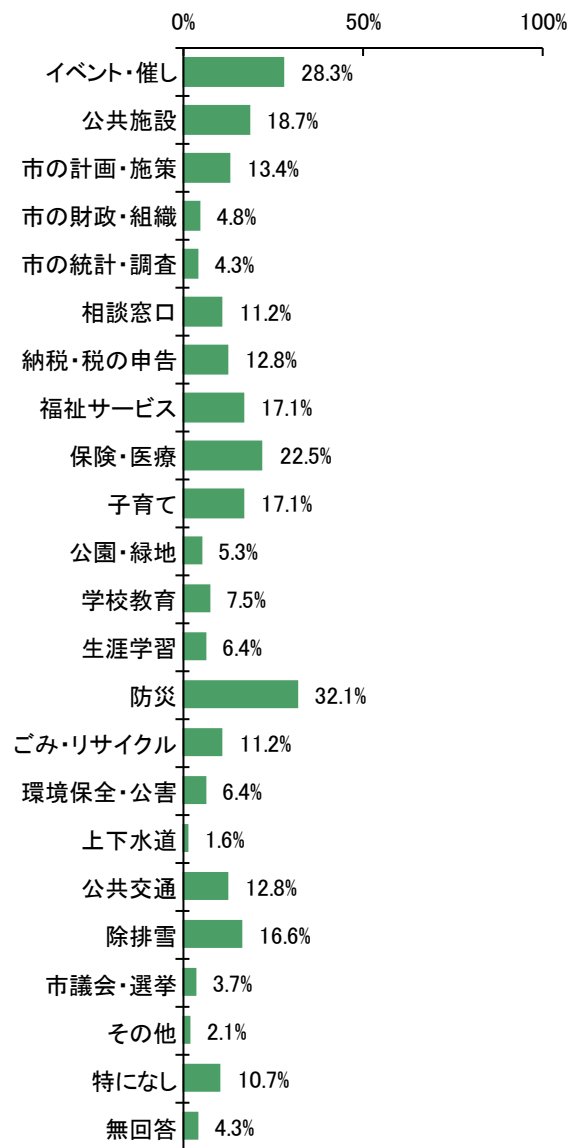
図表 V-2-28 札幌市のホームページから入手する情報（3つまで選択、N=187）



問8の2 札幌市のホームページの情報提供で強化してほしいもの

札幌市の行政情報を市のホームページから入手していると回答した187名に、今後、札幌市のホームページでの情報提供において、さらに力を入れてほしいと感じる情報をたずねたところ、「防災」が32.1%と最も多く、次いで「イベント・催し」が28.3%、「保険・医療」が22.5%となっている。

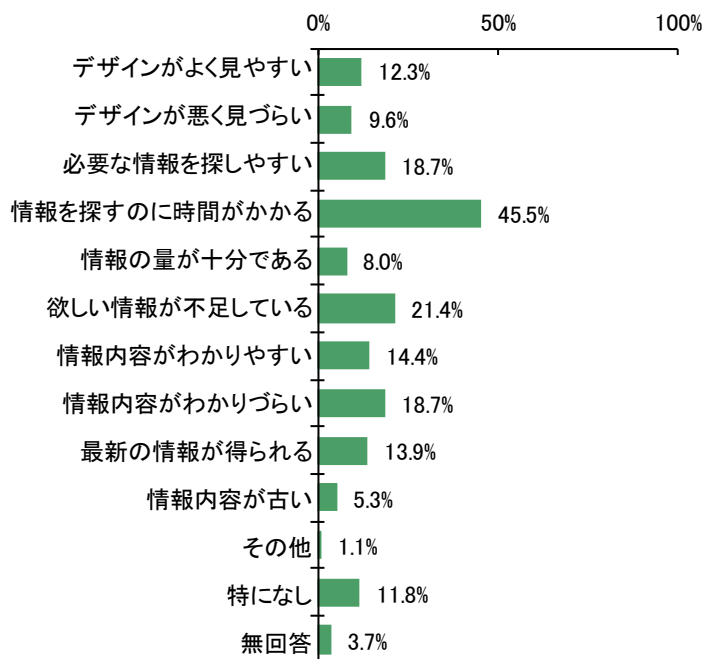
図表 V-2-29 札幌市のホームページの情報提供で強化してほしいもの（3つまで選択、N=187）



問8の3 札幌市のホームページについての印象

札幌市の行政情報を市のホームページから入手していると回答した187名に、札幌市のホームページについてどのように思うかをたずねたところ、「情報を探するのに時間がかかる」が45.5%と最も多く、次いで「欲しい情報が不足している」が21.4%、「必要な情報を探しやすい」「情報内容がわかりづらい」がいずれも18.7%となっている。

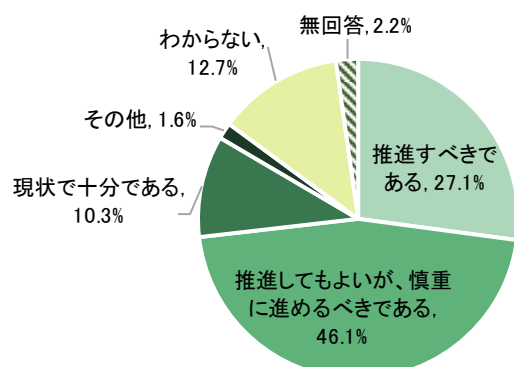
図表 V-2-30 札幌市のホームページについての印象 (3つまで選択、N=187)



問9 行政サービスのオンライン化推進について

市役所への申請手続や施設の利用申込などが、インターネットなどを通じてできるようになる行政サービスのオンライン化について、どのように考えるかをたずねたところ、「推進してもよいが、慎重に進めるべきである」が46.1%と最も多く、次いで「推進すべきである」が27.1%となっている。

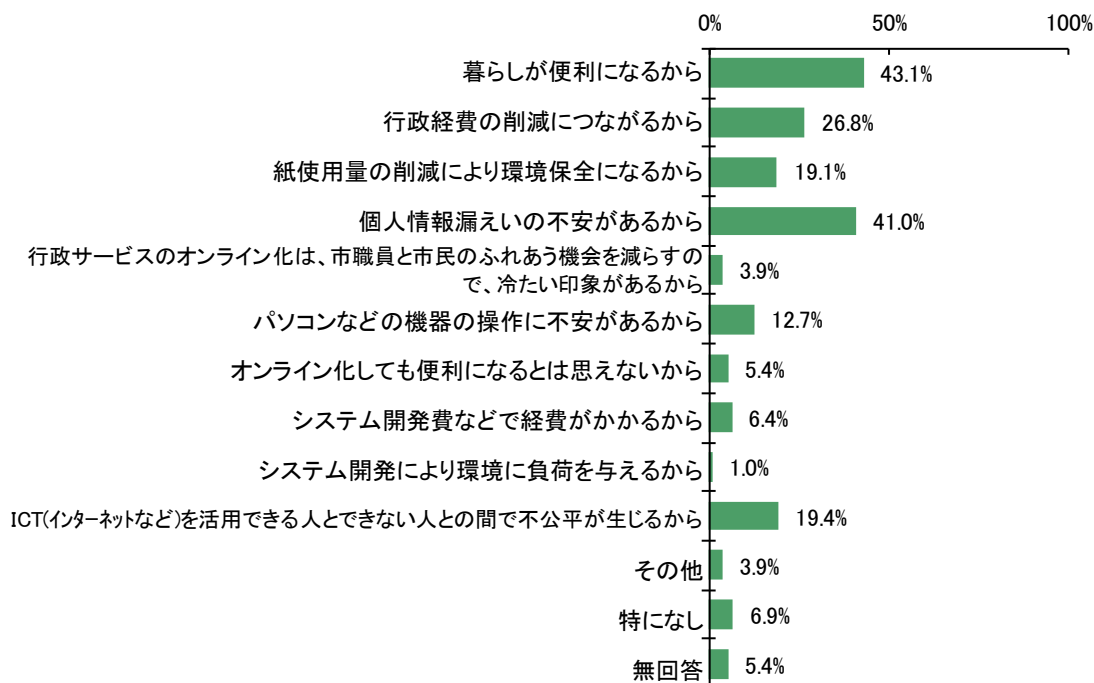
図表 V-2-31 行政サービスのオンライン化推進について (N=671)



問9の1 オンライン化推進についての回答理由

問9のオンライン化推進について回答した理由をたずねたところ、「暮らしが便利になるから」が43.1%と最も多く、次いで「個人情報漏えいの不安があるから」が41.0%、「行政経費の削減につながるから」が26.8%となっている。

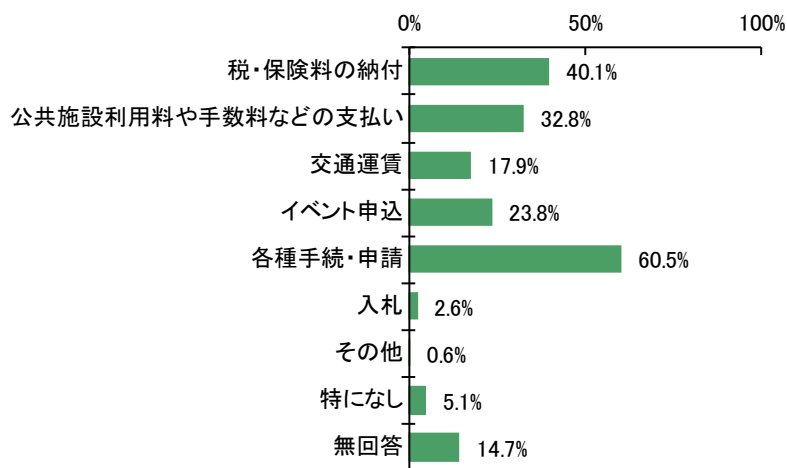
図表 V-2-32 オンライン化推進についての回答理由（3つまで選択、N=671）



問9の2 オンライン化を推進してほしい行政サービス

行政サービスのオンライン化推進について「推進すべきである」「推進してもよいが、慎重に進めるべきである」と回答した491名に、どのようなサービスのオンライン化を推進すべきだと思うかをたずねたところ、「各種手続・申請」が60.5%と最も多く、次いで「税・保険料の納付」が40.1%、「公共施設利用料や手数料などの支払い」が32.8%となっている。

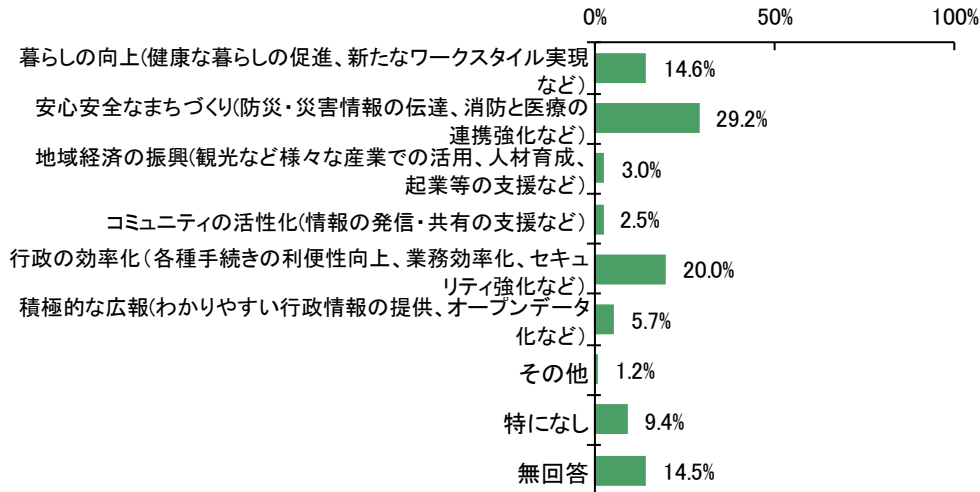
図表 V-2-33 オンライン化を推進してほしい行政サービス（3つまで選択、N=491）



問 10 札幌市に期待する ICT 活用の取組分野

札幌市が情報化施策を進めるに当たって、期待する ICT 活用の取組分野は何かをたずねたところ、「安心安全なまちづくり(防災・災害情報の伝達、消防と医療の連携強化など)」が 29.2%と最も多く、次いで「行政の効率化(各種手続きの利便性向上、業務効率化、セキュリティ強化など)」が 20.0%、「暮らしの向上(健康な暮らしの促進、新たなワークスタイルの実現など)」が 14.6%となっている。

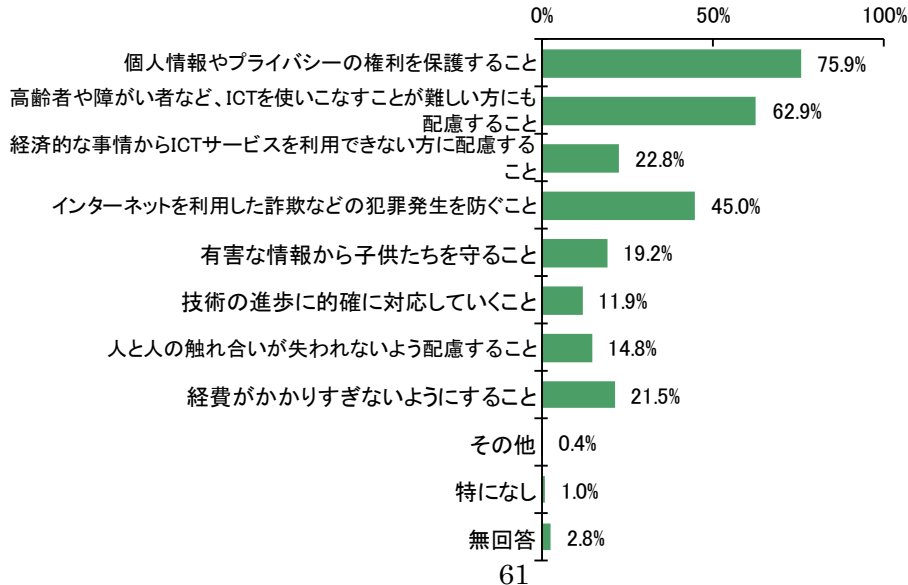
図表 V-2-34 札幌市に期待する ICT の取組分野 (N=671)



問 11 札幌市の情報化施策で特に注意すべき点

札幌市が情報化施策を進める上で、特にどのような点に注意すべきと考えるかをたずねたところ、「個人情報やプライバシーの権利を保護すること」が 75.9%と最も多く、次いで「高齢者や障がい者など、ICT を使いこなすことが難しい方にも配慮すること」が 62.9%、「インターネットを利用した詐欺などの犯罪発生を防ぐこと」が 45.0%となっている。

図表 V-2-35 札幌市の情報化施策で特に注意すべき点 (3 つまで選択、N=671)

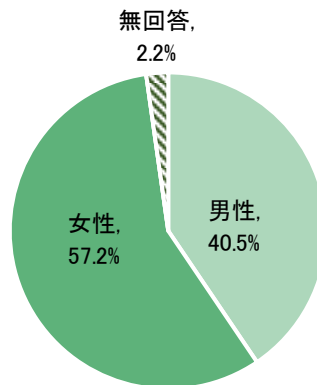


2 あなたご自身のことについて

F 1 性別

回答者の性別については、「女性」が 57.2%、「男性」が 40.5%となっている。

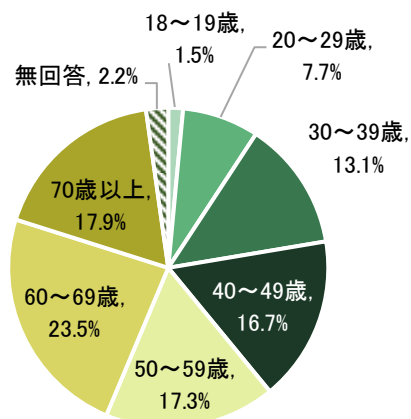
図表 V-2-36 性別 (N=671)



F 2 年齢

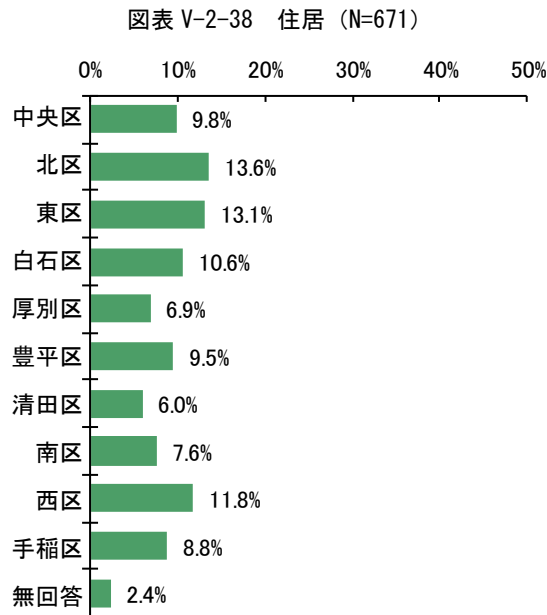
年齢については、「60～69歳」が 23.5%、「70歳以上」が 17.9%、「50～59歳」が 17.3%となっている。

図表 V-2-37 年齢 (N=671)



F 3 住居

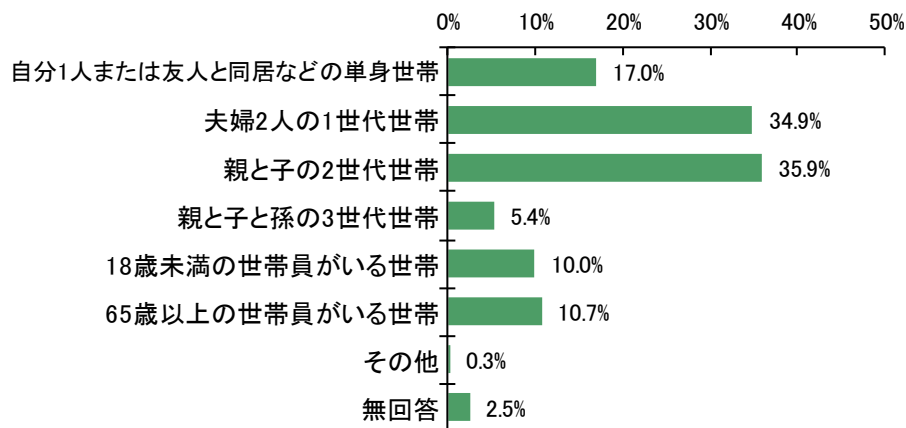
現在住んでいる区については、「北区」が13.6%、「東区」が13.1%、「西区」が11.8%となっている。



F 4 世帯

世帯構成については、「親と子の2世代世帯」が35.9%と最も多く、次いで「夫婦2人の1世代世帯」が34.9%、「自分1人または友人と同居などの単身世帯」17.0%となっている。

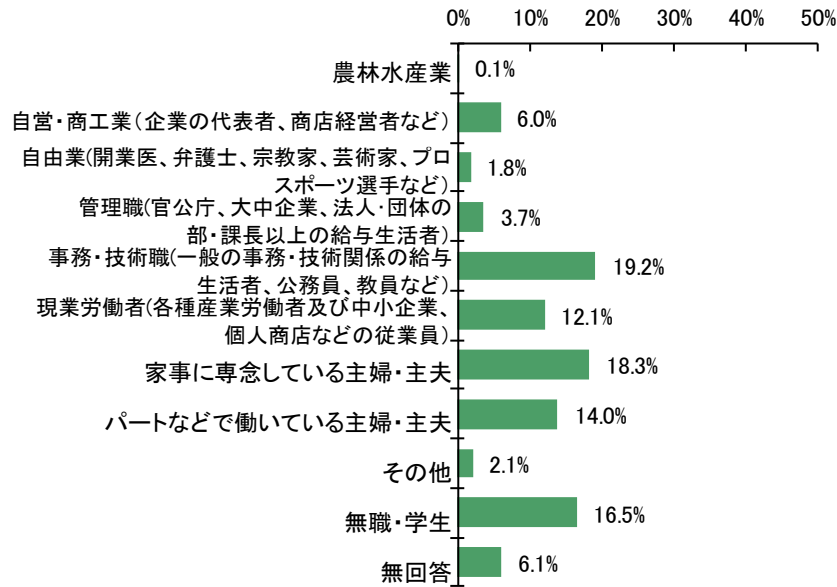
図表 V-2-39 世帯 (複数回答、N=671)



F 5 職業

職業については、「事務・技術職(一般の事務・技術関係の給与生活者、公務員、教員など)」が19.2%と最も多く、次いで「家事に専念している主婦・主夫」が18.3%、「無職・学生」が16.5%となっている。

図表 V-2-40 職業 (N=671)



3. 過去に実施されたアンケート調査結果との比較

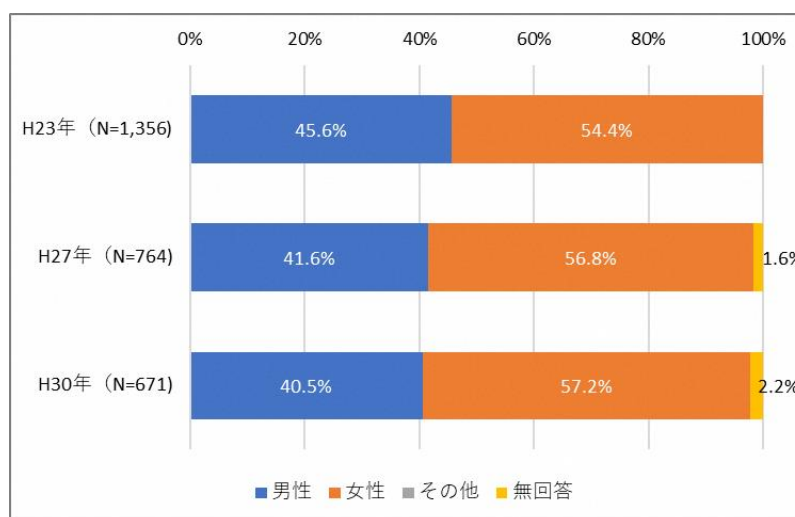
ICT 活用の現状等を把握するための市民アンケート調査は、平成 23 年度と平成 27 年度にも実施されている。それらのアンケート調査項目の一部には、今回実施したアンケート調査の内容と共通または類似したものがあり、年次による集計結果の比較が可能なものがある。

以下に、年次比較が可能な設問に係る集計結果を記す。なお、平成 27 年度実施のアンケート調査は今回実施の調査と設問及び選択肢が共通しているものが多いが、平成 23 年度調査は選択肢の内容が異なるものがあるため、設問によっては、平成 27 年度調査と今回調査の 2 回分の比較にとどめているものもある。

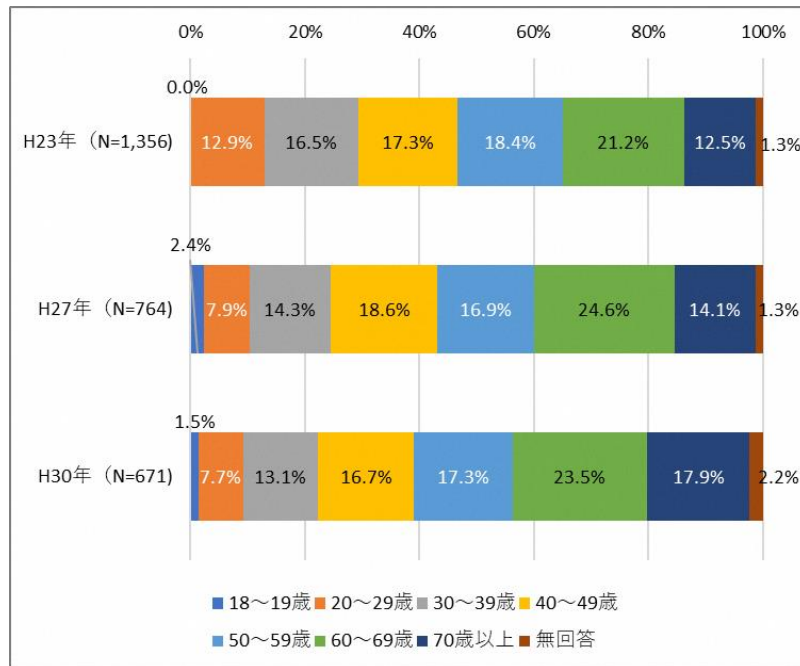
図表 V-3-1 各年アンケート調査の実施概要

	平成 23 年度調査	平成 27 年調査	平成 30 年度調査 (今回実施)
調査名	平成 23 年度 市政世論調査	平成 27 年度 ICT の活用に関するアンケート調査	ICT (インターネットなど情報通信技術) の活用に関するアンケート調査
実施時期	平成 23 年 (2011 年) 8 月	平成 28 年 (2016 年) 2 月	平成 31 年 (2019 年) 1 月
実施手法	個別訪問による質問紙留置法	郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収
対象数	20 歳以上の市民 1,500 人	18 歳以上の市民 1,500 人	18 歳以上の市民 1,500 人
総回収数	1,356	765	673
有効回収数	1,356	764	671
総回収率	90.4%	51.0%	44.9%

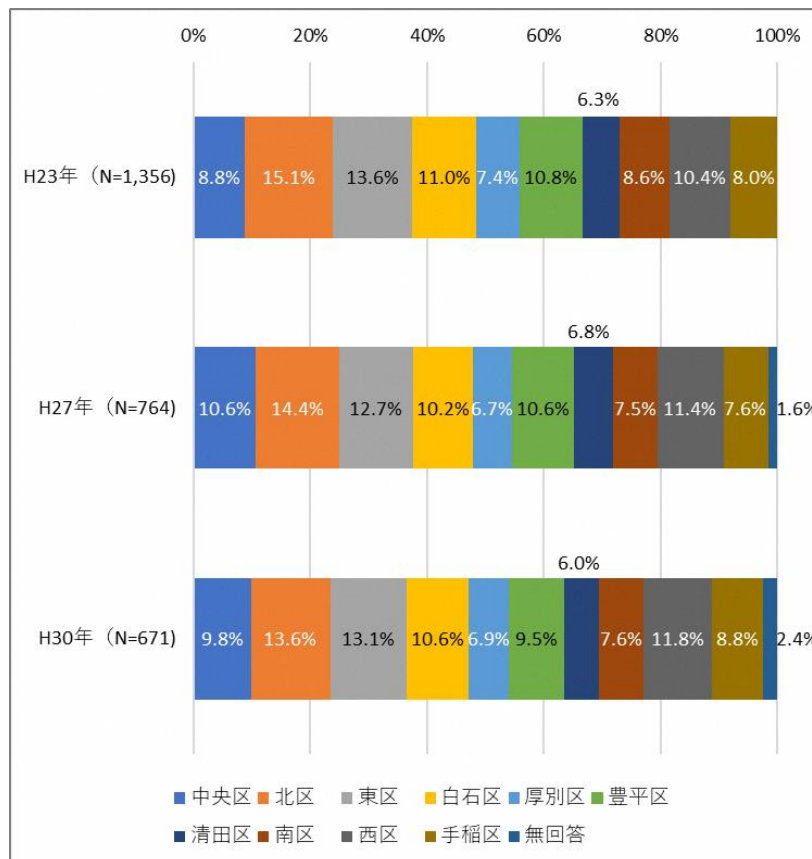
図表 V-3-2 回答者の性別



図表 V-3-3 回答者の年齢構成

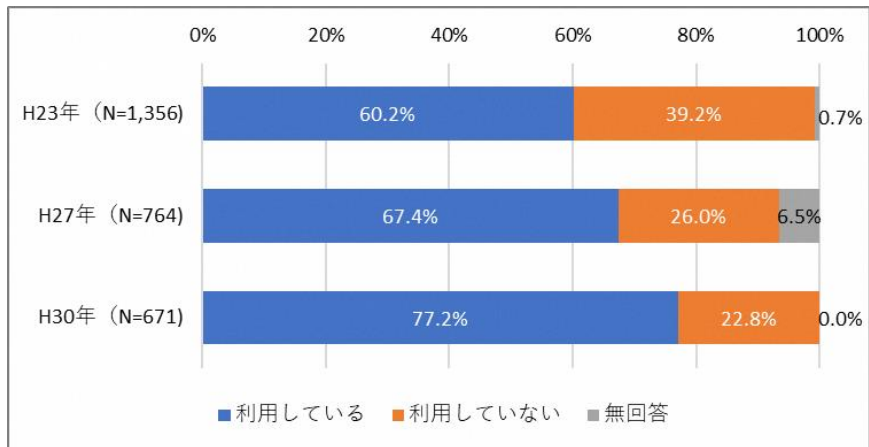


図表 V-3-4 回答者の居住地



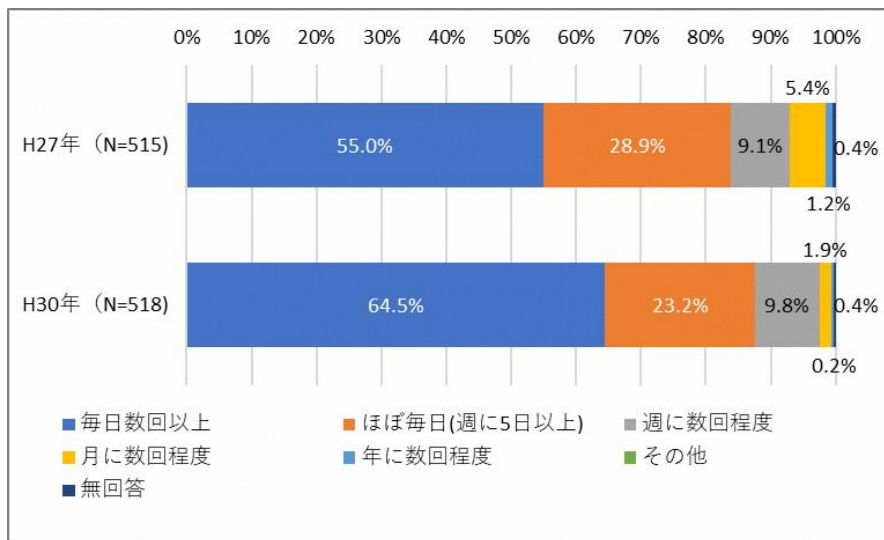
問1 インターネット利用の有無

図表 V-3-5 インターネット利用の有無



問1の1 インターネットの利用頻度

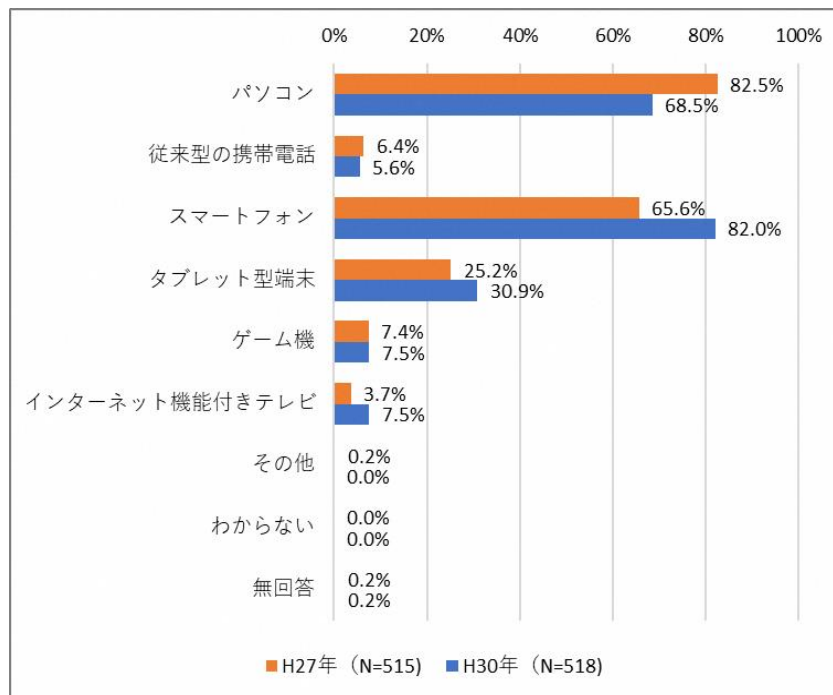
図表 V-3-6 インターネットの利用の頻度



※問1でインターネットを「利用している」と答えた人のみが回答
 ※平成23年度アンケートには該当設問無し

問1の2 インターネットを利用している機器

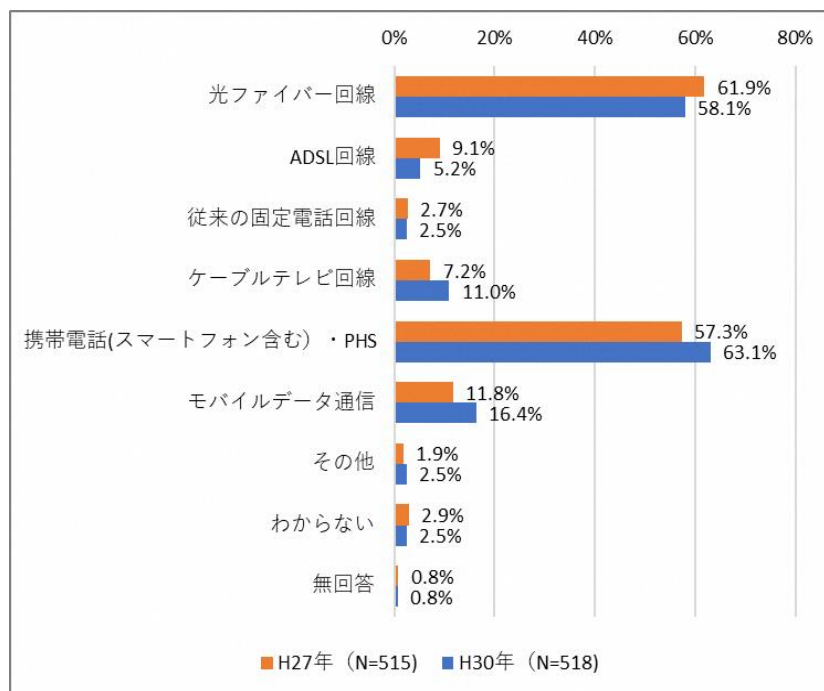
図表 V-3-7 インターネットを利用している機器（複数回答）



※問1でインターネットを「利用している」と答えた人のみが回答
 ※平成23年度アンケートには該当設問無し

問1の3 インターネット接続に使用している回線

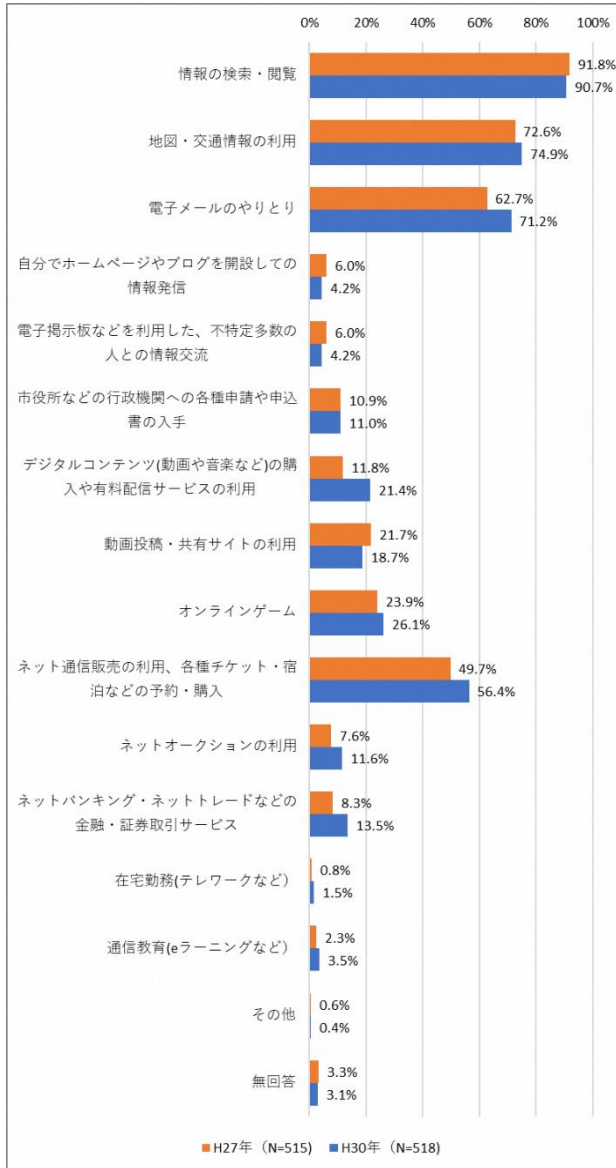
図表 V-3-8 インターネット接続に使用している回線（複数回答）



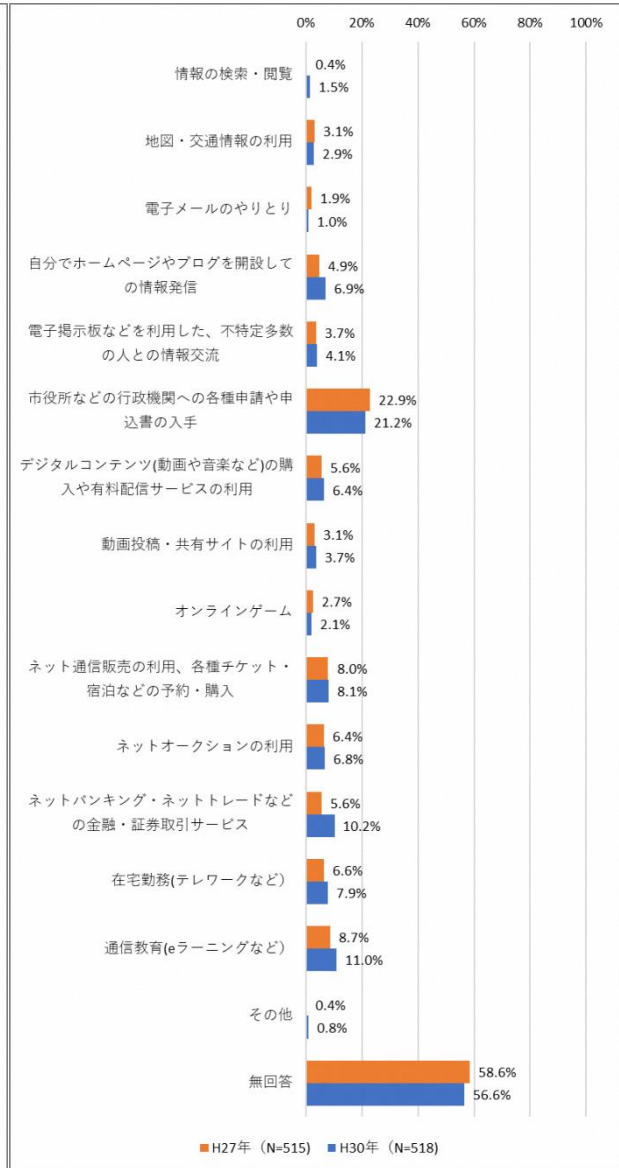
※問1でインターネットを「利用している」と答えた人のみが回答
 ※平成23年度アンケートには該当設問無し

問1の4 「よく利用している」「今後利用したい」インターネットサービス

図表 V-3-9
「よく利用している」インターネットサービス
(5 つまで選択)



図表 V-3-10
「今後利用したい」インターネットサービス
(5 つまで選択)

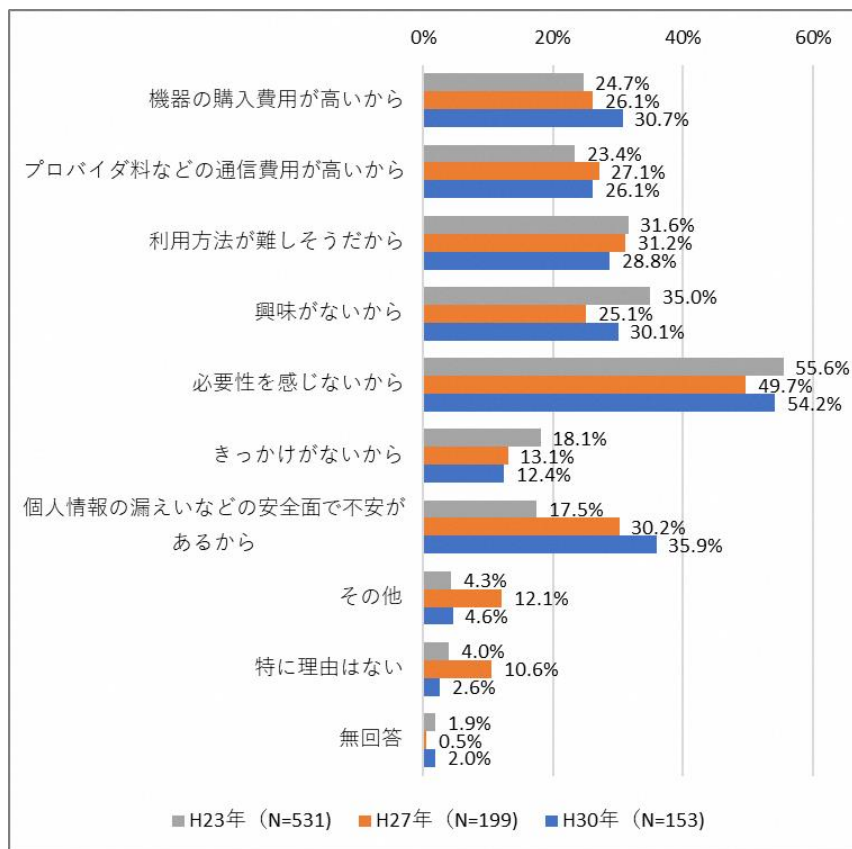


※問1でインターネットを「利用している」と答えた人のみが回答

※平成23年度アンケートは、選択肢の内容が他年度アンケートと異なるため、集計の対象外とした

問1の5 インターネットを利用しない理由

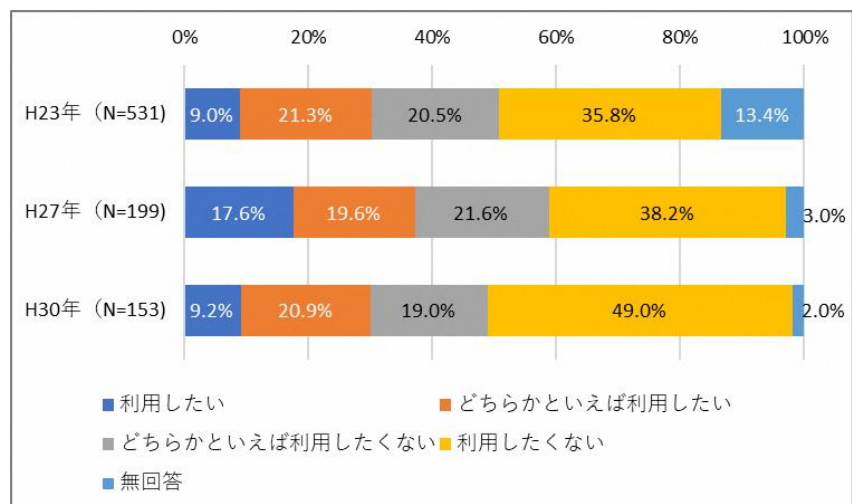
図表 V-3-11 インターネットを利用しない理由（複数回答）



※問1でインターネットを「利用していない」と答えた人のみが回答

問1の6 インターネットを利用しない理由が解消された場合の利用意向

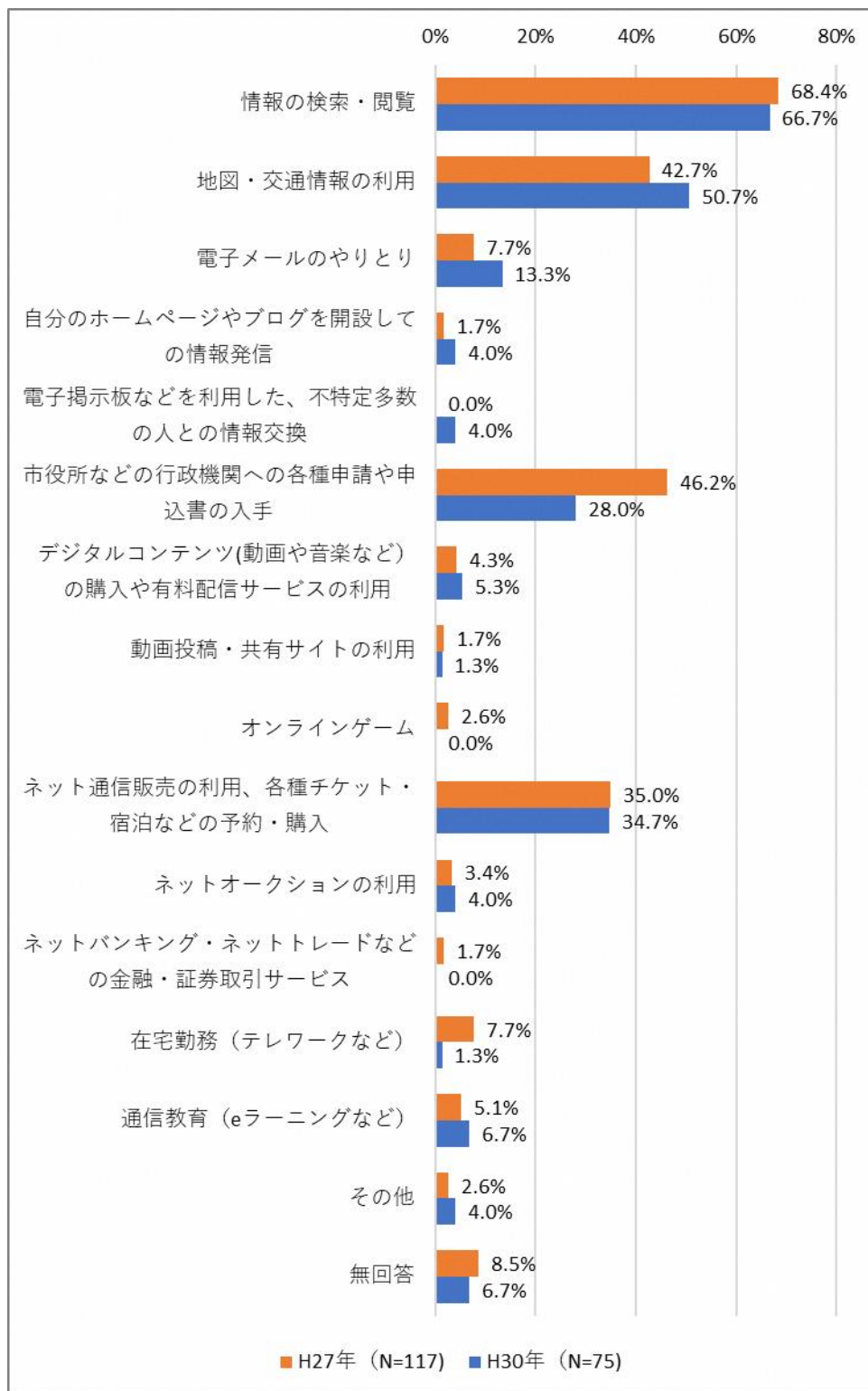
図表 V-3-12 インターネットを利用しない理由が解消された場合の利用意向



※問1でインターネットを「利用している」と答えた人のみが回答

問1の7 利用したいインターネットサービス

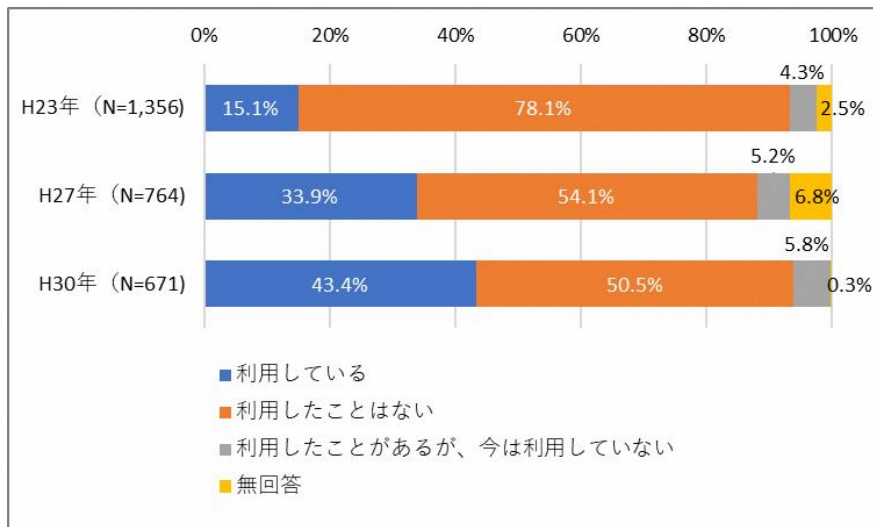
図表 V-3-13 利用したいインターネットサービス (3つまで選択)



※問1の6で「利用したい」、「どちらかといえば利用したい」、「どちらかといえば利用したくない」と答えた人のみが回答

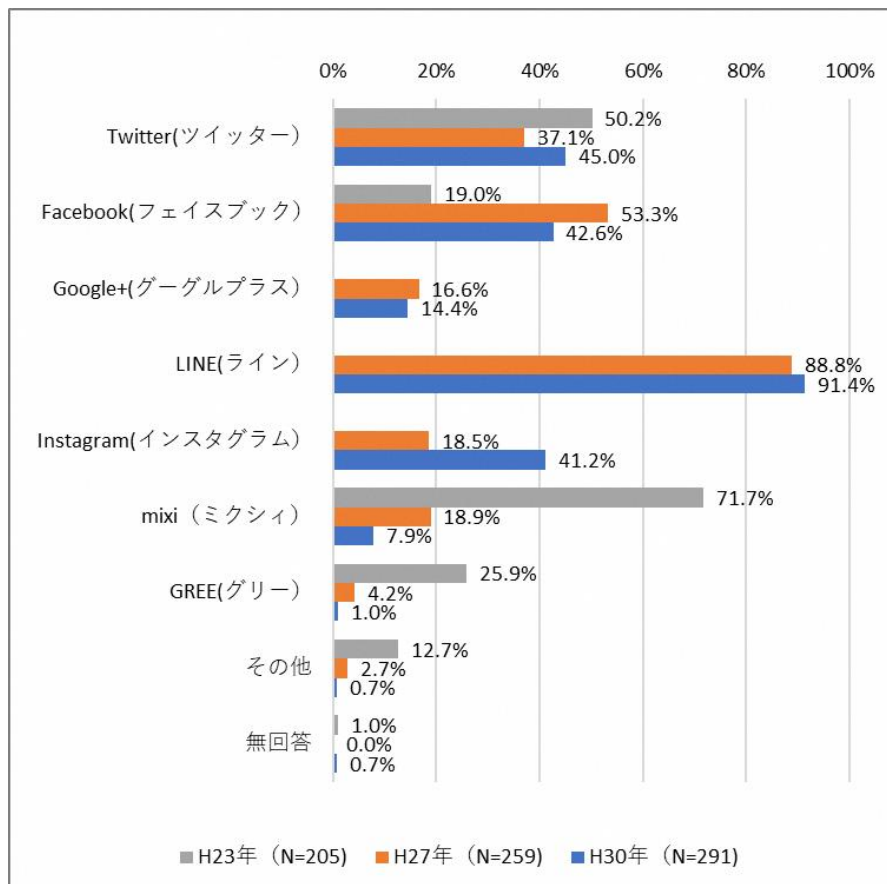
問2 SNS利用の有無

図表 V-3-14 SNS利用の有無



問2の1 利用しているSNSの種類

図表 V-3-15 利用しているSNSの種類（複数回答）

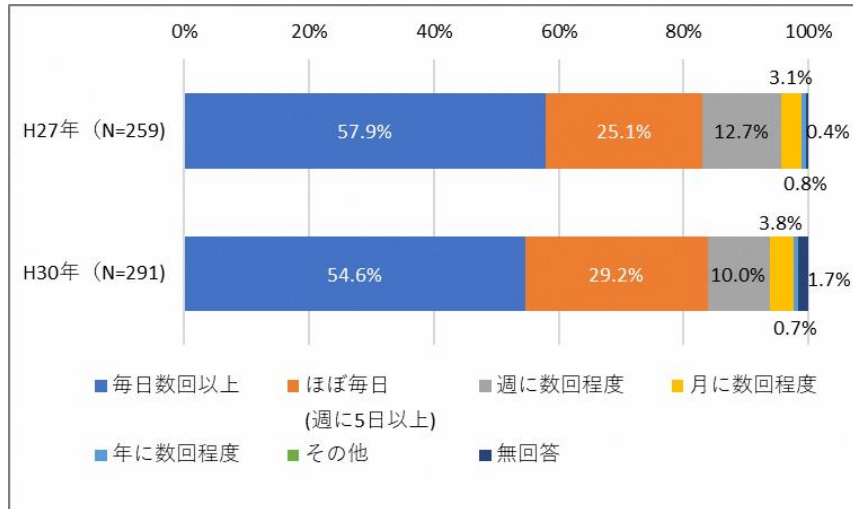


※問2でSNSを「利用している」と答えた人のみが回答

※平成23年度アンケートには、「Google+」、「LINE」、「Instagram」の各選択肢は無し

問2の2 SNSの利用頻度

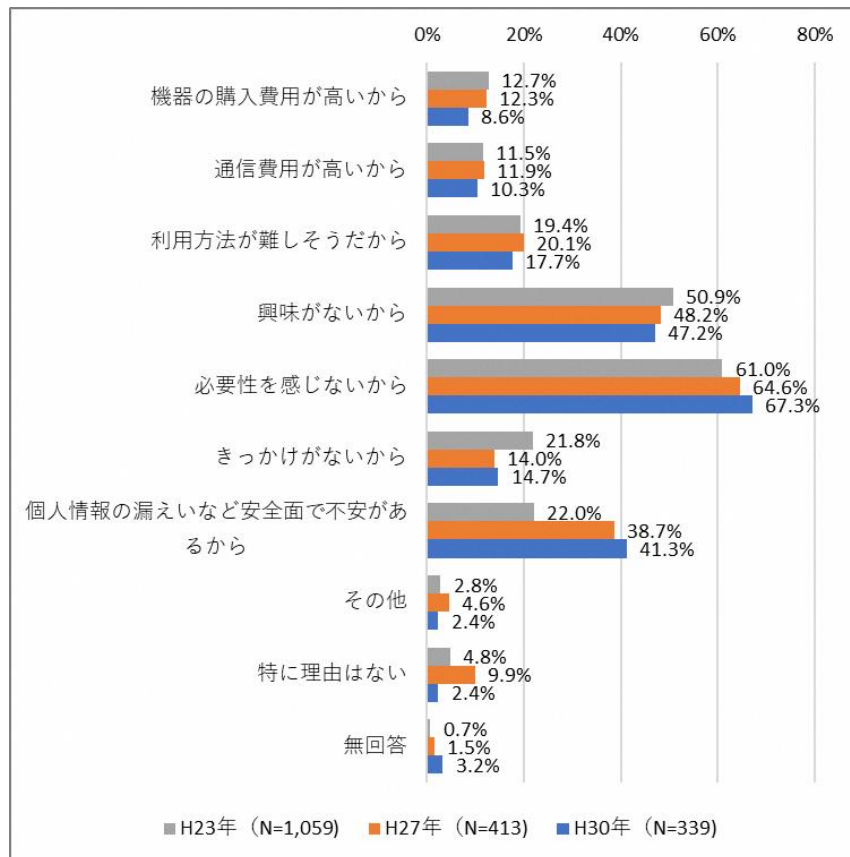
図表 V-3-16 SNSの利用頻度



※問2でSNSを「利用している」と答えた人のみが回答
 ※平成23年度アンケートには該当設問無し

問2の3 SNSを利用しない理由

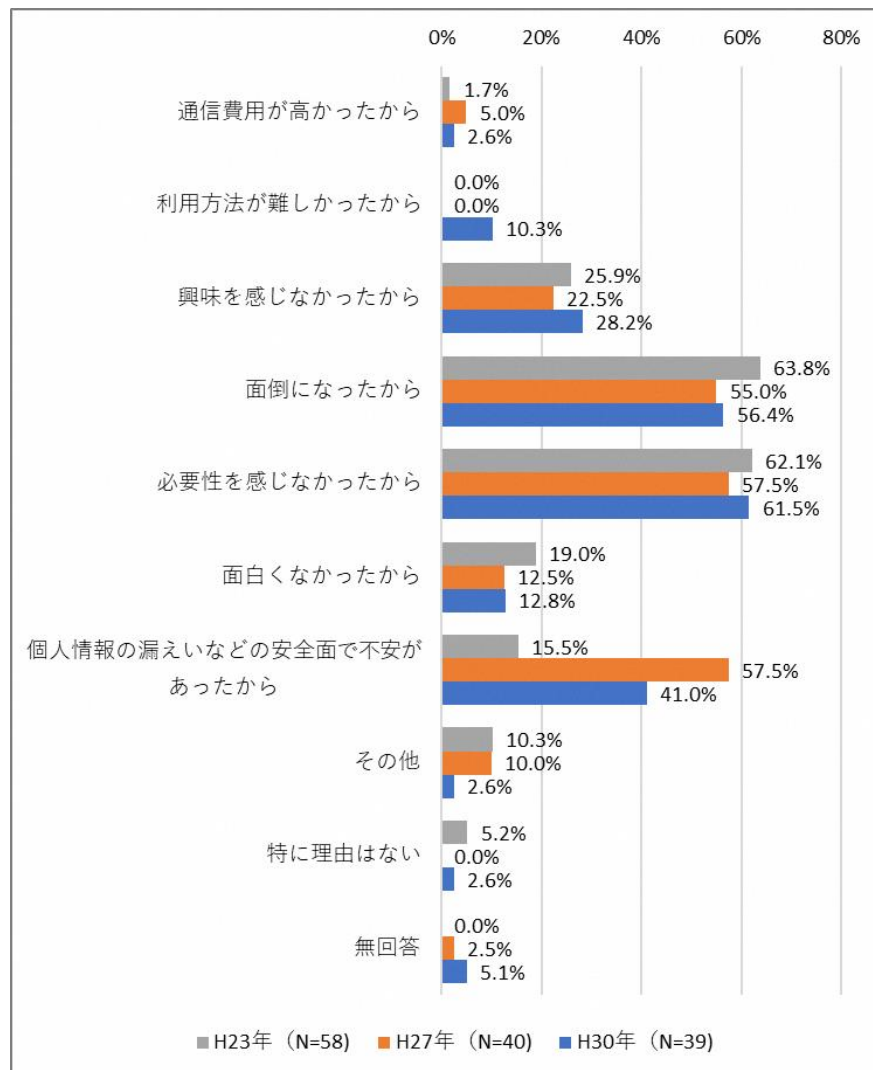
図表 V-3-17 SNSを利用しない理由（複数回答）



※問2でSNSを「利用したことはない」と答えた人のみが回答

問2の4 SNSを利用しなくなった理由

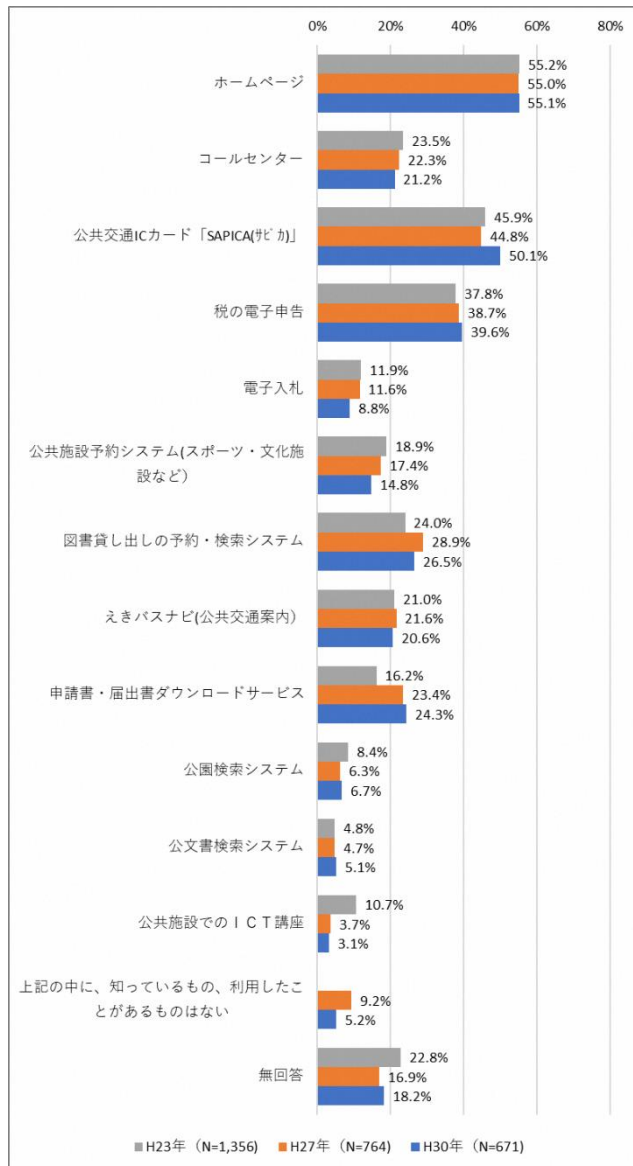
図表 V-3-18 SNSを利用しなくなった理由（複数回答）



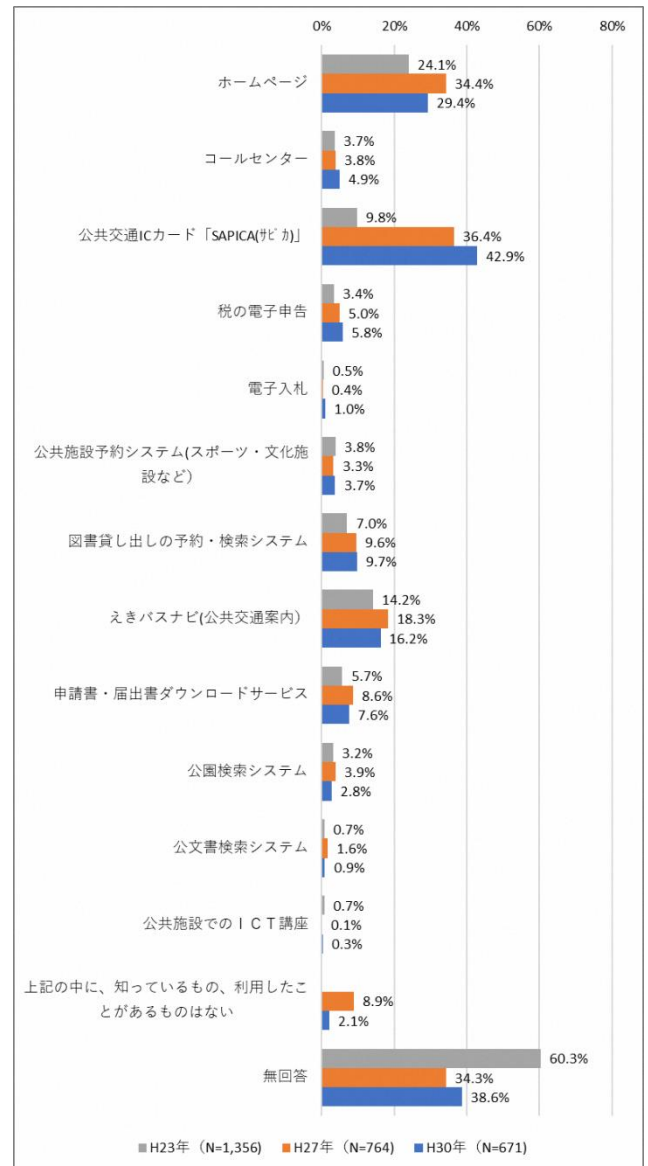
※問2でSNSを「利用したことがあるが、今は利用していない」と答えた人のみが回答

問6 札幌市が実施している情報化の取組のうち「知っている」「利用したことがある」もの

図表 V-3-19
札幌市が実施している情報化の取組のうち
「知っている」もの
(複数回答)

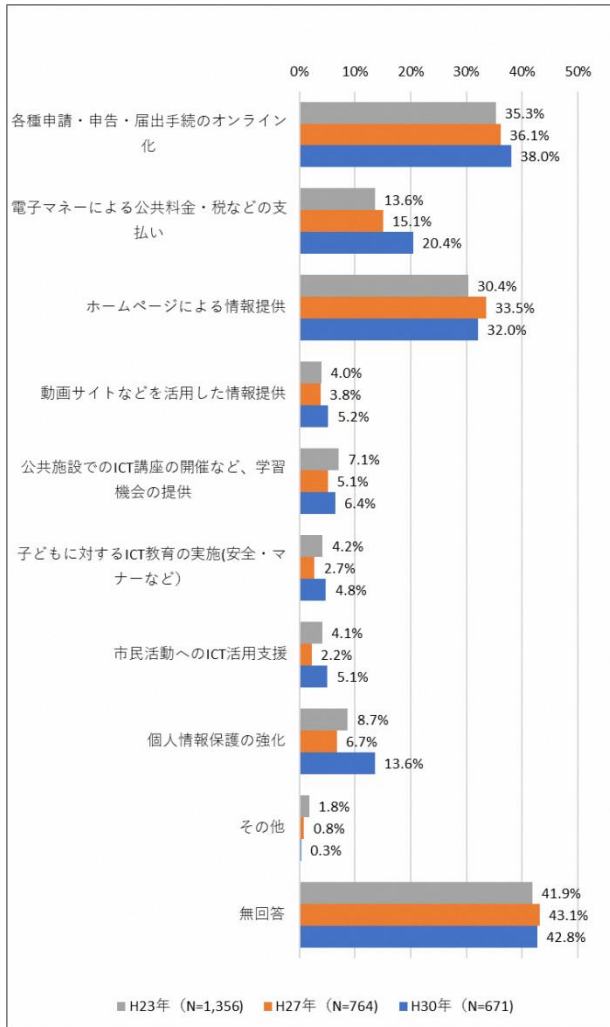


図表 V-3-20
札幌市が実施している情報化の取組のうち
「利用したことがある」もの
(複数回答)

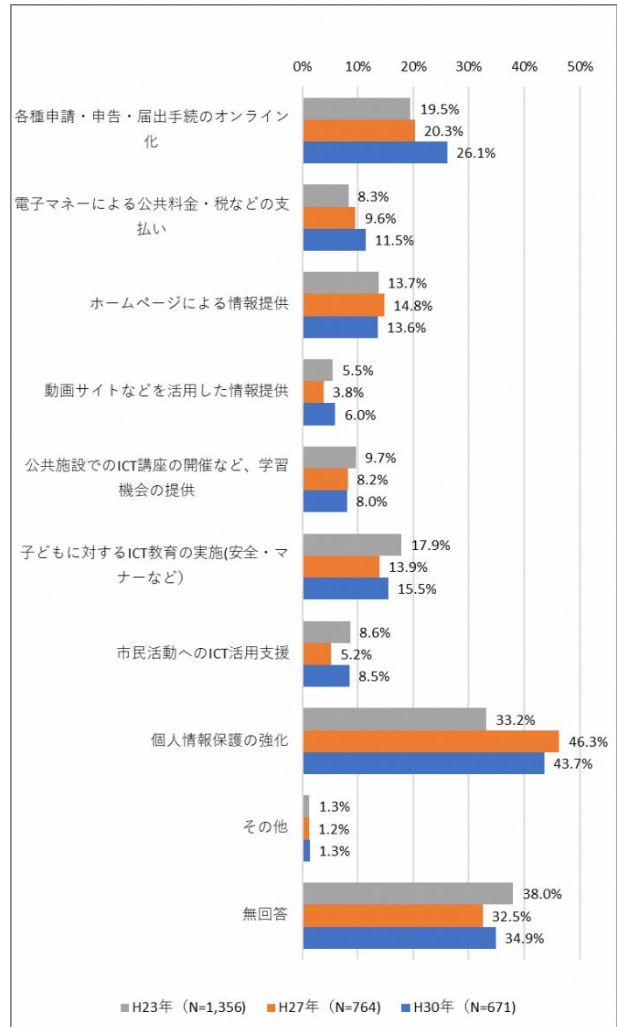


問7 札幌市が実施している情報化の取組のうち「便利・評価できる」「力を入れてほしい」もの

図表 V-3-21
札幌市が実施している情報化の取組のうち
「便利・評価できる」もの
(3 つまで選択)

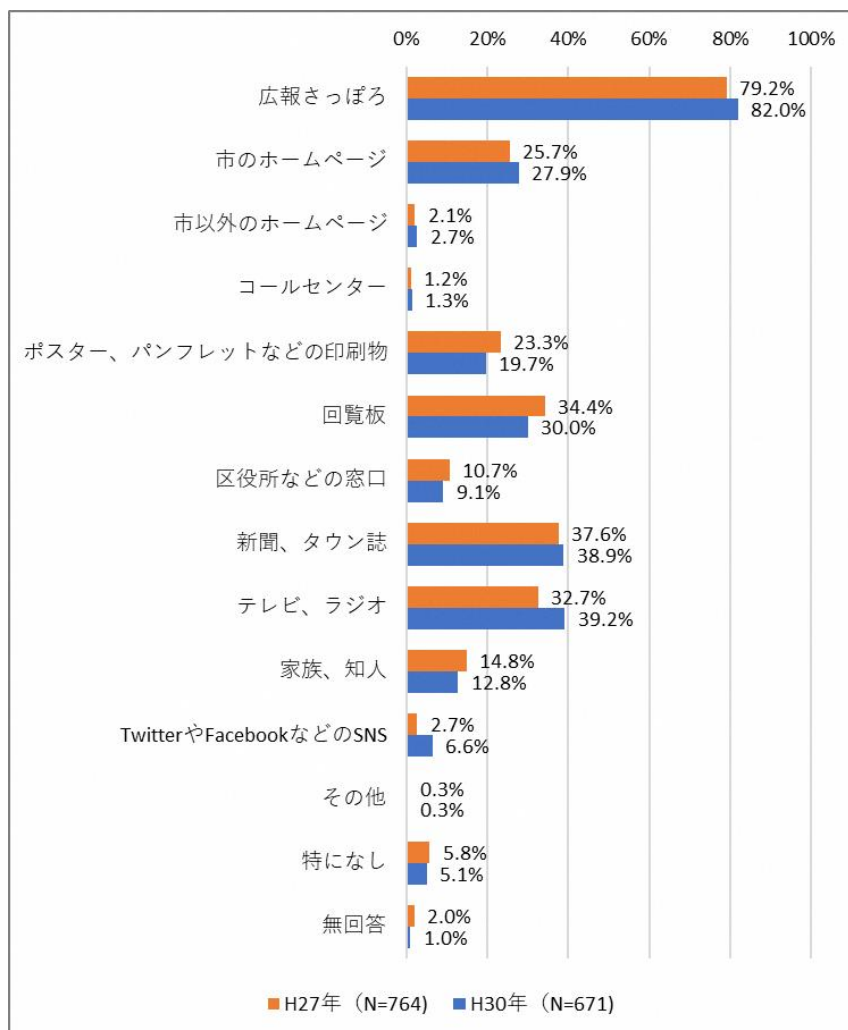


図表 V-3-22
札幌市が実施している情報化の取組のうち
「力を入れてほしい」もの
(3 つまで選択)



問 8 札幌市の行政情報の入手方法

図表 V-3-23 札幌市の行政情報の入手方法（複数回答）

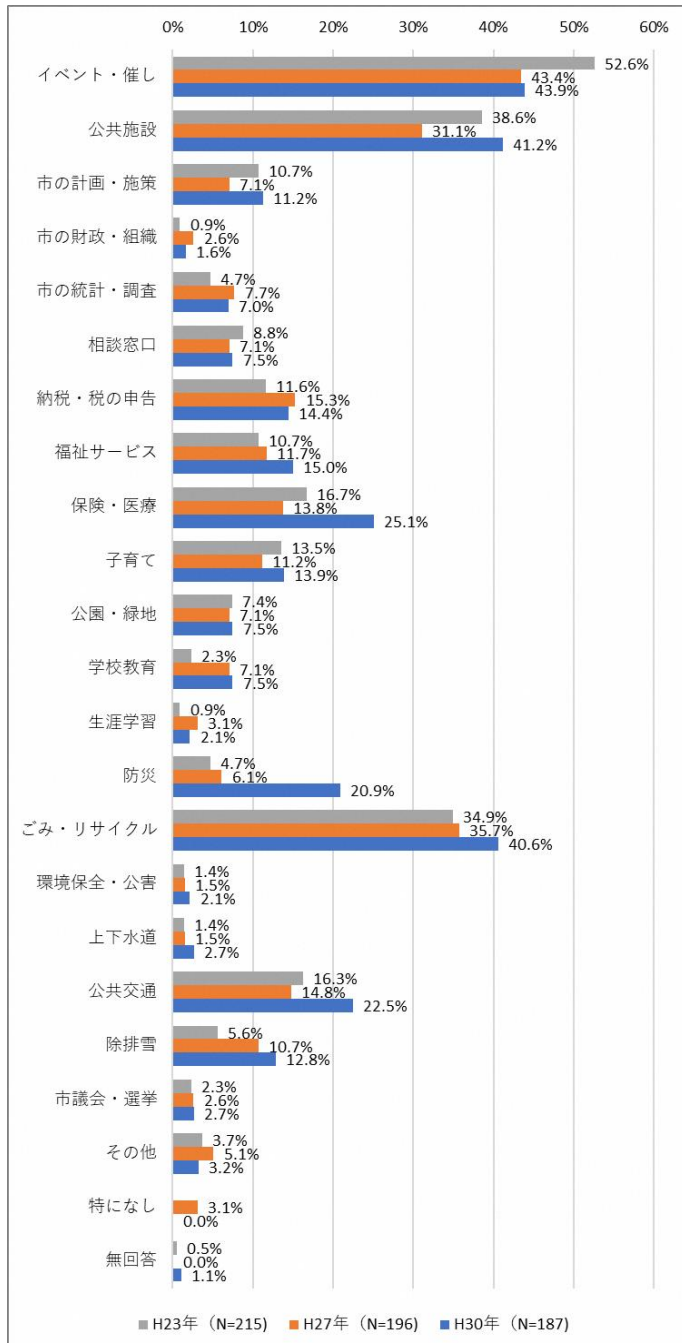


※平成 23 年度アンケートは。選択肢の内容が他年度アンケートと異なるため、集計の対象外とした

問 8 の 1 札幌市のホームページから入手している情報

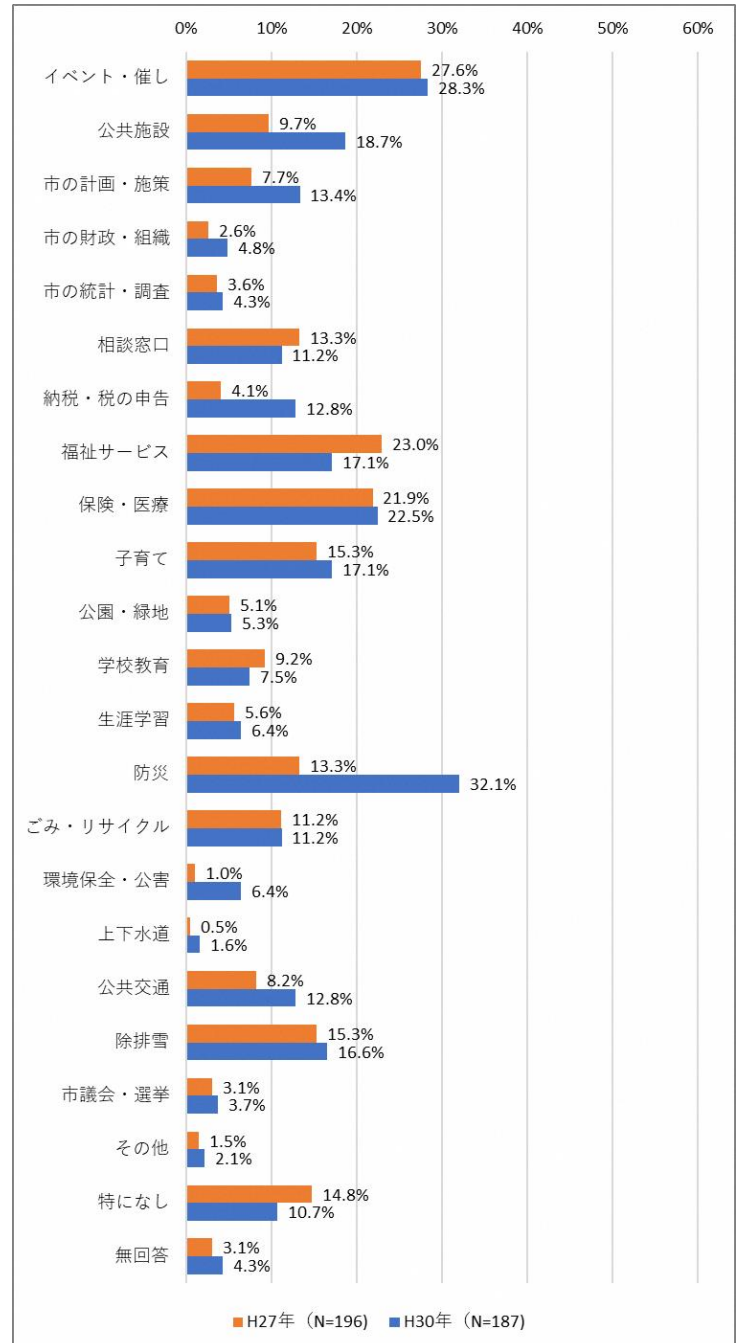
問 8 の 2 札幌市のホームページで力を入れてほしいこと

図表 V-3-24
札幌市のホームページから入手している情報
(3 つまで選択)



※問 8 で「ホームページ」を選択した人のみが回答

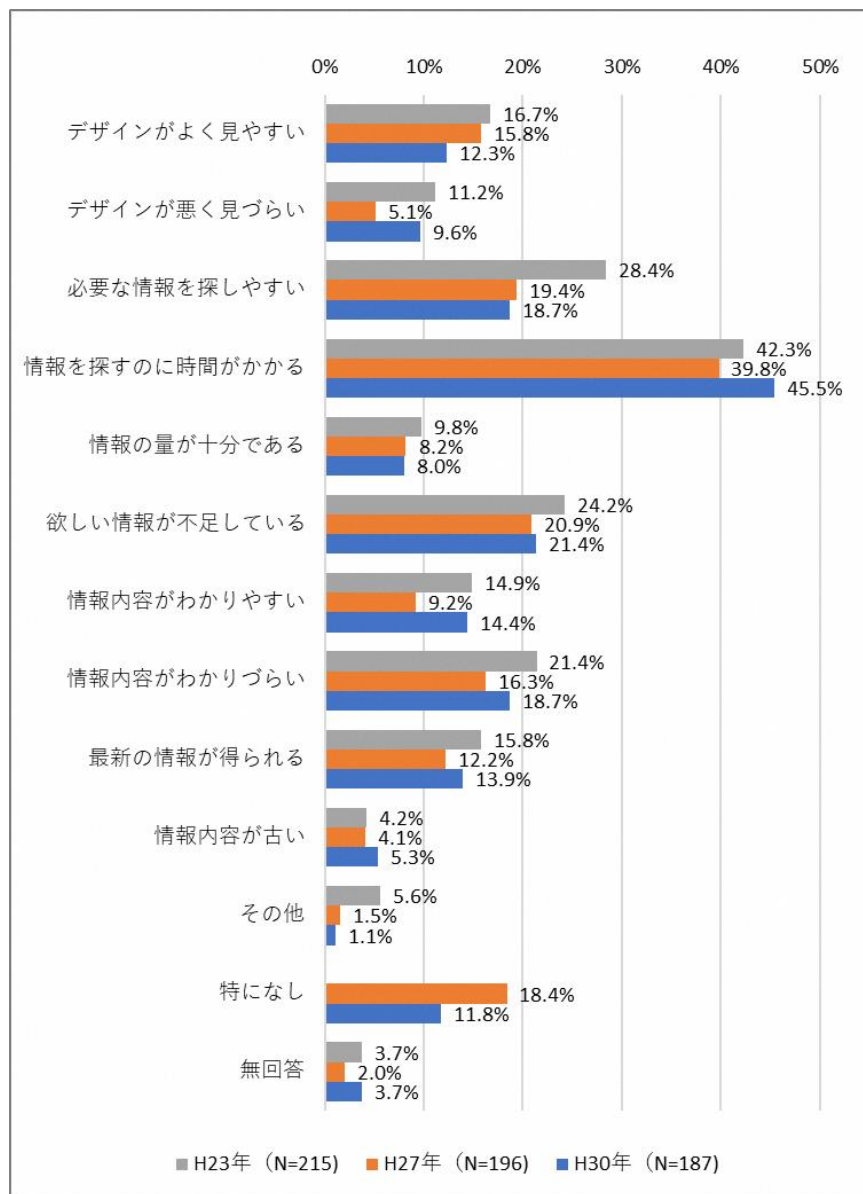
図表 V-3-25
札幌市のホームページで力を入れてほしいこと
(3 つまで選択)



※問 8 で「ホームページ」を選択した人のみが回答
※平成 23 年度アンケートには該当設問無し

問 8 の 3 札幌市のホームページについて

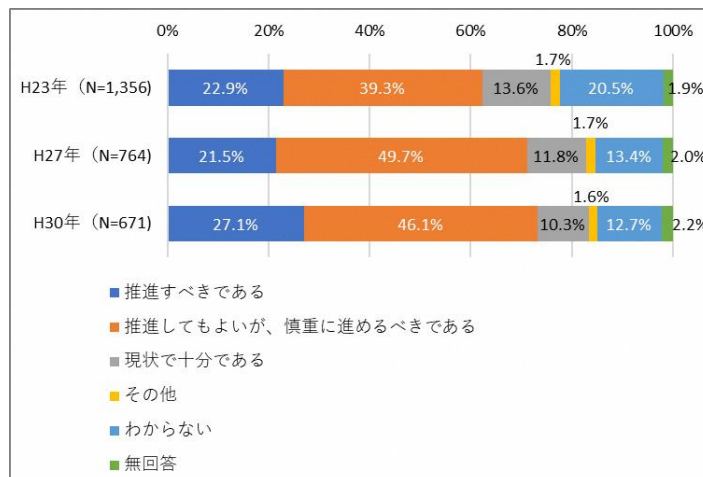
図表 V-3-26 札幌市のホームページについて (3 つまで選択)



※問 8 で「ホームページ」を選択した人のみが回答

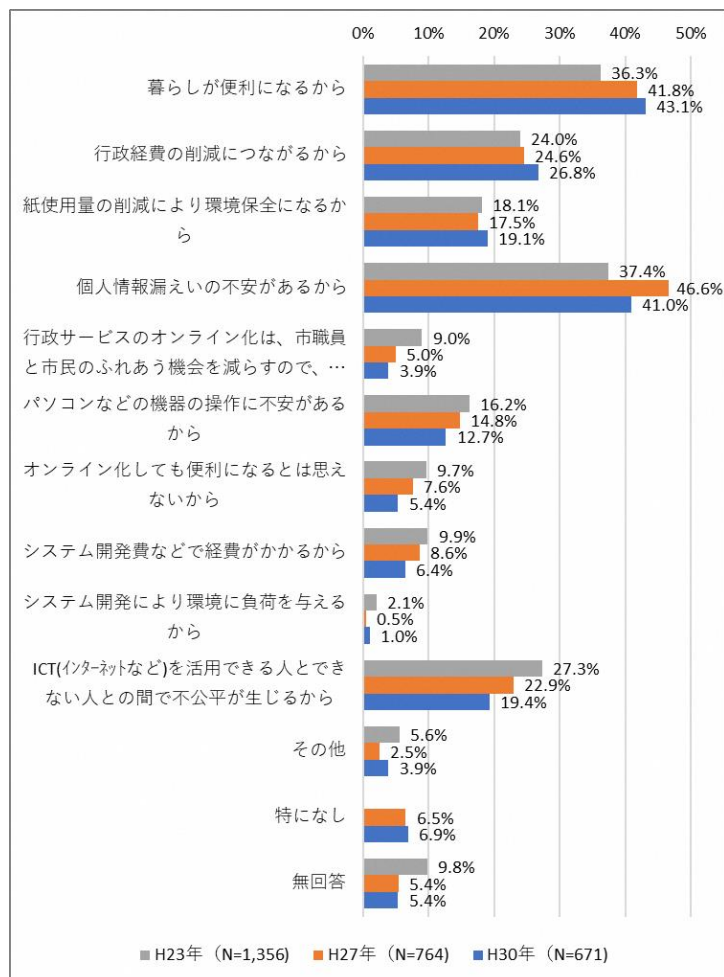
問9 行政サービスのオンライン化の推進について

図表 V-3-27 行政サービスのオンライン化の推進について



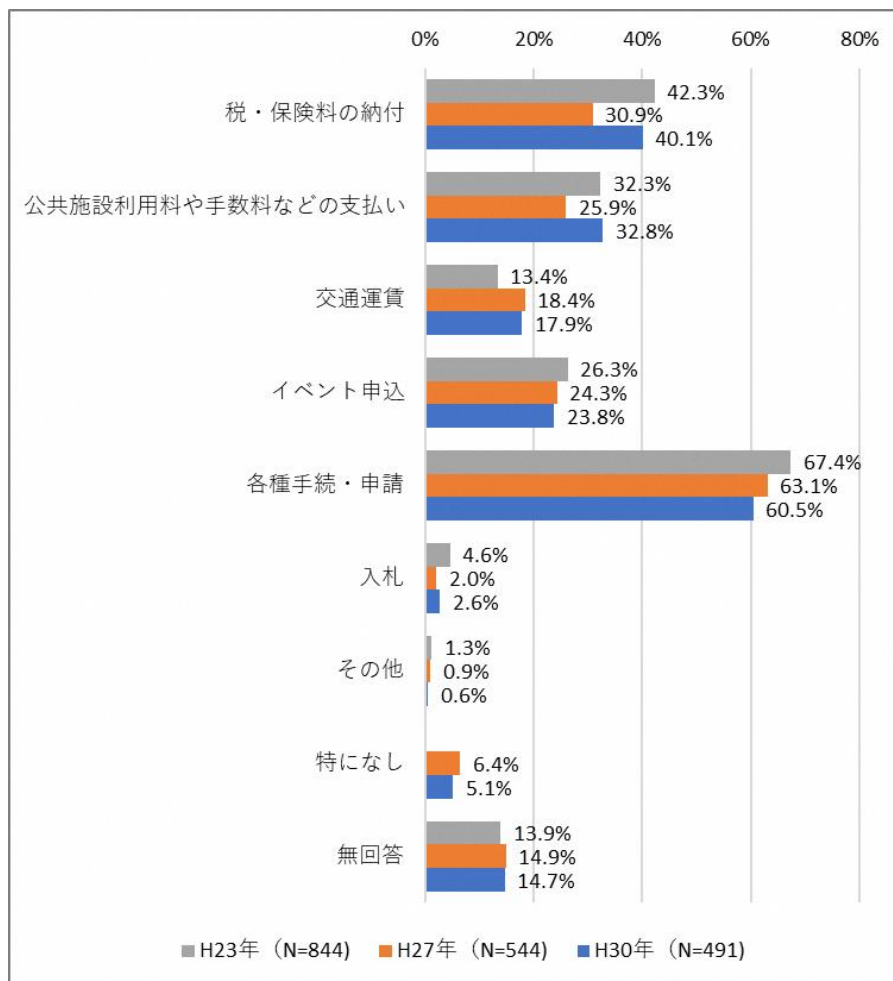
問9の1 行政サービスのオンライン化推進についての回答理由

図表 V-3-29 オンライン化推進についての回答理由 (3つまで選択)



問9の2 オンライン化を進めるべき行政サービス

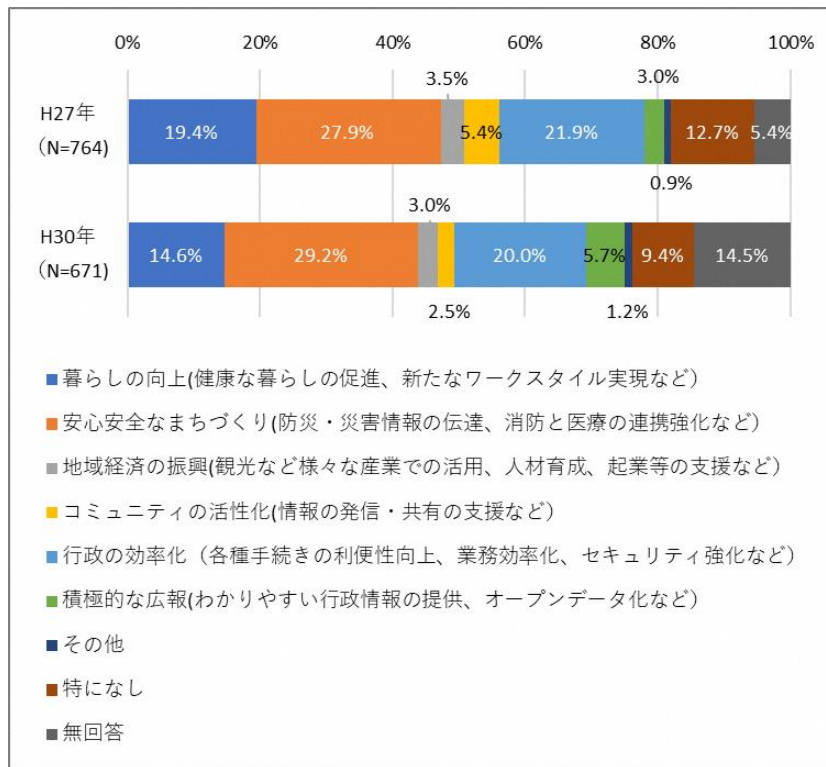
図表 V-3-30 オンライン化を進めるべき行政サービス（3つまで選択）



※問9で「推進すべきである」または「推進しても良いが、慎重に進めるべきである」と答えた人のみが回答

問 10 札幌市に期待する ICT 活用の取組み分野

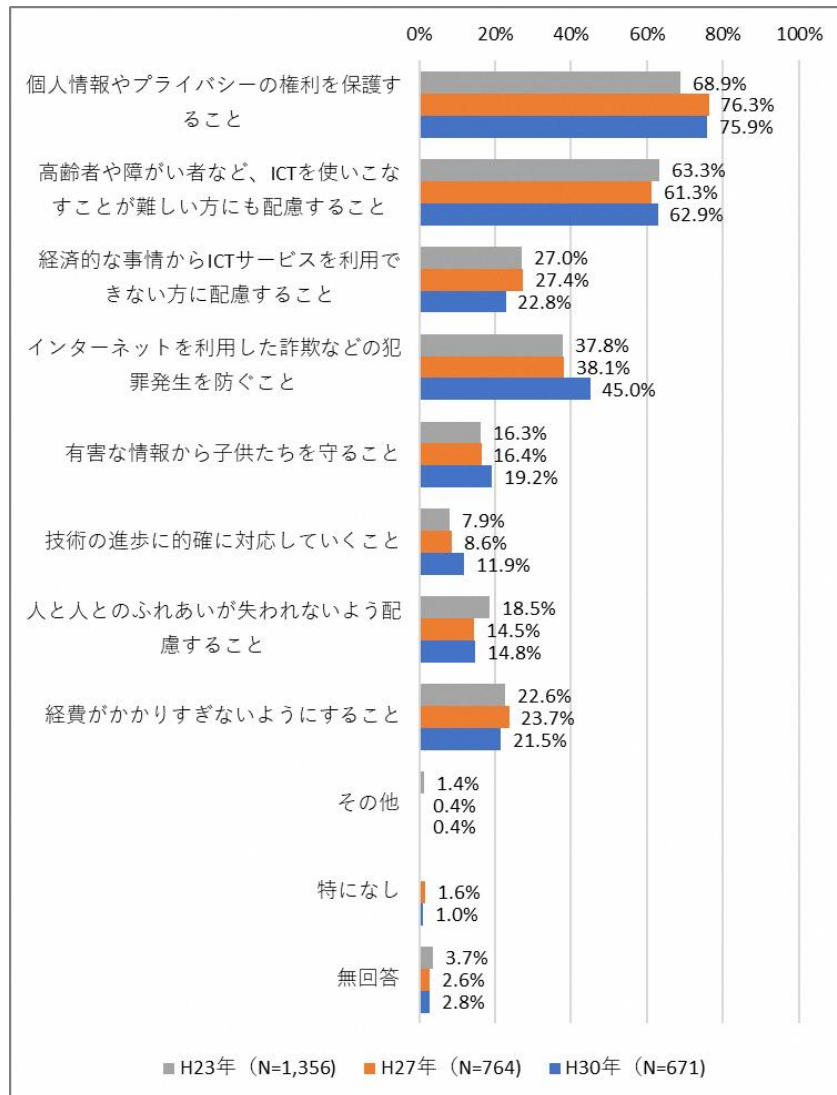
図表 V-3-31 札幌市に期待する ICT 活用の取組み分野



※平成 23 年度アンケートには該当設問無し

問 11 札幌市の情報化施策で特に注意すべきだと思う点

図表 V-3-32 札幌市の情報化施策で特に注意すべきだと思う点（3つまで選択）



VI 市内関係機関へのヒアリング調査

1. ヒアリング調査の概要

(1) ヒアリング調査の目的

市内に拠点を置く学術機関、ICT 関連企業団体、データ活用によるイノベーションが見込める分野の事業者等を対象に、札幌市の ICT 及びデータ活用施策の現状や今後の方向性に係る意見・助言を得るため、ヒアリング調査を実施した。

(2) ヒアリング調査の実施要領

ヒアリング調査は、下記 5 つの機関・団体・企業を対象に、直接面談により実施した。

図表VI-1-1 ヒアリング先

区分	対象組織名	対象者名
学術機関	①北海道大学大学院情報科学研究科	情報メディア環境学研究室 教授 山本 強氏
団体	②北海道 IT 推進協会	会長 森 正人氏
	③北海道オープンデータ推進協議会	理事長 伊藤 博之氏
企業	④イオン北海道株式会社	執行役員営業本部エリア推進部長 佐々木晃一氏
	⑤フュージョン株式会社	代表取締役会長 花井 秀勝氏

(3) ヒアリング項目

下記項目についてヒアリングを行った。

図表VI-1-2 ヒアリング項目

<p><u>1. 組織の事業概要</u></p>
<p><u>2. ICT の活用による札幌市の変化・発展のイメージ</u></p> <p>・ どのような可能性があるか、どう変わってほしいか等、自由なイメージや意見</p>
<p><u>3. 札幌市の ICT 政策について</u></p> <p>① 評価できる施策とその理由</p> <p>② 課題とその理由</p> <p>③ 今後重点を置くべき施策</p>
<p><u>4. 個別事項</u></p> <p>① オープンデータについて</p> <p>② マイナンバーカードの活用について</p> <p>③ 行政手続のオンライン化について</p> <p>④ その他</p>

2. ヒアリング結果の総括

前記の5機関・団体・企業を対象としたヒアリング結果を総括すると、次の通りである（文末の番号は発言者を示しており、P84の図表VI-1-1の対象組織名に記したマル抜き番号に対応している）。

(1) 札幌市のビジョンについて

- ・ICT活用の前に、札幌をどうするか、どんなまちにするかという「大方針」を立てることが必要。その大方針に基づいてICTをどう使うかを考えるというアプローチが必要。(①)
- ・都市イメージというものが非常に大切だと思うが、札幌は都市イメージとICTの関係をうまく発信できていない。「ICTを使って、札幌ではこんな素晴らしいことを実現できるよ」というメッセージを強く発信したら良いと思うが、それが出来ていない。そこは作らなければならないのではないかと。(①)
- ・かつて札幌は若い都市だった。だから魅力があった。それがいまは成熟したまちになった。若返りのためにICTを使うことができるのではないかと。都市年齢というものがあるとしたら、都市の相対的な年齢を若返らせるためのICT活用という視点があっても良い。(①)
- ・札幌市が何を目指しているのか、ゴールが曖昧ではっきりしていない。何となく垣間見えるゴールも、小さく、セコイ印象。例えば、エストニアのようなICT国家を目指すとか、大きな目標を打ち出せておらず、何をめざし、何をしたいのかが明確になっていない点が課題。(③)
- ・ゴールの設定にあたっては、KPI等、検証が可能な形にすることが重要。(③)
- ・札幌市はユネスコ創造都市の認定を受けており、クリエイティビティを高めて市民の活力にしていくことが札幌のまちづくりの方向性ではないかと。ユネスコで札幌が創造都市と認定された理由の1つは、大通公園というパブリックな場の使い方が評価され、それがシビックプライドにつながっているという要因がある。大通公園やチカホなどの公共空間のユニークな使い方を札幌は深めていくべきで、そのためのICT活用及びデータ活用という視点がほしい。(③)

(2) 札幌市のICT政策についての期待

- ・「官民連携によるオープンデータの活用」という点において、札幌は先進的でナンバーワンになる可能性を持っている。(④)
- ・ICT活用プラットフォームにおける商業データ活用等は、他の都市では推進が困難な事業だと思われるが、札幌市では困難を抱えつつも前進しており、これを形にすることができれば、札幌はナンバーワンになれる。(④)
- ・キャッシュレス化の推進は何十年に一度の大チャンス。中小商店に普及させる起爆剤になる。この機をうまく生かして、消費を喚起し、経済を活性化させていくべきで、札幌でそれができれば、日本の中で先頭を走ることができるかもしれない。いずれにしても、2020年ターゲットで、時間はそれほどない。(⑤)
- ・ICTを活用することで、より観光の魅力を高めることができるのではないかと。例えば、さっぽろオータムフェストにおいて、キャッシュレスで商品を購入できる環境を整え、来場者の利便性向上と購買データの活用が可能になる等の取組もできるだろう。実験からビジネスへとつなげ

ていくためのパスをしっかりと考えて進めることが重要。(②)

- ・福祉分野は特に介護を中心にマンパワーの不足が深刻なので、札幌市として福祉への ICT 活用を進めてはどうか。(②)
- ・ICT サービスの受益者を「住民」「企業」「市外（インバンド等）」の3つに分け、各々について2~3個くらいの ICT 活用事業（成果が見えやすいもの）を推進し、実感できる成果を出すことで、ICT 活用に関する理解や支持を得ていくことが重要。(②)

(3) 札幌市の ICT 政策に係る課題

- ・産業振興政策の中に ICT をしっかりと位置付けてきたところは評価できるが、その一方、「市民視点」、つまり、ICT を活用する市民の視点に立った思想や政策は決定的に欠落していると思う。ICT 活用に関する市民の wants が見えてこない。(①)
- ・イノベーション・プロジェクトの中で「除雪への ICT 活用」は、私には効果が見えなかった。現在の除雪×ICT は観測オンリーで、住民にとって直接的な効果を何も生み出せていない。わかりやすい効果を生み出せるような ICT 活用を考えていかななくてはならない。(①)
- ・人間は目標、競争、達成感があると、物事に真剣に取り組む傾向がある。ICT 化にもゲーミフィケーションを取り入れていってはどうか。健康ポイントサービスはその一つの例。(①)
- ・札幌市 ICT 活用プラットフォーム検討会に参加しているが、どうも立ち位置がはっきりしない事業が多いということ。誰のためにやっている事業で、それをやることで誰が喜ぶのかがはっきりしないものが多い。取り組む目的と内容が明確で、成果がはっきり見える事業を推進すべきだと考える。(②)
- ・ICT を活用したことで、これまで人が対応していたものを自動化できた、24 時間化が可能になった、スピードが上がった、コストが下がったといった目に見える成果を出すことが必要。現状の札幌市 ICT 活用プラットフォーム検討会で進められている事業は、こうした効果が見えにくいものも多く、何のための事業なのか、誰のための事業なのかが見えにくい。今後新たに事業を組み立てる際には、こうした視点を持つことが重要。(②)
- ・札幌市はオープンデータの活用で大きな可能性を秘めているが、それに向けたスピード感が不足している。(④)
- ・現状の札幌はマーケティング力が弱く、こうした取組が十分にできていない。データベースマーケティングを強化することで、札幌の経済を発展させることに注力すべき。(⑤)
- ・例えば、チカホは創造都市を象徴する空間の1つだが、実際にチカホを使おうとすると、制約だらけで思うように使えない。公共空間の利用に関する制約を緩和することで、ICT やデータの有効な使い道が見えてくると思う。(③)
- ・データや ICT の活用について、投資と回収という視点が必要。国の事業や財源に頼るのではなく、札幌市が自前で捻出した財源で、札幌市にとって本当に必要な都市課題の解決につながる研究開発を行うことが重要。投資をした以上は目標を決め、しっかり回収していくべき。(③)

(4) ICT 活用戦略、官民データ活用推進計画の策定について

- ・戦略を策定する際、頭から検討するのも良いが、実際にどんな目に見える成果を出すか、その

ためにどんな ICT 活用事業を展開するかを先に決めておき、それらをどんな大きな柱の下で展開するかというように、下から上に遡ってくるような戦略の構築も有用ではないか。(②)

(5) オープンデータの推進について

- ・何をもって「官民データを活用した」と言うのか、「官民データ活用」の定義がはっきりしていない。PDF でデータをオープンにしたからそれで良いという話ではない筈。アリバイ的な議論は無駄。そこは明確にすべきではないか。(①)
- ・オープンデータもマイナンバーと似た点がある。オープンデータ対応することで各部署の仕事を増やすような形では NG で、情報システム自体をオープンデータ化してしまい、黙っていてもデータが公開されるような仕組みが必要。現在はこれとは真反対で、鉄壁のセキュリティを入れようとしている。オープンデータがアドオンの形ではダメ。システム全体をオープンデータ仕様で創ることが必要。(①)
- ・オープンデータは網羅性が大事であり、単体の自治体レベルでやれることは少ないかもしれない。国が「これは全部やりなさい」と指示を出し、API やデータ形式も統一した上で提供しなければ本当の意味で進展しないだろう。(①)
- ・行政内部でデータの棚卸しが必要。現状では、どこにどんな情報やデータがあるかが明らかになっていない。そのデータにしても、PDF で提供されたのでは利用価値が低い。データの棚卸しと、それをどういう形式で提供するかをしっかりと検討し、実践してほしい。(②)
- ・まず、行政内部の情報資源に関する洗い出しとその整理をしっかりとってもらいたい。(①)
- ・市が保有する膨大なデータの中にはビジネスに活用できるものがある。経済の活性化という視点でのオープンデータ活用が望まれる。(②)
- ・データは 3 階構造になっている。1 階は地域住民に関するデータ、2 階は国内の人の情報（通販も含む）、3 階はインバウンドに関するデータ。この 3 階構造のデータを地元の企業や商店に提供し、新たな商品やサービス開発を進める。データの地産地消とでも言うべき手法であり、これにキャッシュレス化促進を組み合わせ、消費の喚起を図るべき。(⑤)
- ・提供するデータの正規化・csv 化、国側のコードとの統一や併記等の対応が必要。(⑤)
- ・オープンデータを発信する環境は整いつつあるので、今後は如何に発信するオープンデータの種類と数を増やすかを考える必要がある。ただし、オープンデータに対応することで、職員の仕事を増やす形になってしまったのではなかなか前に進まないだろう。そこで、AI を活用することで、効率的にオープンデータ化する手法を提案したい。(③)
- ・オープンデータは官民が連携して進めることが必要。さっぽろ産業振興財団が市と民間との橋渡し役となって推進してほしいが、財団にはプロパー職員がいない点が問題。体制強化と人材育成を図り、官民連携の推進とあわせ、シンクタンク機能も持ち合わせてほしい。札幌市立大学の知見を活用し、市がハブとなって、大学と民間の橋渡しをしてほしい。(⑤)

(6) マイナンバーについて

- ・マイナンバーは、それを使う理由がないというのが今の状況。マイナンバー導入によって ICT ベンダーは潤ったかもしれないが、担当者にしてみれば仕事が増えただけであり、これでは進

まない。(①)

- ・マイナンバーカードを健康保険証として使えるようにすることを盛り込んだ健康保険法などの改正案が決定され、2021年3月からの施行を目指すとのことだが、これはマイナンバー活用の大きな転機になるだろう。現状では利便性の高いメニューがないから使われないのであって、使う必然性が生じれば利用は進むだろう。(②)
- ・マイナンバーに関しては、市職員のセキュリティ意識や管理体制がかなり甘いように感じる。(⑤)

(7) 行政手続のオンライン化について

- ・行政手続のオンラインは、使用頻度の高いものから始めてくださいという以外にない。(①)
- ・行政手続のオンライン化もマイナンバーの利用とリンクしている面があり、現状ではあまりニーズが顕在化していなくとも、マイナンバー利用の活性化にともなってニーズが高まるのではないか。(②)

VII 札幌市における ICT 活用の現状と課題の分析

1. イノベーション・プロジェクトの進捗状況

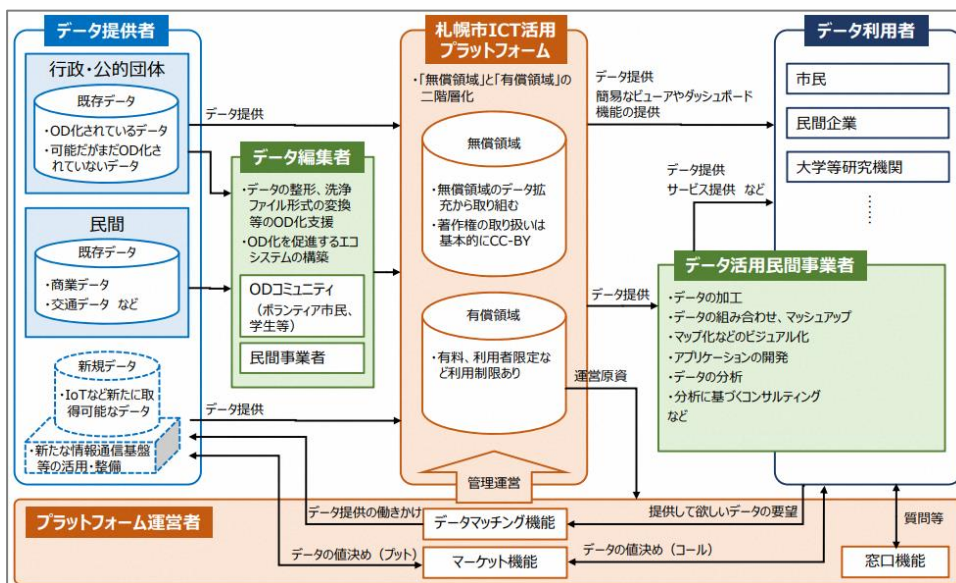
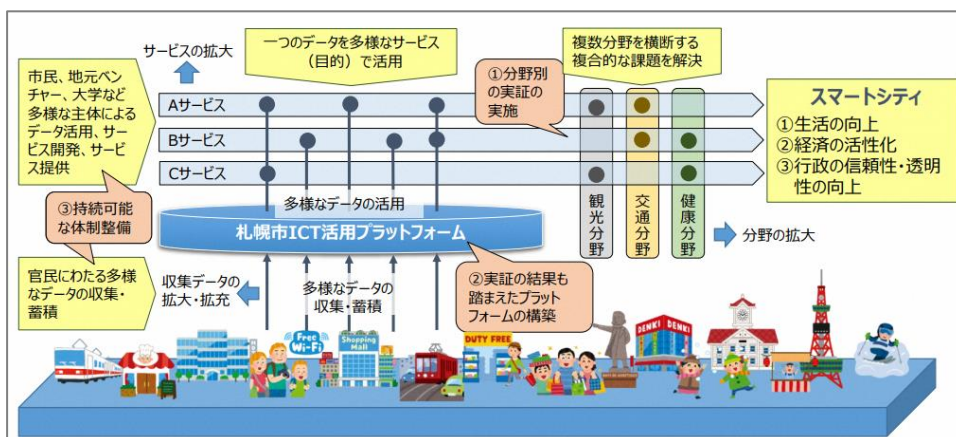
(1) 札幌市 ICT 活用プラットフォーム

札幌市は、官民の様々なオープンデータやビッグデータを活用するプラットフォームを構築し、多様な主体がこのプラットフォームを活用し、サービスの提供やオープンデータ化に参画できる環境を整備した。

プラットフォームの構築と合わせ、それを活用して各分野の課題を解決するために、平成 29 年度に 5 件の実証実験が行われた。

なお、「札幌市 ICT 活用プラットフォームの円滑な運営と利用促進」及び「データ利活用の拡大とデジタルトランスフォーメーションの推進」を図るため、官民連携によるプラットフォーム運営組織（一般社団法人）を設立し、運営することが現在検討されている。

図表VII-1-1 札幌市 ICT 活用プラットフォームの概要



出典) 札幌市資料

図表Ⅶ-1-2 平成 29 年度に行われた実証実験内容

	観光分野①	観光分野②	雪対策分野①	雪対策分野②	健康分野
内容	携帯基地局データ等による人流データと商業施設での購買データを取得・分析し、インバウンドの動態把握	交通情報(高速道路、市電、地下鉄など)の集約と情報発信環境の整備	ごみ収集車などに搭載のセンサーから取得の路面状況や、路肩の堆雪状況等のデータにより渋滞の発生要因を確認し、重点的な除排雪を実施	市民から提供されたつる路面情報を広く周知するとともに、砂まき行動を促し、転倒事故の減少を企図	属性や活動量等のデータを取得・分析するとともに、歩数に応じたポイントを付与し、市民のウォーキングを促進
成果	商業施設 4 団体、周遊施設 7 団体 8 カ所、宿泊施設 6 団体 7 カ所が参加 参加企業のマーケティングや営業戦略に活用 (H30.2.15～)	各交通機関(6事業者)の運行・遅延情報を Web や観光案内所等のサイネージで一元的に情報提供(H30.1.29～)	路面情報データ取得対象道路の総延長 90.7km (H29.12～H30.2) 尚、実証期間中、スポット的な除排雪の実施は無かった。	専用の Web により、つる路面情報を収集 (163 名が協力)、転倒危険箇所の情報提供 (月平均 21.75 箇所、延べ 87 箇所) (H29.12～H30.2)	健康イベントと連携し会員の登録、スマホアプリを利用した活動量データなど収集(289 名が参加) (H29.11～H30.2)

出典) 札幌市資料

(2) H30 年度プロジェクトの実施内容と成果

① 札幌市 IoT イノベーション推進コンソーシアム

地域の力を結集し、札幌から世界につながるイノベーションを創出することを目的に、ICT 企業、団体、大学、金融機関、支援機関、多様な業界の多様な企業の参画による推進組織「札幌市 IoT イノベーション推進コンソーシアム」が平成 28 年 8 月に組成された。

札幌市 IoT イノベーション推進コンソーシアムは、国が進める IoT 推進ラボの地域版としての指定を受け、現在、地域における先端技術 (IoT、ビッグデータ、AI) の普及促進を行う「ICT 活用普及促進部会」と、AI 技術の研究支援、AI 技術を使ったビジネス支援を行う「AI 研究部会 (Sapporo AI Lab)」の 2 部会が活動を行っている。

このうち、「AI 研究部会 (Sapporo AI Lab)」では、リーディングプロジェクトとして、AI を活用した手話通訳、さっぽろ円山動物園における AI を活用した画像解析による動物行動の把握、AI に感性や独創性の結実した俳句づくりに挑戦させる「AI 俳句プロジェクト」が推進されている。

② ICT を活用した都心のまちづくり

「地下空間における ICT 活用実証実験」として、都心部に広がる地下空間ネットワークを活用し、その地上部と連動した ICT 活用の実証実験が展開された (平成 28～30 年度)。

都心部の地下空間に、人流センサー、タッチセンサー (サイネージを利用)、ビーコンを設置し、人流情報・方向データ、タッチデータ等を取得してビッグデータ化し、これらを都心版データプラットフォームに集め、官民がまちづくり政策やビジネスに活用する仕組みを構築した。

実証実験においては、札幌都心部のまち歩き情報をスマートフォンで受け取れるアプリ「さつチカ」の開発・運用、北 2 条広場に設置のデジタルサイネージにタッチセンサーを設置し、利用

者の好みの分析ができる仕組みについて大学と共同研究を行い、人流センサーと防火シャッターセンサーを活用し、チカホ沿道ビルからチカホ内の状況を常時把握できる「防災情報共有システム」を構築し、運用を開始した。

さらに、集められたビッグデータの分析試行・活用策の検討や、市民に参加を呼びかけて、都心の課題抽出や ICT を活用した抽出課題の解決策を考えるワークショップ（さっぽろエリマネアアイデアソン）も開催された。

③ ICT を活用した観光マーケティング推進

観光分野において、官民が保有するオープンデータやビッグデータを収集・分析し、各種データを掛け合わせることで、観光客の動態分析や消費分析を行うとともに、観光客のニーズを踏まえた施策の展開や、観光事業者による自発的なマーケティング活動の誘発を図る取組が行われた。

携帯基地局データ（観光客の滞留状況に関するデータ）、GPS データ（観光客の動態に関するデータ）、SNS データ（観光客の評価に関するデータ）を各々収集した上で、観光客の周遊促進及び消費拡大など、札幌観光の課題解決に資する分析を行うとともに、インバウンドを中心とした観光客が観光施設を訪れた際に、国籍・訪問回数等の情報を自動集計し、わかりやすく表示させる仕組みを提供した。

④ スマート除排雪

円滑な都市交通の確保に向けた取組として、冬期バス路線の道路交通状況（走行速度）を収集し、状況に応じた最短で最適な作業（ピンポイント除排雪）を行う実証実験を実施した（平成 31 年 1 月中旬～3 月上旬）。

タクシー（1,000 台）に設置している GPS から各交差点間の平均走行速度（15 分間隔）を取得し、除排雪作業の判断に活用する市内幹線道路の冬期速度マップを構築した。また、一部の地区において、速度が「渋滞」と判断する場合の下限値を下回った場合、除雪センターに情報を伝達し、その情報をもとに現地確認や、必要に応じて部分的な除排雪作業等を行うよう取り組んだ。

⑤ 健幸ポイントプロジェクト

札幌駅～すすきの間の地下空間を使用し、歩行増進による健康長寿社会の実現に向けた実験（健幸ポイント実験）と、歩きたくなるまちづくりに向けたスマート・プランニングの検証が行われた（平成 30 年 10 月～平成 31 年 2 月）。

「健幸ポイント実験」は、歩数と地下空間での移動・公共交通利用・健康状態の改善状況等に応じてポイントを付与するもので、ポイントの付与が参加者の行動に与える影響を検証した。

「スマート・プランニング検証」は、「健幸ポイント実験」を通じて得られた歩行者のデータや、イベント・店舗・立地等の土地利用データを組み合わせ、歩行空間沿道のオープンスペースを活用したイベントの開催や休息施設の整備などで歩行回遊の促進につなげる試みである。

当実験には 214 名が参加し、このプロジェクトが健康づくりへのきっかけになると回答した参加者が全体の 8 割にのぼっている。

なお、この実験ではプロジェクト間の連携として、アプリ「さつちか」及び都心版データプラットフォームから地下の移動データ等の提供を受けて実施しており、相互のデータ利活用に役立っている。

2. オープンデータの推進状況

(1) 札幌市オープンデータ推進方針の策定

札幌市は、札幌市 ICT 活用戦略に基づいてオープンデータに関する取組方針を示すため、平成 29 年 11 月、「札幌市オープンデータ推進方針」を策定した。

同方針は、札幌市が保有する情報をより容易に入手し、自由にコンピュータへの読み込みを通じた利用ができるようにすることで、市民生活の向上や経済の活性化等に寄与するための基本的な考え方を示したものである。

札幌市における官民データ活用の基盤となる方針を定めたもので、この方針に基づいて、以下の「札幌市オープンデータ推進ガイドライン」の策定へと繋がっている。

(2) 札幌市オープンデータ推進ガイドラインの策定

札幌市職員のオープンデータに関する理解を促し、全庁的にオープンデータを推進するため、平成 30 年 1 月、「札幌市オープンデータ推進ガイドライン」を策定した。

同ガイドラインは、庁内各部署が自主的にオープンデータへの対応を行えるよう、オープンデータの公開に取り組む際の疑問を解消するための手引としての性格を有している。

内容は、オープンデータの定義やオープンデータ推進の基本原則といった基礎的なものから、データの作成要領（CSV、文書データ、地理空間情報、PDF、メタデータ）を具体的に示すとともに、ライセンスに係る内容までが記載されており、各部署の自主的な取組みを促進する内容となっている。

(3) DATA-SMART CITY SAPPORO の開設

札幌市オープンデータ推進方針に沿い、前記の札幌市 ICT 活用プラットフォームに集積したデータを広く公開し、市民が気軽にオープンデータに触れ、活用できる環境を提供するため、平成 30 年 1 月、ウェブサイト「札幌市 ICT 活用プラットフォーム DATA-SMART CITY SAPPORO」が開設された。

DATA-SMART CITY SAPPORO は、インフルエンザ、冬季道路情報等、日常生活に役立つ情報コンテンツや、保育園情報等、市民目線でまとめた情報コンテンツを提供するとともに、企業・大学等のニーズに応える分析データの提供、複数の企業から提供された購買データ等をその企業間で共用し、比較・分析できる環境の整備を特徴としている。

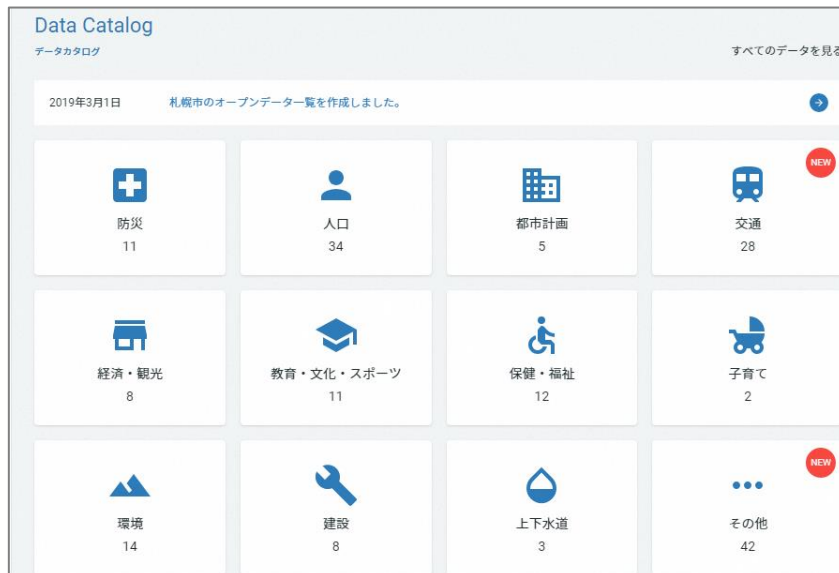
図表VII-2-1 DATA-SMART CITY SAPPORO のウェブサイト



出典) Web サイト「DATA-SMART CITY SAPPORO」

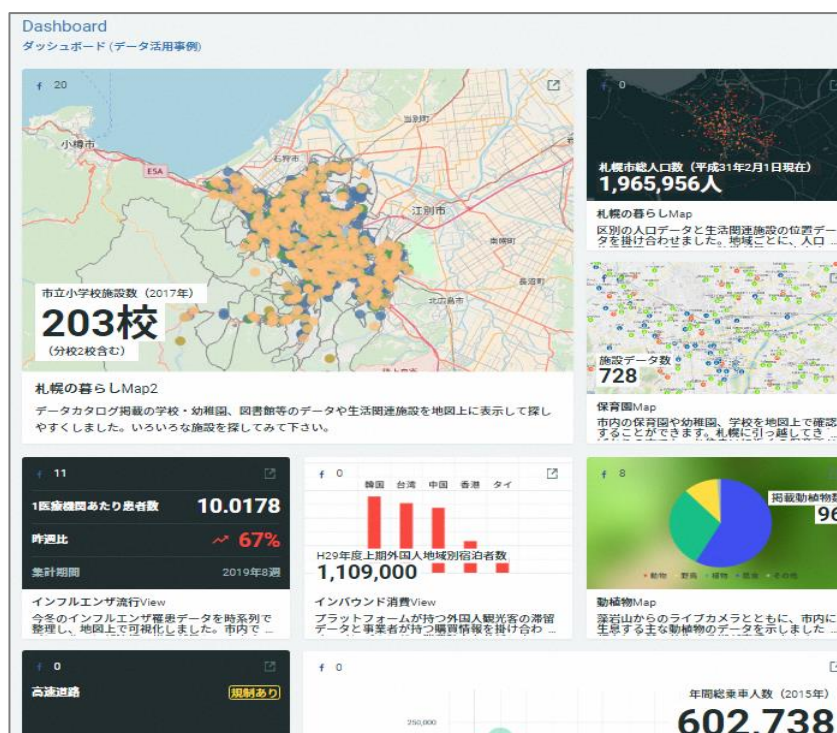
主な機能としては、収集された様々なデータを、防災、人口、都市計画など12のグループに分類・提供し、必要なデータを簡単に見つけてダウンロードすることができる「データカタログ機能」と（2019年3月7日現在、計178件のデータセットを公開）、各種データを分析し、人口動態やインフルエンザの流行状況などを地図やグラフで分かりやすく表示する「ダッシュボード機能」が提供されている。

図表VII-2-2 DATA-SMART CITY SAPPORO の主な機能（データカタログ）



出典) Web サイト「DATA-SMART CITY SAPPORO」

図表VII-2-3 DATA-SMART CITY SAPPORO の主な機能 (ダッシュボード)



出典) Web サイト「DATA-SMART CITY SAPPORO」

3. 民間の動き

(1) 北海道オープンデータ推進協議会の活動

一般社団法人北海道オープンデータ推進協議会(HODA)は、北海道でのオープンデータの普及・利活用に取り組むために設立された組織であり、オープンデータ・ビッグデータの利用促進に関する調査等を行い、普及啓発活動を行っている。

同協議会は、行政や公的機関、民間企業が持つデータをオープンデータとして再利用可能な形で公開し、市民・企業が利用することで、まちづくりに便利なツールを自ら生み出せるようにするため、「北海道オープンデータプラットフォーム」(HODaP)を開設し、運営している。

オープンデータを公開するプラットフォームを持たない自治体でも、HODaP を活用することでデータを公開することが可能であり、こうした場を無償で提供している。

平成31年2月末現在では、オープンデータを公開している自治体数は8組織にとどまっている。道内自治体の多くはオープンデータに対する取組意識が低いことや、どの自治体もデータの公開に係る窓口が一元化されておらず、特に利用価値の高いGISデータなども、なかなか提供されないことがこの要因であり、今後の増加が期待される。

図表Ⅶ-3-1 北海道オープンデータプラットフォーム（HODaP）のウェブサイト



出典) Web サイト「北海道オープンデータプラットフォーム」

(2) シビックテックの動き

オープンデータの推進を図る上では、自身の生活や事業活動にデータを生かし、使いやすい形を作り上げていく市民の取組がその後押しとなるが、札幌においても、市民の立場でデータの活用を進める動きがみられている。

Code for Sapporo は、市民レベルでオープンデータの活用を進める全国組織 Code for Japan の札幌版と言える組織であり、これまでに、オープンデータを活用した「保育園マップ」を作成、公開している。

市民ニーズの高いサービスを市民自らが開発し、提供していく取組は、シビックテックとよばれ、昨今注目を浴びているが、札幌においてもこうした動が既にみられており、今後の広がりが期待される。

札幌市と大学、民間団体、企業が連携し、オープンデータの普及啓発に向けたイベント「オープンデータ・ワールド」(2018年10月、NoMapsの一環として開催)の開催や、「インターナショナル・オープンデータ・デイ」への参加など、シビックテックの普及に向けた取組も進められている。

4. 札幌市における ICT 活用に係る課題

(1) ICT 活用戦略の目標の明確化（検証可能な形に具現化）

札幌市 ICT 活用戦略が目標に掲げた「Sapporo Value（札幌の価値）の創造と向上」を、より具体的に、検証可能な形に明確化することが必要である。

「現状の何が、どう変わり、どんな姿になることが Sapporo Value（札幌の価値）を創造し、向上させたことになるのか」といった視点で、目標の再定義が必要である。

(2) 市民が利便性を体感・可視化できる ICT 政策の推進

上記を踏まえ、市民が ICT の活用によって利便性を体感し、成果が見える ICT 政策の推進が必要である。

札幌市 ICT 活用プラットフォームに係る実証実験では、除雪など、市民生活に密接したテーマでの実証が行われており、こうした事業を施策化することや、キャッシュレス、マイナンバーの活用、行政手続のオンライン化等、利便性の向上につながる施策の推進が求められている。

(3) 市民の ICT 環境、ニーズへの対応

アンケート調査の結果明らかになった、「防災」に対する市民の関心の高まりや、スマートフォンによるインターネット利用者が他の機器による利用者を抑えて最多となった現状等、市民の ICT 環境やニーズに対応した施策の推進が求められている。

(4) オープンデータへの取組の加速化

札幌に対しては、国、道、民間のいずれからもオープンデータへの取組を加速化させることに對する期待が大きい。

特に民間からは、庁内にある膨大な情報の棚卸しの必要性、データの量的・質的拡充、データをより効果的・効率的に活用できるようなデータ形式での提供、迅速な対応といった要請も強い。

このため、上記の課題を解決し、DATA-SMART CITY SAPPORO をより魅力的なものとし、オープンデータによる市民生活や企業活動の活発化につなげていくことが求められている。

(5) 札幌市 ICT 活用プラットフォームの運営スキームの確立

札幌市 ICT 活用プラットフォームは官民連携の下で運営されることが望まれているが、マネタイズを含む運営手法、運営体制の確立が急務である。

(6) 実証成果の実用化、自走化

札幌市 ICT 活用プラットフォームに係る複数の実証実験が行われているが、この実証成果を有効に活用し、実用化、自走化につなげることが求められている。

Ⅷ 市町村計画策定の検討に向けた諸条件の整理及び分析

1. 札幌市 ICT 活用戦略の改定及び官民データ活用推進計画の策定要否の検討に資する情報整理

前章までに記した各調査結果の中から、今後、札幌市 ICT 活用戦略の改定及び札幌市版官民データ活用推進計画の策定に係る要否を検討する際に有効な材料となる情報を以下に整理する。

(1) ICT 技術・サービスの動向

- ・ AI、IoT 等の情報関連技術の開発・普及が急速に進展している。
- ・ Society5.0、データ駆動型社会等、ICT を活用することで社会変革を促し、快適で競争力の強い国づくりを進める構想が進められている。
- ・ キャッシュレス等、生活に身近な分野における ICT 活用が進む見通しである。

(2) 国の動向

- ・ 平成 28 年 12 月に「官民データ活用推進基本法」が制定され、市町村に「官民データ活用推進計画」の策定の努力義務が課された。
- ・ 国は、市町村に対し、官民データ活用推進計画の促進のため、策定手引や施策事例集を提供するとともに、地域の実情に応じたスモールスタートを推奨している。
- ・ 平成 31 年 2 月、「デジタル手続法案」が取りまとめられた。これにより、ICT を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化がより一層重要となっている。
- ・ マイナンバーカードの用途拡大につながる動きがみられる。
- ・ ICT 政策の推進及びオープンデータの推進に対する札幌への期待が大きい（ヒアリングによる）。

(3) 北海道の動向

- ・ 北海道は、平成 30 年 3 月、北海道版の官民データ活用推進計画となる「北海道 ICT 利活用推進計画」を策定した。
- ・ 道の計画では KPI を設定しており、この達成には札幌市による施策推進が不可欠である。
- ・ 札幌市の現戦略の改定にあわせて官民データ活用推進計画を作成するのは効率的とのアドバイスあり（ヒアリングによる）。

(4) 他自治体の動向

- ・ 平成 31 年 1 月現在、全国 26 の自治体が官民データ活用推進計画を策定済である。
- ・ 大阪市は、ICT 環境の変化や「官民データ活用推進基本法」を受け、策定から僅か 2 年で「大阪市 ICT 戦略」を見直し、平成 30 年 3 月、大阪市版官民データ活用推進計画となる「大阪市 ICT 戦略 第 2 版」を策定した。
- ・ 横浜市は、議員の提案により、「横浜市官民データ活用推進基本条例」（平成 29 年 3 月 28 日施行）を制定した。
- ・ 横浜市は、2025 年を想定して平成 22 年度に策定した「横浜市情報化の基本方針」の第 1 部「情

報化ビジョン」はそのままに、第 2 部「実行計画」(H30～33 年度の 4 ヶ年間)に相当する部分を策定し、「横浜市官民データ活用推進計画」として位置付けた。

(5) 札幌市民の ICT 活用状況・活用意向(アンケート調査による)

- ・インターネットの利用頻度、SNS 利用者の割合は 3 年前に比べ、増加している。
- ・インターネット利用者のうちスマートフォン利用者が 8 割を占め、3 年前に最多だったパソコンを凌ぐ存在となった。
- ・行政サービスのオンライン化の推進を肯定する市民が 7 割以上を占めている。
- ・防災に係る情報の提供に対するニーズが 3 年前に比べ大きく高まっている。

(6) 関係機関・団体・識者の意見(ヒアリング調査による)

- ・札幌をどんな街にするかという大方針を立て、それに基づいて、ICT をどう使うかというアプローチが重要。
- ・ICT 政策のゴールを明確化し、検証可能な形にすることが必要。
- ・札幌市はオープンデータの活用において、先進的でナンバーワンになる可能性がある。
- ・オープンデータを進めるためには、行政内部のデータの棚卸しと公開しやすい体制づくりが急務。
- ・産業視点は評価できるが、ICT を活用する市民の視点に立った政策が不足している。

(7) 札幌市の ICT 政策の状況

- ・札幌市 ICT 活用戦略に位置付けられた「具体的に実施する事業」は、平成 31 年度を終了年度とするものであり、平成 31 年度中に、32 年度以降の事業の検討を行う必要がある。
- ・上記にあわせ、イノベーション・プロジェクトについても、事業成果の総括と今後の推進方針・事業内容を検討する必要がある。

2. 札幌市 ICT 活用戦略の改定及び官民データ活用推進計画の策定要否に係る提言

上記の通り、札幌市 ICT 活用戦略の策定から 2 ヶ年を経過した現在、ICT に係る技術開発の進展、サービスの多様化が進み、国においては Society5.0 やデータ駆動型社会を構想しつつ、その実現に資する官民データ活用推進やデジタル・ガバメントの推進が図られている。

一方、札幌市民のインターネット利用頻度や SNS 利用者が増加し、スマートフォン利用の日常化が進んでいる。昨秋には北海道胆振東部地震とブラックアウトを経験し、これらが防災情報の拡充を望む声の増加につながったと考えられ、その対策も必要となっている。

札幌市 ICT 活用戦略の公表後、直ちに札幌市 ICT 活用プラットフォーム事業に着手し、オープンデータに係る官民連携プロジェクトを進めてきた札幌市に対し、複数の事業者がオープンデータ活用の面で札幌が先進地になる可能性を指摘しているとともに、国からもその推進に期待する声があがっている。

オープンデータや ICT を有効に活用できる市民や職員の育成、シビックテックなど市民の自発的な活動を促し、支援する取組も必要である。

また、消費税の増税を目前に控え、キャッシュレス社会の到来に向けた方策や課題の検討、個人情報保護の強化も望まれている。



このように、札幌市 ICT 活用戦略の策定から 2 年の間に札幌市を取り巻く内外の環境が大きく変化していることを踏まえ、札幌市 ICT 活用戦略の「具体的に実施する事業」の平成 32 年度以降の計画を策定する機に合わせ、札幌市 ICT 活用戦略を改定し、策定努力を課されている「官民データ活用推進計画」の策定を行うことを提言する。

3. 計画の策定手法についての提言

(1) 策定手法のパターン

札幌市 ICT 活用戦略を改定し、同時に、札幌市版「官民データ活用推進計画」を策定する場合、現行の「札幌市 ICT 活用戦略」との関係性の整理が必要であるが、具体的な策定パターンとして下記の 2 つの形態が考えられ、各々、下表のような性質を有する。

図表Ⅷ-3-1 官民データ活用推進計画の策定パターン

策定パターン	性質
<p>1 ICT活用戦略に加え、官民データ活用推進計画を別個に策定</p>  <p>横浜市は本パターンに分類 (実質的には下記 2 に該当)</p>	<p>【長所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 長期的視点になじむ「戦略」と、短期的な取組みを描く「計画」を、互いの対象期間に影響されことなく柔軟に展開しやすい ● 「戦略」に比べて「計画」は見直しや改定の頻度が高いと考えられるが、計画の改定を行いやすい <p>【検討・対策を要する点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ICT活用に関して複数の計画等が存在することとなるため、策定及び管理が煩雑となる ● 「戦略」と「計画」の整合性の保持について、より慎重な対応が必要
<p>2 ICT活用戦略の中に官民データ活用推進計画の内容を反映し、一体化</p>  <p>大阪市は本パターンに該当</p>	<p>【長所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「戦略」と「計画」の整合性を確認しやすい ● 「戦略」と「計画」の一体的展開について、より強く意識できる <p>【検討・対策を要する点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 官民データ活用と直接関係しない計画も混在する形となる点に配慮が必要

【パターン1】札幌市 ICT 活用戦略（改定）と官民データ活用推進計画を別個に策定する手法

本パターンは、2つの戦略及び計画を別個に策定するもので、「戦略」において長期的視点からビジョンや目標を描き、一方、「計画」はビジョンを達成するための施策や事業を位置付ける形となる。

「計画」は「戦略」に比べて期間が短いため、改定する機会が「戦略」に比べて多いと考えられるが、両者が別個のドキュメントであるため、「計画」のみを改定すればよく、柔軟な対応が期待できる。

一方、別個のものであるが故に、策定に際して両者の整合性を取ることに慎重な対応が求められることや、進捗管理が煩雑になるといった点に留意が必要となる。

平成31年1月時点で官民データ活用推進計画を策定している26自治体のうち、このパターンに該当するのは4自治体である。既述の通り、横浜市はこのパターンに分類されているが、実態としては、「横浜市官民データ活用推進計画」は「横浜市情報化の基本方針」の第2部的位置づけであり、純粋に本パターンに該当するものとはいえない。

【パターン2】札幌市 ICT 活用戦略（改定）と官民データ活用推進計画を一体的に策定する手法

本パターンは、「戦略」と「計画」を一体で策定し、1つのドキュメントとして取りまとめる手法である。

策定に際してビジョンと計画の整合性を取りやすく、ドキュメントも1つであるため、進捗管理の煩雑さが少ない点が長所である。

一方、一体化されているが故に、官民データ活用との直接的な関係が薄い計画も混在する形となることや、「計画」部分のみを改定したい場合に、「戦略」の改定にも影響を与えることになる点に留意が必要である。

官民データ活用推進計画を策定している26自治体のうち、最大の15自治体が本パターンに該当し、既述の通り、大阪市はこのパターンに該当する。

(2) 策定手法に関する提言

上記の通り、計画の策定パターンは2通り考えられるが、札幌市においては、パターン2、つまり、札幌市 ICT 活用戦略の改定と官民データ活用推進計画の策定を一体で行う手法の採用を提言する。

パターン2を推奨する理由は、「戦略」と「計画」の一体性の確保に大きなメリットがあることに加え、検討を要する点も実態としては必ずしも短所にはならないと考えられるためである。

国は、自治体版「官民データ活用推進計画」の策定にあたって地域の実情を反映した計画とすることを求めており、「官民データの活用」の部分を狭義に捉える必要がないことから、「戦略」と「計画」の一体化によって官民データ活用との直接的な関係が薄い内容が含まれることが問題視されることはないと考えられる。

さらに、大阪市はパターン2による策定方法を採用したが、現在の札幌と同様、計画を策定して僅か2年での計画更新となった。2年間という短い期間であっても、ICTを取り巻く環境は変

化が激しく、計画はもとより、長期を見通したビジョンも絶えず見直しが必要であり、両者が一体化した計画のうち一部分のみを改定する形が必ずしも現実的とは言えない面がある。

このように、パターン2は、その長所に加え、短所が少なく、札幌市と同様の環境にある大阪市において採用実績がある点等を考慮し、札幌市においてはパターン2による計画策定を提言するものである。

4. 計画策定時に留意すべき事項

(1) 市民目線の重視

ICT やデータを活用することで、利便、快適、簡単、迅速、低廉など、市民が皮膚感覚でそのメリットを感じられるような ICT 活用の方法を検討し、計画に反映することが重要である。

(2) 明確なゴール設定

ICT 及びデータの活用によって札幌がどのように変化し、どういった姿になることを目指すのか、明確なゴールを設定し、それを検証可能なものとする必要がある。

(3) 事業成果の検証と可視化

目標の達成に向けて実施する個別事業については、数値目標とスケジュールを明示し、定期的な検証を行いつつ、成果を可視化できるようにすることが重要である。

(4) 柔軟な計画の見直し、変更、修正の徹底

札幌市 ICT 活用戦略策定から 2 ヶ年を経た現状が物語るように、ICT に係る技術、サービス、制度、デバイス等は非常に変化が激しく、中長期を見通すことは非常に困難になっている。このため、環境変化に応じて、策定した計画の見直し、変更、修正を柔軟に行うことが必要であり、それに向けた理解の醸成と体制の構築を行うことが必要である。

(5) モバイルファーストへの対応

市民アンケート調査の結果、市民がインターネットに接続する際のデバイスとしてスマートフォンが最も多く利用されており、前回調査で最多であったパソコンを凌ぐ存在となっていることが把握された。スマートフォンの普及はさらに進むものと考えられることから、情報、データ、アプリケーションの提供等にあたっては、モバイルファーストを意識することが必要である。

(6) 市民との協働及び人材の育成

シビックテックをはじめ、ICT 及びデータの活用を図る上では、市民との協働が極めて重要となる。市民の自発的な活動の促進につながるオープンデータの提供や活動を支援し、さらには、プログラミングやデータ利活用に係る教育・研修の機会を市民・市職員双方に創出するなど、データの使い手と作り手の育成を進めることが重要である。

(7) オープンデータの積極推進

札幌市のオープンデータ推進に対しては、国・道・民間のいずれからも期待が大きく、引き続き重点的に対応していくことが望まれる。データを有する原課がデータを公開しやすくする仕組みや手法を検討するとともに、担当人材の教育・研修を充実させることも必要である。

(8) ICT 及びデータ活用に係る産業の振興

企業経営や事業へのデータ活用、実証実験の支援、実証実験成果を生かした事業化、自走化の

支援等、ICT 及びデータ活用による産業の振興を図ることが必要である。企業のニーズに対応したデータの公開や情報の提供を進めるほか、企業からの事業提案の受入れや実証環境の提供、商品・サービスのプロトタイプの実験使用での協力等を行うことが期待される。

(9) 個人情報保護、セキュリティの強化

「市町村官民データ活用推進計画策定の手引」が例示している項目の中には「セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保」が位置付けられているが、現行の札幌市 ICT 活用戦略ではこれに該当する項目の記載が十分ではないと思われるため、検討が必要である。

(10) 庁内推進体制の整備

ICT の活用は、庁内各部門に関係するものであり、とりわけ、オープンデータやセキュリティ対策等は、各部門横断的な理解と対応が必要である。さらに、ICT 関連施策の進捗管理を行う際にも、庁内の推進体制が機能する必要がある。

札幌市 ICT 活用戦略においても、「戦略的に情報政策を統括する体制の構築」が謳われているが、これをより強化するとともに、役割、権限を明確にし、連携が機能する体制を構築する必要がある。

5. 計画の構成案

(1) 現行の札幌市 ICT 活用戦略と「策定の手引」の構成との比較

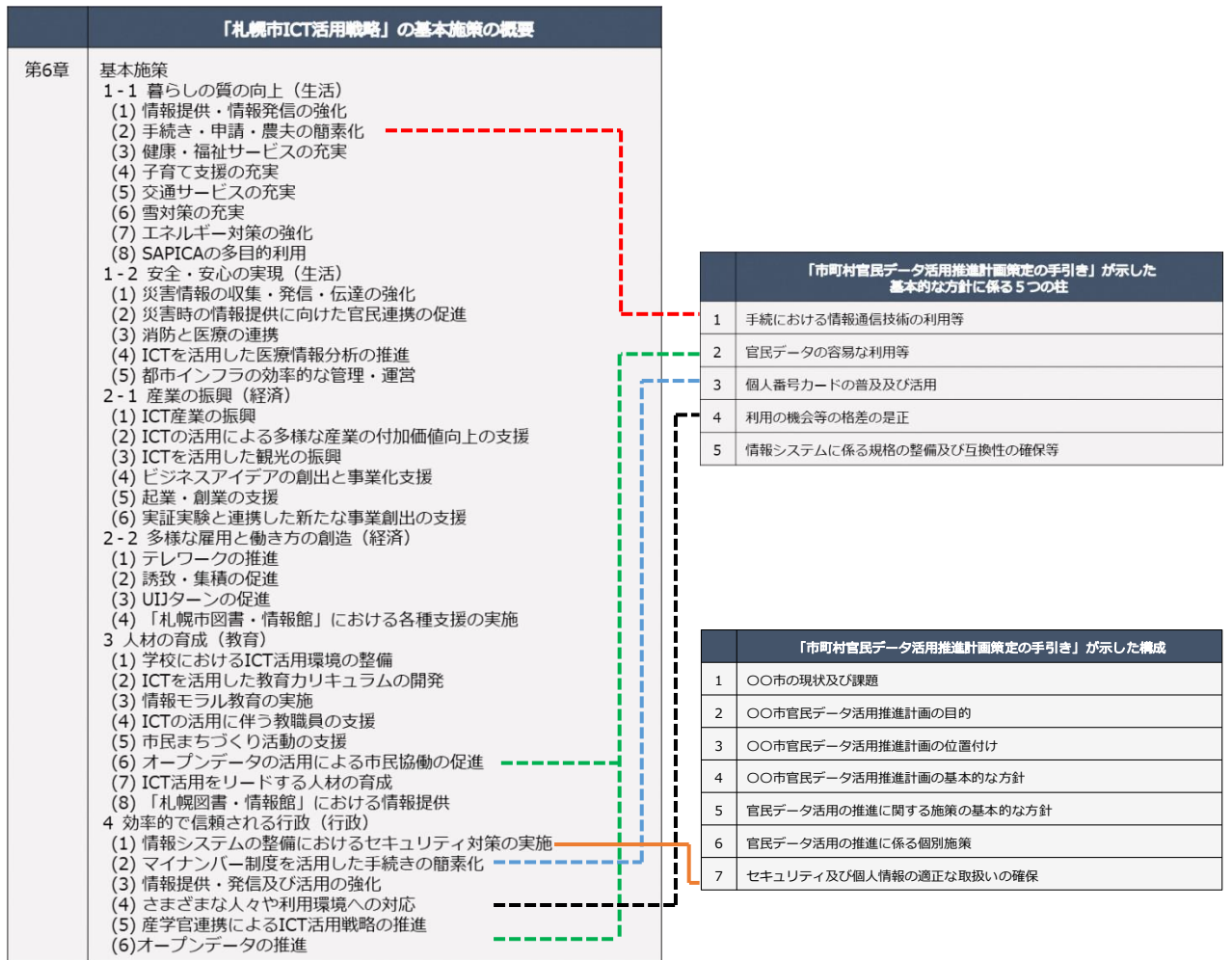
札幌市 ICT 活用戦略と「市町村官民データ活用推進計画策定の手引」に示された計画の構成及び基本的な方針に係る 5 つの柱との対応関係を整理すると下図の通りであり、両者はほぼ対応していると言える。

図表Ⅷ-5-1 札幌市 ICT 活用戦略と策定手引の構成の比較

「札幌市ICT活用戦略」の構成		「市町村官民データ活用推進計画策定の手引き」が示した構成	
第1章	札幌市とICT 1. 札幌におけるICTの意味 2. ICT活用に係るこれまでの札幌の取組 3. ICT企業が集積 4. クリエイティブ産業の発展		
第2章	戦略策定に当たって 1. 戦略策定の趣旨 2. 戦略の位置付け	1	〇〇市の現状及び課題
第3章	戦略策定の背景 1. ICTに係る技術・サービス動向 2. ICTに係る国の動き 3. 札幌市民のICT活用状況とICT活用に関する意識 4. ICT活用に係る札幌の強み 5. ICTを活用する上での札幌の課題	2	〇〇市官民データ活用推進計画の目的
第4章	戦略の基本方針 1. 戦略の目標 2. イノベーション・プロジェクトときほん施策 3. 戦略推進に当たっての視点 4. 成果指標	3	〇〇市官民データ活用推進計画の位置付け
第5章	イノベーション・プロジェクト 1. 位置付け 2. 構成 3. 具体的な取組	4	〇〇市官民データ活用推進計画の基本的な方針
第6章	基本施策 1-1 暮らしの質の向上（生活） 1-2 安全・安心の実現（生活） 2-1 産業の振興（経済） 2-2 多様な雇用と働き方の創造（経済） 3 人材の育成（教育） 4 効率的で信頼される行政（行政）	5	官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針
第7章	主要事業一覧	6	官民データ活用の推進に係る個別施策
第8章	戦略の推進に向けて 1. 戦略的に情報政策を統括する体制の構築 2. 他機関との連携 3. 産学官連携による進捗管理 4. 技術の進歩や環境の変化に合わせた柔軟な推進	7	セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

出典) 札幌市「札幌市 ICT 活用戦略」
内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室「市町村官民データ活用推進計画策定の手引」

図表Ⅷ-5-2 札幌市 ICT 活用戦略（第 6 章基本施策）と策定手引（基本施策の 5 本柱）構成の比較



出典) 札幌市「札幌市 ICT 活用戦略」

内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室「市町村官民データ活用推進計画策定の手引」

(2) 改定版戦略の構成案

札幌市 ICT 活用戦略を改定し、札幌市における官民データ活用推進計画を兼ねる場合の内容構成を次の通り提案する。

図表Ⅷ-5-3 改定版戦略の構成案

第1章 戦略の改定にあたって
1 戦略改定の趣旨
2 戦略の位置付け
3 戦略の期間
第2章 札幌市を取り巻く ICT 活用の状況
1 札幌市 ICT 活用戦略の推進状況
2 イノベーション・プロジェクトの推進状況
3 市民・民間における ICT 活用の状況
4 札幌市民の ICT 活用に係る意向（アンケート調査結果）
第3章 戦略の改定にあたって留意すべき事項
1 データ利活用の促進に対する期待
2 ICT に係る技術の進歩
3 ICT デバイスの多様化と普及
4 ICT やデータを活用できる人材の育成
5 情報セキュリティの強化
6 ICT 及びデータ活用時代における行政のあり方の模索
第4章 戦略の基本方針
1 戦略の目標
2 戦略の推進によって変わる札幌の姿
第5章 重点プロジェクト
1 重点プロジェクトの意義
2 重点プロジェクトの内容
第6章 基本施策
1 市民生活の質の向上
2 安全・安心の確保
3 ICT 及びデータ活用による都市活力の向上
4 ICT 及びデータ活用能力の向上
5 スマート行政の推進
第7章 戦略の推進に向けて
1 推進体制
2 市民・企業・大学等との連携
3 進捗管理
4 戦略の改定

(3) 改定版戦略の詳細

前記構成案の各章について、記載すべき内容とポイントを詳述する。

①「第1章 戦略の改定にあたって」における記載内容

第1章は、現行 ICT 活用戦略を改定する意味や改定後の戦略の性質・性格について概説するパートであり、「戦略改定の趣旨」、「戦略の位置付け」、「戦略の期間」の各節で構成される。

特に、「戦略改定の趣旨」の節では、札幌市 ICT 活用戦略の策定からわずか2ヶ年しか経過していない中でなぜ戦略を改定する必要があるのか、その理由を明記する。

官民データ活用推進基本法の制定等、法的・制度的動向、AI・IoT・ビッグデータ等の技術及びそれらを活用したサービスの多様化、ICT 及びデータ活用による札幌市の活性化に対する期待の高まり等、戦略を改定する必要性が生じた背景と要因を記す。

また、「戦略の位置付け」の節では、改定後の戦略が「札幌市官民データ活用推進計画」を兼ねることを明記する。

②「第2章 札幌市を取り巻く ICT 活用の状況」における記載内容

第2章は、現行の札幌市 ICT 活用戦略及びそれに基づいて実施されてきた ICT 関連事業の推進実績を整理するとともに、市民や民間における ICT 及びデータ活用の動向、変化等を整理し、札幌が今後どこに力点を置き、どんな課題を解消すべきかを検討する際の基礎情報を纏めるパートである。

第2章は、「札幌市 ICT 活用戦略の推進状況」、「イノベーション・プロジェクトの推進状況」、「市民・民間における ICT 活用の状況」、「札幌市民の ICT 活用に係る意向」の4節で構成される。

このうち、特に「イノベーション・プロジェクト」として推進してきた「札幌市 ICT 活用プラットフォーム」の構築とそれに係る各分野別プロジェクトの推進状況、オープンデータに力点を置いて ICT 活用施策を推進してきた点については、実施内容、成果、課題を詳述する。

一方、シビックテック等、民間における動きについても整理するとともに、本調査研究業務の中で実施した市民アンケート調査の結果を記載する。

③「第3章 戦略の改定にあたって留意すべき事項」における記載内容

第3章は、新戦略の目標や基本施策を検討する際に留意すべき事項を記述するパートであり、第1章 第1節「戦略改定の趣旨」で触れた内容を詳述するイメージである。

本調査研究業務を通じて実施したヒアリング調査における意見やアドバイスの内容、国が市町村官民データ活用推進計画策定の手引の中で示している「5つの柱」の内容等を踏まえつつ、重要な項目について詳述する。

構成としては、「データ利活用の促進に対する期待」、「ICTに係る技術の進歩」、「ICT デバイスの多様化と普及」、「ICT やデータを活用できる人材の育成」、「個人情報保護と情報セキュリティの強化」、「ICT 及びデータ活用時代における行政のあり方の模索」の6節を想定する。

このうち、特に、「データ利活用の促進に対する期待」の節では、官民データ活用推進法の制定

という外的要因だけでなく、オープンデータの推進で札幌が優位に立つことに対する期待感等、ヒアリング調査の中で指摘があった内容についても触れることが必要である。

同様に、「ICT 及びデータ活用時代における行政のあり方の模索」の節では、デジタル・ガバメントの推進やデジタル手続法案が審議されている中で、札幌市（行政）が ICT やデータ活用を前提とした組織へと変革を遂げる必要があり、それに向けた検討・模索を続けていくことの重要性を説く必要がある。

④「第 4 章 戦略の基本方針」における記載内容

第 4 章は、新戦略の目標と基本方針を記述するパートである。現行の札幌市 ICT 活用戦略は、「Sapporo Value（札幌の価値）の創造と向上～ICT 活用のトップランナーを目指して」を目標に掲げ、価値創造と価値向上の 2 本柱を設定している。

第 1 章～3 章の整理内容を受け、この目標自体に変更を加えるか否かの検討を行うことがまず必要であり、変更を要する場合は、どういった目標設定にすべきかを再考することとなる。

「Sapporo Value（札幌の価値）の創造と向上」という目標は、枝葉に左右されることのない大きなテーマであり、必ずしも変更を要するものとは考えにくいだが、その場合でも、この目標が意図するところが何であるかを理解しやすくすることは必要であり、それが第 2 節「戦略の推進によって変わる札幌の姿」の内容となる。

ヒアリング調査の中でも指摘があったように、ICT やデータの活用によって札幌がどう変わるか、どんなまちになることを望むのかというゴールの設定については、わかりやすく、検証が可能な目標の立て方をすべきであり、イメージを具現化して提示する必要がある。

例えば、ICT 及びデータの活用によって現状の生活シーンがどう変わるのか、現状と将来を対比させ、その違いをイメージしやすいよう、可能な限り具体的な内容を盛り込みつつ提示していくことが必要である。

⑤「第 5 章 重点プロジェクト」における記載内容

第 5 章は、第 4 章で設定した戦略の目標と変化のイメージをもとに、それを達成するために特に重点的に推進すべきプロジェクトについて記載する。

現行の札幌市 ICT 活用戦略における「イノベーション・プロジェクト」に該当するものであるが、札幌市 ICT 活用プラットフォームの構築と各種実証事業、オープンデータに係る取組を進めてきた中で、これらをどのように発展させるかが 1 つのポイントとなるほか、「第 3 章 戦略の改定にあたって留意すべき事項」等を踏まえつつ、それらに直接的な影響を及ぼすことが可能な事業を立案し、重点プロジェクトに位置付けていくことが必要である。

新戦略は「市民視点」を重視すべきという指摘や、市民アンケート調査結果では防災に対する市民意識の高まりが把握されたことから、これらに対応したプロジェクトの立案も検討されるべきである。

⑥「第 6 章 基本施策」における記載内容

第 6 章は、新戦略の下で展開する基本施策を位置付けるものであり、ICT 及びデータの活用に

よって、「市民生活の質の向上」、「安全・安心の確保」、「ICT 及びデータ活用による都市活力の向上」、「ICT 及びデータ活用能力の向上」、「スマート行政の推進」を各々展開することを明記し、これら 5 つの基本施策の下に、個別具体の事業内容を体系化する。

このうち、「ICT 及びデータ活用による都市活力の向上」の節には、産業の活性化や創造都市さっぽろのバージョンアップにつながる施策を位置付けるイメージである。

また、「スマート行政の推進」の節では、全庁的なオープンデータの推進、行政手続のオンライン化、利用の機会等の格差の是正、個人番号カードの普及及び活用等、国が提示した「5 つの柱」の内容に沿った個別施策を体系化する。

基本施策とその下に体系づけられる個別具体の事業については、KPI とスケジュールを明示し、評価・検証が可能な形態とする必要がある。

⑦「第 7 章 戦略の推進に向けて」における記載内容

第 7 章は、新戦略の推進手法について記述するパートであり、「推進体制」、「市民・企業・大学等との連携」、「進捗管理」、「戦略の改定」の 4 節で構成される。

このうち、「推進体制」については、特にオープンデータを全庁的に推進していくべき状況にあることや、ICT 及びデータ活用時代における行政のあり方の模索、スマート行政の推進等、これまでの行政の業務フローや体制を変える必要が生じると考えられるため、全庁的に取り組むことができる強力な推進力を有する体制が必要である。権限、予算、体制を十分に検討していく必要がある。

さらに、シビックテックへの期待や人材育成の重要性等から、市民、民間企業、大学等との連携もこれまで以上に緊密に行う必要があり、それに対応可能な推進体制を構築する必要がある。

KPI を設定した事業については、定期的に事業の振り返りを行い、成果と課題を整理し、対策を打つことが求められる。

また、現行の札幌市 ICT 活用戦略が策定からわずか 2 ヶ年で改定が検討されていることが物語るように、ICT は技術進歩や新サービスの開発提供のスピードが速く、短期間に環境が激変することも考えられる。このため、戦略や計画もそれに合わせて柔軟に見直しを行う必要がある。必要に応じて柔軟に改定や見直しを行うことを明記すべきである。

資料編

ICT(インターネットなど情報通信技術)の 活用に関するアンケート調査票

日頃から、札幌市政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

この度、市民の皆さまのお考えやご要望を市政に反映させるために、札幌市民1,500人の方々にご回答をお願いする調査を実施いたします。

突然のお願いで恐縮ではございますが、趣旨をご理解いただき、ご回答くださいますようお願いいたします。

● あなたにお願いしたいこと

本アンケート調査票にご記入のうえ、同封の返信用封筒に入れて返送してください。

なお、返信用封筒は無記名でお送りください。

● 1,500人の選びかた

18歳以上の市民の皆さまの中から、無作為抽出法(くじびきのような方法)で選ばせていただきました。

● 今回お送りしたもの

本アンケート調査票、返信用封筒

● プライバシーの保護について

この調査は、皆さまから無記名でご回答いただくものであり、また、回答結果は統計的に処理し、「こういうご意見が何%」というように数値、表にまとめますので、個人のお名前が公表されることは、決してございません。

また、調査をお願いした方の名簿は、この調査以外には使用いたしません。

【ご回答にあたって】

ご使用いただく筆記用具は、どのようなものでも構いません。

ご回答は、あてはまる番号に○印をつけるか、あるいは具体的な内容をご記入ください。

記入されましたアンケート調査票は、お手数ですが、折りたたんで同封の返信用封筒に入れ、**切手を貼らずに平成31年2月12日(火)までに、郵便ポストへ投函**してください。

なお、返信用封筒は無記名でお送りください。

ご不明な点やお問い合わせは

札幌市まちづくり政策局 ICT 戦略推進担当部

担当 安田、工藤 まで

☎ 211-2136 / FAX 218-5109

ICT(情報通信技術)の活用について、皆さんにお聞きします

札幌市では、今日急速に広まっている ICT（インターネットなどの情報通信技術）を利用して、市民の皆さんがより迅速に正確な行政情報を入手できるよう、また、日常生活をより便利に送ることができるよう、様々な施策に取り組んでいます。

そこで、市民の皆さまが、日ごろインターネットなどの ICT をどの程度活用し、市が行っている ICT を活用した情報化施策に対してどのような意識、要望をお持ちなのかをお伺いし、今後の取組の参考とさせていただきます。

問1

《皆さんにお聞きします》

現在、あなたはインターネット※1を利用していますか。
次の中から、あてはまるものに1つ○をつけてください。

- | | | | |
|-----------|---|------|---|
| 1 利用している | → | 問1の1 | へ |
| 2 利用していない | → | 問1の5 | へ |

※1 インターネット：この調査では、ホームページなどの閲覧のほか、電子メールの送受信も含む。

問1の1

《問1で「1 利用している」と答えた方にお聞きします》

あなたは、どの程度の頻度でインターネットを利用していますか。
次の中から、あてはまるものに1つ○をつけてください。

- | |
|----------------|
| 1 毎日数回以上 |
| 2 ほぼ毎日(週に5日以上) |
| 3 週に数回程度 |
| 4 月に数回程度 |
| 5 年に数回程度 |
| 6 その他() |

問1の2

《問1で「1 利用している」と答えた方にお聞きします》

あなたは、どのような機器でインターネットを利用していますか。
次の中から、あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

- | |
|------------------|
| 1 パソコン |
| 2 従来型の携帯電話 |
| 3 スマートフォン ※2 |
| 4 タブレット型端末 ※3 |
| 5 ゲーム機 |
| 6 インターネット機能付きテレビ |
| 7 その他() |
| 8 わからない |

※2 スマートフォン：一般的な携帯電話にパソコンや携帯情報機器としての機能が追加されたもの。

※3 タブレット型端末：パソコンのようなキーボードからではなく、液晶画面にタッチすることで操作する端末機器で、携帯電話(スマートフォン)よりも大型のもの。

問1の3

《問1で「1 利用している」と答えた方にお聞きします》

あなたは、どのような回線を使用してインターネットに接続していますか。
次の中から、あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

1 光ファイバー回線	
2 ADSL 回線	
3 従来の固定電話回線	
4 ケーブルテレビ回線	
5 携帯電話(スマートフォン含む)・PHS	
6 モバイルデータ通信	
7 その他()	
8 わからない	

問1の4

《問1で「1 利用している」と答えた方にお聞きします》

以下のサービスのうち、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)※4以外で、「あなたがよく利用するもの」と「現在は利用していないが、今後利用したいもの」は何ですか。
次の中から、それぞれあてはまるものに5つまで○をつけてください。
なお、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)については、問2でお聞きします。

サービス	よく利用している	現在は利用していないが今後利用したい
1 情報の検索・閲覧		
2 地図・交通情報の利用		
3 電子メールのやりとり		
4 自分でホームページやブログを開設しての情報発信		
5 電子掲示板などを利用した、不特定多数の人との情報交流		
6 市役所などの行政機関への各種申請や申込書の入手		
7 デジタルコンテンツ(動画や音楽など)の購入や有料配信サービスの利用		
8 動画投稿・共有サイトの利用		
9 オンラインゲーム		
10 ネット通信販売の利用、各種チケット・宿泊などの予約・購入		
11 ネットオークションの利用		
12 ネットバンキング・ネットトレードなどの金融・証券取引サービス		
13 在宅勤務(テレワークなど)		
14 通信教育(eラーニングなど)		
15 その他()		

※4 SNS: インターネット上で、友人・知人などとソーシャル(社会的)なコミュニケーションを取り、人とのつながりを築くことを促進するサービス。

問1の5**《問1で「2 利用していない」と答えた方にお聞きします》**

あなたがインターネットを利用しない理由は何ですか。
次の中から、あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

- 1 機器の購入費用が高いから
- 2 プロバイダ料などの通信費用が高いから
- 3 利用方法が難しそうだから
- 4 興味がないから
- 5 必要性を感じないから
- 6 きっかけがないから
- 7 個人情報の漏えいなどの安全面で不安があるから
- 8 その他()
- 9 特に理由はない

問1の6**《問1で「2 利用していない」と答えた方にお聞きします》**

今後、上記の理由が解消されれば、あなたはインターネットを利用したいと思いますか。
次の中から、あてはまるものに1つ○をつけてください。

- | | | |
|-------------------|--------|---------------|
| 1 利用したい | —————→ | 問1の7 へ |
| 2 どちらかといえば利用したい | —————→ | |
| 3 どちらかといえば利用したくない | —————→ | |
| 4 利用したくない | —————→ | 問2 へ |

問1の7**《問1の6で1～3と答えた方にお聞きします》**

今後、あなたがインターネットを利用するとしたら、どのようなサービスを利用したいと思いますか。次の中から、あてはまるものに3つまで○をつけてください。

- 1 情報の検索・閲覧
- 2 地図・交通情報の利用
- 3 電子メールのやりとり
- 4 自分のホームページやブログを開設しての情報発信
- 5 電子掲示板などを利用した、不特定多数の人との情報交流
- 6 市役所などの行政機関への各種申請や申込書の入手
- 7 デジタルコンテンツ(動画や音楽など)の購入や有料配信サービスの利用
- 8 動画投稿・共有サイトの利用
- 9 オンラインゲーム
- 10 ネット通信販売の利用、各種チケット・宿泊などの予約・購入
- 11 ネットオークションの利用
- 12 ネットバンキング・ネットトレードなどの金融・証券取引サービス
- 13 在宅勤務(テレワークなど)
- 14 通信教育(eラーニングなど)
- 15 その他()

問2**《皆さんにお聞きします》**

現在、あなたは Twitter(ツイッター)などの、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を利用していますか。次の中から、あてはまるものに1つ○をつけてください。

- | | | | |
|------------------------|---|-------------|---|
| 1 利用している | → | 問2の1 | へ |
| 2 利用したことはない | → | 問2の3 | へ |
| 3 利用したことがあるが、今は利用していない | → | 問2の4 | へ |

問2の1**《問2で「1 利用している」と答えた方にお聞きします》**

あなたは、どのような種類の SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を利用していますか。次の中から、あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

- | |
|----------------------|
| 1 Twitter(ツイッター) |
| 2 Facebook(フェイスブック) |
| 3 Google+(グーグルプラス) |
| 4 LINE(ライン) |
| 5 Instagram(インスタグラム) |
| 6 mixi(ミクシィ) |
| 7 GREE(グリー) |
| 8 その他() |

問2の2**《問2で「1 利用している」と答えた方にお聞きします》**

あなたは、どのくらいの頻度で SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を利用していますか。次の中から、あてはまるものに1つ○をつけてください。

- | |
|----------------|
| 1 毎日数回以上 |
| 2 ほぼ毎日(週に5日以上) |
| 3 週に数回程度 |
| 4 月に数回程度 |
| 5 年に数回程度 |
| 6 その他() |

問2の3

《問2で「2 利用したことはない」と答えた方にお聞きします》

あなたが SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を利用しない理由は何ですか。次の中から、あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

- 1 機器の購入費用が高いから
- 2 通信費用が高いから
- 3 利用方法が難しそうだから
- 4 興味がないから
- 5 必要性を感じないから
- 6 きっかけがないから
- 7 個人情報の漏えいなどの安全面で不安があるから
- 8 その他()
- 9 特に理由はない

問2の4

《問2で「3 利用したことがあるが、今は利用していない」と答えた方にお聞きします》

あなたが SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を利用しなくなった理由は何ですか。次の中から、あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

- 1 通信費用が高かったから
- 2 利用方法が難しかったから
- 3 興味を感じなかったから
- 4 面倒になったから
- 5 必要性を感じなかったから
- 6 面白くなかったから
- 7 個人情報の漏えいなどの安全面で不安があったから
- 8 その他()
- 9 特に理由はない

問3

《皆さんにお聞きします》

札幌市は平成 27 年度からオープンデータ※5を公開していますが、あなたは札幌市がオープンデータを下記 URL のページで公開していることを知っていましたか。また、知っていた方は、札幌市のオープンデータを閲覧または活用したことがありますか。次の中から、あてはまるものに1つ○をつけてください。

【札幌市のオープンデータ公開ページ】

<https://data.pf-sapporo.jp/>



- 1 オープンデータを活用したことがある → **問3の1** へ
- 2 オープンデータ公開ページを閲覧したことがある → **問3の2** へ
- 3 活用・閲覧したことはないが、公開していることは知っていた
- 4 公開していることを知らなかった

※5 オープンデータ:行政などが元々持っている様々なデータを、原則どのような目的でも自由に使ってよいという条件の下、コンピュータを使ったより多様な活用方法にも対応した形式で、インターネット上に広く公開する取組。

問3の1

《問3で「1 オープンデータを活用したことがある」と答えた方にお聞きします》

あなたは、どのようなことにオープンデータを活用しましたか。次の中から、あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

- 1 仕事・ビジネス(マーケティングなど)
- 2 学術的な研究
- 3 教育目的での活用(学校の課題・教材など)
- 4 町内会などの地域活動
- 5 趣味・教養
- 6 その他()

問3の2

《皆さんにお聞きします》

あなたは、どのような分野のデータが公開されれば活用してみたいと思いますか。次の中から、あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

- 1 防災
- 2 人口
- 3 都市計画
- 4 交通
- 5 経済・観光
- 6 教育・文化・スポーツ
- 7 保健・福祉
- 8 子育て
- 9 環境
- 10 建設
- 11 上下水道
- 12 その他()

問3の3

《皆さんにお聞きします》

前の問3の2で選択した分野について、市に具体的に公開してほしいデータがあればお書きください。

自由記載

問4

《皆さんにお聞きします》

あなたはマイナンバーカードを持っていますか。次の中から、あてはまるものに1つ○をつけてください。

- | | | | |
|----------|--------|------|---|
| 1 持っている | —————→ | 問5 | へ |
| 2 持っていない | —————→ | 問4の1 | へ |

問4の1

《問4で「2 持っていない」と答えた方にお聞きします》

あなたがマイナンバーカードの交付を受けていない理由は何ですか。該当するものにいくつでも○をつけてください。

- | |
|--------------------------------|
| 1 利用したいサービスがないから |
| 2 他の身分証明書(運転免許証など)が既にあるから |
| 3 申請やカードの受け取りのために窓口を訪れるのが難しいから |
| 4 個人情報保護などのセキュリティが不安だから |
| 5 その他() |

問4の2

《問4で「2 持っていない」と答えた方にお聞きします》

国においてはマイナンバーカードを活用した様々なサービスについて検討しておりますが、どのようなサービスがあればマイナンバーカードを持ちたいと思いますか。該当するものにいくつでも○をつけてください。

- | |
|-------------------------|
| 1 各種行政手続のオンライン申請 |
| 2 健康保険証としての利用 |
| 3 交通系ICカードとしての利用 |
| 4 電子マネーカードとしての利用 |
| 5 各種会員証としての利用 |
| 6 各種ポイントカードとしての利用 |
| 7 サービスの有無にかかわらず持つつもりはない |
| 8 その他() |

問5

《皆さんにお聞きします》

あなたはキャッシュレス決済※6を利用していますか。該当するものに1つ○をつけてください。

※問5～問5の4において、地下鉄やJR、バスなどの公共交通機関における支払は「キャッシュレス決済」に含めないものとします。

- | | | | |
|-----------|--------|------|---|
| 1 利用している | —————→ | 問5の1 | へ |
| 2 利用していない | —————→ | 問5の4 | へ |

※6 キャッシュレス決済:紙幣や硬貨を使わず、ICカードやスマートフォンなどを使って支払を行う仕組み。

問5の1**《問5で「1 利用している」と答えた方にお聞きします》**

あなたは、キャッシュレス決済をどのくらいの頻度で利用していますか。次の中から、あてはまるものに1つ○をつけてください。

- 1 ほぼ毎日(週に5日以上)
- 2 週に数回程度
- 3 月に数回程度
- 4 年に数回程度
- 5 その他()

問5の2**《問5で「1 利用している」と答えた方にお聞きします》**

あなたは、どのような支払にキャッシュレス決済を利用していますか。次の中から、あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

- 1 店舗での支払い(コンビニ等での買い物、飲食店の支払など)
- 2 インターネットショッピング
- 3 公共料金や税金の支払い
- 4 その他()

問5の3**《問5で「1 利用している」と答えた方にお聞きします》**

あなたは、どのような方法でキャッシュレス決済を利用していますか。次の中から、あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

- 1 クレジットカード
- 2 デビットカード
- 3 QRコード決済(ラインペイ、ペイペイ、ウィーチャットペイ、アリペイなど)
- 4 SAPICA(サピカ)
- 5 SAPICA(サピカ)以外のカード(Kitaca、Suica、WAON、nanaco、楽天Edyなど)
- 6 スマートフォンのNFC機能(おサイフケータイ、Apple Payなど)
- 7 その他()

問5の4**《問5で「2 利用していない」と答えた方にお聞きします》**

あなたがキャッシュレス決済を利用しない理由は何ですか。次の中から、あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

- 1 必要性を感じないから
- 2 現金でないと信用できないから
- 3 預金残高やチャージ金額などの管理が難しいから
- 4 無駄遣いをしそうだから
- 5 スマートフォン等の操作や手続などが難しいから
- 6 その他()
- 7 特に理由はない

問6

《皆さんにお聞きします》

札幌市が実施している情報化の取組のうち、「あなたが知っているもの、聞いたことがあるもの」と、そのうち「あなたが過去1年間に実際に利用したことがあるもの」はどれですか。

次の中から、それぞれあてはまるものにいくつでも○をつけてください。

札幌市の情報化施策	知っている 聞いたことがある	過去1年間に 実際に利用し たことがある
1 ホームページ		
2 コールセンター		
3 公共交通 IC カード「SAPICA(サピカ)」		
4 税の電子申告		
5 電子入札		
6 公共施設予約システム(スポーツ・文化施設など)		
7 図書貸し出しの予約・検索システム		
8 えきバスナビ(公共交通案内)		
9 申請書・届出書ダウンロードサービス		
10 公園検索システム		
11 公文書検索システム		
12 公共施設での ICT 講座		
13 上記の中に、知っているもの、利用したことがあるものはない		

問7

《皆さんにお聞きします》

札幌市が実施している情報化の取組のうち、「あなたが『便利』あるいは『評価できる』と感じるもの」と「今後、あなたが札幌市に力を入れてほしいと感じるもの」はどのようなものですか。

次の中から、それぞれあてはまるものに3つまで○をつけてください。

札幌市の情報化施策	便利・評価で きる	力を入れて ほしい
1 各種申請・申告・届出手続のオンライン化		
2 電子マネーによる公共料金・税などの支払い		
3 ホームページによる情報提供		
4 動画サイトなどを活用した情報提供		
5 公共施設での ICT 講座の開催など、学習機会の提供		
6 子どもに対する ICT 教育の実施(安全・マナーなど)		
7 市民活動への ICT 活用支援		
8 個人情報保護の強化		
9 その他()		

問8**《皆さんにお聞きします》**

あなたは、札幌市の行政情報を主にどのような方法で入手しますか。
次の中から、あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

- 1 広報さっぽろ
- 2 市のホームページ → **問8の1** へ
- 3 市以外のホームページ
- 4 コールセンター
- 5 ポスター、パンフレットなどの印刷物
- 6 回覧板
- 7 区役所などの窓口
- 8 新聞、タウン誌
- 9 テレビ、ラジオ
- 10 家族、知人
- 11 Twitter(ツイッター)やFacebook(フェイスブック)などのSNS(ソーシャル・ネットワークキング・サービス)
- 12 その他()
- 13 特になし

問8の1**《問8で「2 ホームページ」と答えた方にお聞きします》**

あなたは、札幌市のホームページからどのような情報を入手していますか。
次の中から、あてはまるものに3つまで○をつけてください。

- | | |
|-------------|------------|
| 1 イベント・催し | 2 公共施設 |
| 3 市の計画・施策 | 4 市の財政・組織 |
| 5 市の統計・調査 | 6 相談窓口 |
| 7 納税・税の申告 | 8 福祉サービス |
| 9 保険・医療 | 10 子育て |
| 11 公園・緑地 | 12 学校教育 |
| 13 生涯学習 | 14 防災 |
| 15 ごみ・リサイクル | 16 環境保全・公害 |
| 17 上下水道 | 18 公共交通 |
| 19 除排雪 | 20 市議会・選挙 |
| 21 その他() | |
| 22 特になし | |

問8の2**《問8で「2 ホームページ」と答えた方にお聞きします》**

あなたが、今後、札幌市のホームページでの情報提供において、さらに力を入れてほしいと感じる情報を教えてください。

次の中から、あてはまるものに3つまで○をつけてください。

1 イベント・催し	2 公共施設
3 市の計画・施策	4 市の財政・組織
5 市の統計・調査	6 相談窓口
7 納税・税の申告	8 福祉サービス
9 保険・医療	10 子育て
11 公園・緑地	12 学校教育
13 生涯学習	14 防災
15 ごみ・リサイクル	16 環境保全・公害
17 上下水道	18 公共交通
19 除排雪	20 市議会・選挙
21 その他()	
22 特になし	

問8の3**《問8で「2 ホームページ」と答えた方にお聞きします》**

札幌市のホームページについてどのように思いますか。

あなたの考えに最も近いものに3つまで○をつけてください。

1 デザインがよく見やすい	2 デザインが悪く見づらい
3 必要な情報を探しやすい	4 情報を探すのに時間がかかる
5 情報の量が十分である	6 欲しい情報が不足している
7 情報内容がわかりやすい	8 情報内容がわかりづらい
9 最新の情報が得られる	10 情報内容が古い
11 その他()	
12 特になし	

問9**《皆さんにお聞きします》**

市役所への申請手続や施設の利用申込などが、インターネットなどを通じてできるようになる行政サービスのオンライン化について、あなたはどのように考えますか。

次の中から、あてはまるものに1つ○をつけてください。

1 推進すべきである
2 推進してもよいが、慎重に進めるべきである
3 現状で十分である
4 その他 ()
5 わからない

問9の1**《皆さんにお聞きします》**

問9でそのように回答した理由は何ですか。

次の中から、あてはまるものに3つまで○をつけてください。

- 1 暮らしが便利になるから
- 2 行政経費の削減につながるから
- 3 紙使用量の削減により環境保全になるから
- 4 個人情報漏えいの不安があるから
- 5 行政サービスのオンライン化は、市職員と市民のふれあう機会を減らすので、冷たい印象があるから
- 6 パソコンなどの機器の操作に不安があるから
- 7 オンライン化しても便利になるとは思えないから
- 8 システム開発費などで経費がかかるから
- 9 システム開発により環境に負荷を与えるから
- 10 ICT(インターネットなど)を活用できる人とできない人との間で不公平が生じるから
- 11 その他()
- 12 特になし

問9の2**《問9で1または2と回答した方にお聞きします》**

国や他の自治体においては様々な行政サービスのオンライン化について検討しておりますが、あなたはどのようなサービスのオンライン化を推進すべきだと考えますか。

次の中から、あてはまるものに3つまで○をつけてください。

- 1 税・保険料の納付
- 2 公共施設利用料や手数料などの支払い
- 3 交通運賃
- 4 イベント申込
- 5 各種手続・申請
- 6 入札
- 7 その他()
- 8 特になし

問10**《皆さんにお聞きします》**

札幌市が情報化施策を進めるに当たって、あなたが札幌市に期待する ICT 活用の取組分野を教えてください。次の中からあてはまるものに1つ○をつけてください。

- 1 暮らしの向上(健康な暮らしの促進、新たなワークスタイル実現など)
- 2 安全安心なまちづくり(防災・災害情報の伝達、消防と医療の連携強化など)
- 3 地域経済の振興(観光など様々な産業での活用、人材育成、起業等の支援など)
- 4 コミュニティの活性化(情報の発信・共有の支援など)
- 5 行政の効率化(各種手続の利便性向上、業務効率化、セキュリティ強化など)
- 6 積極的な広報(わかりやすい行政情報の提供、オープンデータ化など)
- 7 その他()
- 8 特になし

問 10 の 1

《皆さんにお聞きします》

前の問 10 で選択した分野について、市に対して具体的にどのような取組をしてほしいと思いますか。

自由記載

問 11

《皆さんにお聞きします》

あなたは、札幌市が情報化施策を進める上で、特にどのような点に注意すべきだと考えますか。次の中からあてはまるものに3つまで○をつけてください。

- 1 個人情報やプライバシーの権利を保護すること
- 2 高齢者や障がい者など、ICT を使いこなすことが難しい方にも配慮すること
- 3 経済的な事情から ICT サービスを利用できない方に配慮すること
- 4 インターネットを利用した詐欺などの犯罪発生を防ぐこと
- 5 有害な情報から子どもたちを守ること
- 6 技術の進歩に的確に対応していくこと
- 7 人と人とのふれあいが失われないよう配慮すること
- 8 経費がかかりすぎないようにすること
- 9 その他()
- 10 特になし

最後に、あなたご自身のことについて、お聞きします

《皆さんにお聞きします》

F1 【性別】 あなたの性別をお答えください。

- 1 男
- 2 女
- 3 その他

F2 【年齢】 あなたの年齢は、おいくつですか。(平成31年1月1日現在)

- 1 18歳～19歳
- 2 20歳～29歳
- 3 30歳～39歳
- 4 40歳～49歳
- 5 50歳～59歳
- 6 60歳～69歳
- 7 70歳以上

F3 【住居】 あなたは現在どちらの区にお住まいですか。

- | | | | | |
|-------|-------|------|-------|--------|
| 1 中央区 | 2 北区 | 3 東区 | 4 白石区 | 5 厚別区 |
| 6 豊平区 | 7 清田区 | 8 南区 | 9 西区 | 10 手稲区 |

F4 【世帯】 あなたの世帯構成は、次のどれにあたりますか。
あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1 自分1人または友人と同居などの単身世帯
- 2 夫婦2人の1世代世帯
- 3 親と子の2世代世帯
- 4 親と子と孫の3世代世帯
- 5 18歳未満の世帯員がいる世帯
- 6 65歳以上の世帯員がいる世帯
- 7 その他()

F5

【職 業】 あなたの職業は、次のどれにあたりますか。
あてはまるものに1つ○をつけてください。

- 1 農林水産業
- 2 自営・商工業(企業の代表者、商店経営者など)
- 3 自由業(開業医、弁護士、宗教家、芸術家、プロスポーツ選手など)
- 4 管理職(官公庁、大中企業、法人・団体の部・課長以上の給与生活者)
- 5 事務・技術職(一般の事務・技術関係の給与生活者、公務員、教員など)
- 6 現業労働者(各種産業労働者及び中小企業、個人商店などの従業員)
- 7 家事に専念している主婦・主夫
- 8 パートなどで働いている主婦・主夫
- 9 その他()
- 10 無職・学生

ご協力ありがとうございました

調査票は同封の返信用封筒に入れ、切手を貼らずに
平成31年2月12日(火)までに投函してください。

なお、返信用封筒は無記名でお送りください。